



埼玉県報

第195号
令和3年(2021年)
3月30日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(改革推進課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 知事の期末手当の特例に関する条例のあらまし(人事課)
- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例のあらまし(学事課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例のあらまし(消費生活課)
- 埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例のあらまし(社会福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(高齢者福祉課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(保健医療政策課)
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例のあらまし(保健医療政策課)
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(健康長寿課)
- 食品衛生に関する条例を廃止する条例のあらまし(食品安全課)
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(食品安全課)
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(食品安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例のあらまし(金融課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する

条例のあらまし（八潮新都市建設事務所）

- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（交通規制課）

条例

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（改革推進課）
- 知事権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 知事の期末手当の特例に関する条例（人事課）
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例（学事課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（共助社会づくり課）
- 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（消費生活課）
- 埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（保健医療政策課）
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例（保健医療政策課）
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（健康長寿課）
- 食品衛生に関する条例を廃止する条例（食品安全課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（金融課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（八潮新都市建設事務所）
- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正す

る条例（建築安全課）

- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（交通規制課）

規則

- 埼玉県規則の本則における押印及び署名の規定の整備に関する規則（改革推進課）
- 埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則（改革推進課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（地域政策課）
- 埼玉県表彰規則の一部を改正する規則（人事課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走電子決裁投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）
- 埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）

- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（福祉政策課）
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢者福祉課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（保健医療政策課）
- 食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則（食品安全課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設管理課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 人事記録に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 技能職員に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（警務課）

訓令

- 埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令（計画調整課）
- 副知事の担当事務に関する訓令（改革推進課）
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規定の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員安全衛生管理規程の一部改正する訓令（職員健康支援課）
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令（消防課）
- 埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令（大気環境課）
- 埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令（みどり自然課）
- 埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令（産業労働政策課）
- 埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令（畜産安全課）
- 埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程（畜産安全課）
- 埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令（出納総務課）
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）
- 埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等公用車管理規程等の一部を改正する訓令（教委・総務課）

- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令（審査調整課）
- 埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令（みどり自然課）
- 埼玉県危機対策本部設置規程（危機管理課）
- 埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令（危機管理課）

管理規程

- 埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院事業管理規程等を廃止する規程（経営管理課）
- 埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程を廃止する規程（がんセンター）
- 埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を廃止する規程（小児医療センター）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 埼玉県平和資料館の指定管理者の指定について（広聴広報課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業が口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関を定める告示（福祉政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示(障害者福祉推進課)
- 平成25年埼玉県告示第1166号の一部を改正する告示(食品安全課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 富士見・ふじみ野農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 入間第一用水土地改良区の役員就退任届(川越農林振興センター)
- 県営土地改良事業幸手領・権現堂地区(かんがい排水事業)の工事完了(春日部農林振興センター)
- 埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程の一部を改正する告示(畜産安全課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく高さ指定(道路環境課)
- 車両制限令第3条第1項第2号のイに基づく重さ指定(道路環境課)
- 富士見都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 富士見都市計画道路の変更(都市計画課)

- 国道254号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示（八潮新都市建設事務所）
- 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 羽生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 桶川都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 寄居都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 令和二年埼玉県告示第五百号（県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示）の一部改正（特別支援教育課）
- 県道越谷川口線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道さいたま草加線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道新座和光線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の供用の開始（北本県土整備事務所）

- 県道鴻巣羽生線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 一般国道140号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道青梅飯能線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道新郷停車場線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道上新郷埼玉線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県病院事業告示の廃止（経営管理課）
- 埼玉県情報公開条例による公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示の廃止（下水道管理課）
- 平成8年埼玉県公安委員会告示第167号の一部改正告示（警備課）
- 埼玉県選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）
- 埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）
- 公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示を廃止する告示（文書課）
- 公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示（文書課）
- 埼玉県情報公開条例第35条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料を定める告示（文書課）
- 埼玉県情報公開条例第35条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料を定める告示を廃止する告示（文書課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

一 趣旨

建築基準法等の一部改正等に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料等の額を定めるとともに、食品衛生法等の一部改正に伴い、飲食店営業許可手数料等の額を改定するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

(例) 建築基準法の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料

十六万円

イ 手数料の改定等

(例) 食品衛生法等の規定に基づく飲食店営業許可申請手数料（新規営業許可の場合）

現行 一万六千円

改正後 一万七千六百元

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)ア及びイの一部は同年六月一日、二(一)及び(二)の一部は同年八月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

一 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応及び児童虐待防止対策を強化するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

六千八百五十七人 ↓ 六千九百七十六人（+百十九人）

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（地域政策課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 中核市が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務及び市の削除

(二) その他法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(二)の一部については公布の日など

本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めるための条例の制定

二 内容

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、知事の期末手当を支給しない

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員の服務に関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととするための改正

二 内容

- (一) 条文から署名を求める規定を削る
- (二) 別記様式「宣誓書」から印を削る

三 施行期日

公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（人事課）

一 趣旨

令和三年一月七日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するための改正

二 内容

児童相談所に勤務する児童福祉司等が行う社会福祉に関する業務について、福祉保健業務手当の額の引上げ

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（学
事課）

一 趣旨

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、埼玉県私立学校助成審議会の議事録につ
いて押印を要しないこととするための改正

二 内容

条文から押印を求める規定を削る。

三 施行期日

令和三年三月三十日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載部分を閲覧等の対象から除外等するための改正

二 内容

- (一) 指定特定非営利活動法人の「役員名簿」及び「社員名簿」のうち、個人の住所又は居所に係る記載部分を閲覧等の対象から除外する。
- (二) 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、知事への提出を不要とする。
- (三) 「役員報酬規程」及び「職員給与規定」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、知事への提出を不要とする。

三 施行期日等

(一) 施行期日

令和三年六月九日

(二) 経過措置

この条例の施行期日前に開始した事業年度に係る「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類及び「役員報酬規程」等の提出については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（埼玉県条例第十二号）
（消費生活課）

一 趣旨

エスカレーターの安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするもの

二 内容

(一) 県の責務等

ア 県の責務

エスカレーターの安全な利用の促進に関する施策の実施

イ 県民の責務

エスカレーターの安全な利用に関する理解と県及び関係事業者が実施する

施策及び取組への協力

ウ 関係事業者の責務

エスカレーターの安全な利用に関する理解と県が実施する施策への協力

(二) 利用者の義務

立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

(三) 管理者の義務

利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。

(四) 管理者に対する指導等

知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、周知に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

三 施行期日

令和三年十月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（社会福祉課）

一 趣旨

施設の老朽化による建替えに伴い、埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の位置を変更するための改正

二 内容

位置の変更

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改定するための条例の一部改正

二 内容

- (一) 感染症や災害への対応力強化のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (二) 地域包括ケアシステムの推進のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (三) 自立支援・重度化防止のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (四) 介護人材の確保・介護現場の革新のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (五) 虐待防止への取組について、運営基準を新たに定める。

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)、二(二)、三及び五については、令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を改定するための条例の一部改正

二 内容

- (一) 感染症や災害への対応力強化のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (二) 地域包括ケアシステムの推進のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (三) 介護人材の確保・介護現場の革新のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (四) 虐待防止への取組について、運営基準を新たに定める。

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)、二(二)及び四については、令和六年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（障害者支援課）

一 趣旨

厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

全ての障害者施設・事業所の運営に関する基準の改正

- (一) 感染症や災害への対応力強化
- (二) 虐待防止への取組
- (三) 人材確保・業務効率化

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし一部経過措置あり。二(一)については令和六年四月一日、二(二)については令和四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（障害者支援

課）

一 趣旨

厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

全ての障害児施設・事業所の運営に関する基準の改正

(一) 感染症や災害への対応力強化

(二) 虐待防止への取組

(三) 人材確保・業務効率化

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし一部経過措置あり。二(一)については令和六年四月一日、二(二)については令和四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（保健医療政策課）

一 趣旨

国が定める水質管理目標設定項目の一部改正に伴い、水質試験の試験項目を増設するための改正

二 内容

水質試験の試験項目の増設

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）
六万六千七百七十円

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例（埼玉県条例第九号）（保健医療政策課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置するための条例の制定

二 内容

(一) 設置

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け及び病院機構に係る県債の償還事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置する。

(二) 歳入及び歳出

ア 歳 入

病院機構の負担金、貸付金償還金、県債その他の諸収入

イ 歳 出

貸付金、県債償還金その他の諸支出

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（健康長寿課）

一 趣旨

養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をするための改正

二 内容

別表第二中第四号の規定を削除する。

三 施行期日

令和三年三月三十日

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第二十一号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法等の一部改正に伴い、食品衛生に関する条例を廃止

二 内容

(一) 食品衛生に関する条例の廃止

(二) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例における、食品衛生に関する条例に係る条項の削除

(三) 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例における、食品衛生に関する条例に係る条項の削除

三 施行期日

令和三年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、ふぐ取扱施設認定申請手数料の額を改定

二 内容

- (一) ふぐ取扱施設の認定基準等における施設基準の削除
- (二) 認定を取り消す場合の要件の一部削除
- (三) 認定手数料の変更

三 施行期日

令和三年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法等の一部改正に伴い、食品業者が公衆衛生上遵守すべき営業許可に係る営業施設の基準を改める等するための改正

二 内容

- (一) 営業許可に係る営業施設の基準に関する条項等の改正
- (二) 届出に関する条項の削除

三 施行期日

令和三年六月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十四号)
(産業支援課)

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の四点を条例に追加する

・ 金属3Dプリンタ (造形装置に係る部分)	一時間	二、四三〇円
(脱脂装置に係る部分)	一時間	四八〇円
(焼結装置に係る部分)	一時間	七〇〇円
・ 味覚センサ	一時間	四、三〇〇円

(二) 手数料

次の四点を条例に追加する

・ ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析	試料分析	一試料一測定	二五、五〇〇円
	質量スペクトル解析	一試料	七、二二〇円
・ 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料一測定	一四、三〇〇円
	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料一測定	一九、八〇〇円

(三) 次の六点を条例から削除する

- 使用料
- ・ 引張せん断試験機
 - ・ モーションキャプチャ
 - ・ 熱膨張計
 - ・ 高速度カメラ
 - ・ 二次元座標測定顕微鏡
- 手数料
- ・ 通気性試験

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（金融課）

一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改

正

二 内容

基金の設置期間

「令和四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（八潮新都市建設事務所）

一 趣旨

行政手続の見直しに伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

審議会の議事録について押印を要しないこととする。

三 施行期日

公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（建築安全課）

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備を行うための改正

二 内容

(一) 小規模建築物の改正に対する規定の整理

(二) 文言整理

三 施行期日

二(一) 令和三年十月一日

二(二) 令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（教委・総務課）

一 趣旨

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十一人 ↓ 七百二十三人（十二人）

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

令和三年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（交通規制課）

一 趣旨

信号機の基準について歩行者等支援情報通信システム（PICS）が信号機に含まれることを明記することに伴う規定の整備をするための改正

二 内容

第二条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

三 施行期日

令和三年四月一日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

（埼玉県手数料条例の一部改正）

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同条第二十号中「第七十四号」を「第七十六号」に改め、同条第二十一号中「第七十五号」を「第七十七号」に改め、同条第二十二号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十三号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十四号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十五号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十六号中「第八十三号」を「第八十五号」に改める。

別表保健医療部の項第四号から第三十七号までを次のように改める。

<p>四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七千六百円 ロ 営業許可継続の場合 一万四千元</p>
<p>五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機による食品を調理し、</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 六千八百円 ロ 営業許可継続の場合 五千四百円</p>

<p>八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料</p>	<p>調理された食品を販売する営業許可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>	

<p>十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査</p>
<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万七百元 ロ 営業許可継続の場合 八千五百円</p>

<p>十三 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく食品の放射 線照射業の許可 の申請に対する 審査</p>	<p>食品の放 射線照射 業許可申 請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>
<p>十四 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく菓子製造業 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>菓子製造 業許可申 請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>十五 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づくアイスクリ ーム類製造業の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>アイスク リーム類 製造業許 可申請手 数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>十六 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく乳製品製造</p>	<p>乳製品製 造業許可 申請手数 料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

業の許可の申請 に対する審査	十七 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく清涼飲料水 製造業の許可の 申請に対する審 査	十八 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく食肉製品製 造業の許可の申 請に対する審査	十九 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基 づく水産製品製 造業の許可の申 請に対する審査	二十 食品衛生法 第五十五条第一 項及び食品衛生 法施行令第三十 五条の規定に基
	清涼飲料 水製造業 許可申請 手数料	食肉製品 製造業許 可申請手 数料	水産製品 製造業許 可申請手 数料	氷雪製造 業許可申 請手数料
	イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円	イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円	イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円	イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円

<p>一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>請手数料</p>	
<p>二十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>麺類製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>二十八 食品衛生法第五十五条第</p>	<p>そうざい製造業許</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>三十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>
<p>複合型冷凍食品製造業申請手数料</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>複合型そうざい製造業申請手数料</p>	<p>可申請手数料</p>
<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千円 ロ 営業許可継続の場合 二万八千円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 三万五千円 ロ 営業許可継続の場合 二万八千円</p>	

<p>三十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>三十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>
<p>三十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 一万五千四百円 ロ 営業許可継続の場合 一万二千三百円</p>
<p>三十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の申請手数料</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料</p>	<p>イ 新規営業許可の場合 二万四千五百円 ロ 営業許可継続の場合 一万九千六百円</p>

<p>造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食品に関する営業証明書交付手数料</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>
<p>三十六 食品衛生法又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）の規定に基づく許可を受けた者又は申請若しくは届出を行った者の依頼に基づき実施する営業に関する証明書の交付</p>		
<p>三十七 削除</p>		

別表保健医療部の項中第八十二号を第八十五号とし、第六十四号から第八十一号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六十三号を同項第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>百六十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の製造工程の</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管</p>	<p>イ 医薬品についての適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品に係る場合 (3)に掲げる場合を除く。 十九万八千円に品目ごとに三千三百円及び製造販売業者ごとに九千円を加えた金額 (2) 一般医薬品に係る場合 (3)に掲げる場合を除く。 十三万七千円に品目ごとに二千円及び製造販売業者ごとに九千円を加え</p>
---	-----------------------------	---

区分ごとの適合
性調査の申請に
対する審査

た金額

(3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示
又は保管のみを行う場合

七万千五百円に品目ごとに五百円及
び製造販売業者ごとに九千円を加えた
金額

ロ 医薬部外品についての適合性調査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

(1) 無菌医薬部外品に係る場合 (3)に掲
げる場合を除く。)

十五万五千六百円に品目ごとに三千
三百円及び製造販売業者ごとに九千円
を加えた金額

(2) 一般医薬部外品に係る場合 (3)に掲
げる場合を除く。)

十万八千八百円に品目ごとに二千円
及び製造販売業者ごとに九千円を加え
た金額

(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、
表示又は保管のみを行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円
及び製造販売業者ごとに九千円を加え
た金額

別表保健医療部の項中第六十二号を第六十四号とし、第五十七号から第
百六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一百五十六号中「第八十条第三項第三
号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の
規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業又は医
療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料
」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業
の登録申請手数料」に改め、同号中口をホとし、イをニとし、イからハまでとし
て次のように加える。

イ 医薬品の製造に係る登録

三万八千三百円

ロ 医薬部外品の製造に係る登録
ハ 化粧品製造に係る登録

三万八千三百円
三万八千三百円

別表保健医療部の項中第百五十六号を第百五十八号とし、第百三十三号から第百五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百三十二号の次に次の二号を加える。

<p>百三十三 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 六条の二第一項 の規定に基づく 地域連携薬局の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>地域連携 薬局認定 申請手数 料</p>	<p>一万二千元</p>
<p>百三十四 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 六条の三第一項 の規定に基づく 専門医療機関連 携薬局の認定の 申請に対する審 査</p>	<p>専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数 料</p>	<p>一万二千元</p>

別表保健医療部の項に次の二号を加える。

<p>百八十六 農林水 産物及び食品の 輸出の促進に関 する法律（令和 元年法律第五十</p>	<p>輸出証明 書発行申 請手数料</p>	<p>八百七十円</p>
---	-------------------------------	--------------

<p>七号)第十五条 第二項の規定に 基づく輸出証明 書(農林水産物 及び食品の輸出 の促進に関する 法律施行規則(令 和二年財務省・ 厚生労働省・農 林水産省令第一 号)第四条第一 号に掲げる農林 水産物又は食品 のうち主務大臣 が厚生労働大臣 のものに係るも のに限る。)の 発行の申請に対 する審査</p>		
<p>百八十七 農林水 産物及び食品の 輸出の促進に関 する法律第十七 条第二項の規定 に基づく適合施 設(農林水産物 及び食品の輸出 の促進に関する 法律施行規則第 十五条各号に掲 げる農林水産物 又は食品のうち 主務大臣が厚生</p>	<p>適合施設 認定申請 手数料</p>	<p>イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円</p>

労働大臣のものに係るものに限る。）の認定の申請に対する審査		
-------------------------------	--	--

別表農林部の項第五十五号を次のように改める。

五十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第四条第一号及び第三号に掲げる農林水産物又は食品のうち主務大臣が農林水産大臣のものに係るものに限る。）の発行の申請に対する審査	輸出証明書 書発行申請 手数料	八百七十円
---	-----------------------	-------

別表農林部の項中第五十七号を第五十八号とし、第五十六号を第五十七号とし、第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に	適合施設 認定申請 手数料	イ 知事が実地に検査を行う場合 二万九百円 ロ イ以外の場合 一万四百円
--------------------------------------	---------------------	---

<p>基づく適合施設 （農林水産物及 び食品の輸出の 促進に関する法 律施行規則第十 五条各号に掲げ る農林水産物又 は食品のうち主 務大臣が農林水 産大臣のものに 係るものに限る。） の認定の申請に 対する審査</p>		
--	--	--

別表都市整備部の項第一号中「第百十四号イ及び第百十九号イ」を「第百十六号イ及び第百二十一号イ」に改め、同項第五号中「第百八号ハ、第百十四号ハ及び第百十九号ハ」を「第百十号ハ、第百十六号ハ及び第百二十一号ハ」に改め、同項第百二十三号イ中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号イ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号イ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第百二十三号ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十六万七千円

別表都市整備部の項第百二十三号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第二百二十三号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十二号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第二百二十二号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第二百二十二号ホ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ホ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ホ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第二百二十二号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十一号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第一百十九号金額の欄イ」を「第二百一十一号金額の欄イ」に、「第一百十九号金額の欄ロ」を「第二百一十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同項第二百二十号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第一百十八号金額の欄」を「第二十号金額の欄」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

九千五百円

別表都市整備部の項第二百十号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十六万七千円

別表都市整備部の項第二百十号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

六万五千円

別表都市整備部の項第二百十号を同項第二百十二号とし、同項第一百十九号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号を同項第二百十一号とし、同項第一百十八号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、「第二百十号イ(2)」を「第二百二十号イ(2)」に、「第二百二十号イ(2)」を「第二百二十四号イ(2)」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

別表都市整備部の項第一百十八号ハ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

三十三万四千円

別表都市整備部の項第一百十八号ニ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同号ニ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十三万円

別表都市整備部の項第百十八号を同項第百二十号とし、同項第百十七号中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二百二十三号」を「第二百二十五号」に改め、同号イ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
一万九千円

別表都市整備部の項第百十七号イ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(2)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第百十七号ロ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
三十三万四千円

別表都市整備部の項第百十七号ロ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(2)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十三万円

別表都市整備部の項第百十七号ハ(1)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ(1)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ(1)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

十六万七千円

別表都市整備部の項第十七号ハ(2)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ハ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ハ(2)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
六万五千円

別表都市整備部の項第十七号を同項第一百十九号とし、同項第一百十六号中「第百十四号金額の欄イ」を「第百十六号金額の欄イ」に、「第百十四号金額の欄ロ」を「第百十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十八号とし、同項第一百十五号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
九千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(3)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
七万二千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(4)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(4)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(4)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十五万八千五百円

別表都市整備部の項第十五号ロ(5)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(5)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(5)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
五万九千円

別表都市整備部の項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「この号及び第十五号」を「この号及び第十七号」に、「(一)から(六)まで及び第十五号(3)」を「(一)から(七)まで及び第十七号(3)」に改め、同号イ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号イ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号イ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
一万九千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(3)中「第百十五号ロ(3)」を「第百十七号ロ(3)」に改め、同号ロ(3)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(3)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(3)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十四万五千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(4)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(4)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(4)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
三十一万七千円

別表都市整備部の項第十三号ロ(5)中(六)を(七)とし、(三)から(五)までを(四)から(六)までとし、同号ロ(5)(二)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号ロ(5)中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
十一万八千円

別表都市整備部の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第百八号金額の欄イ」を「第百十号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項中第百九号を第百十一号とし、第百八号を第百十号とし、同項第百七号イ中「第百九号」を「第百十一号」に、「第百十号」を「第百十二号」に改め、同号ロ中「第百九号」を「第百十一号」に改め、

同号を同項第百九号とし、同項中第百六号を第百八号とし、第八十八号から第百五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八十七号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同号を同項第八十九号とし、同項中第八十六号を第八十八号とし、第三十六号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十五号の次に次の二号を加える。

<p>三十六 建築基準 法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可 申請手数 料</p>	<p>十六万円</p>
<p>三十七 建築基準 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境 向上用途 誘導地区 内における建築物の高さの最高限度の特例許可 申請手数 数料</p>	<p>十六万円</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項中第百八十七号を第百八十九号とし、第百六十七号から第百八十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百六十六号イ(1)及び(2)中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(4)に掲げる場合を除く。」を加え、同号イに次のように加える。

-
- (4) 保管製造所において行う場合
七万千五百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円を
加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十六号ロ(1)及び(2)中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、
同号ロ(3)中「場合」の下に「(4)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次
のように加える。

-
- (4) 保管製造所において行う場合
五万七千三百円に品目ごとに五百円及び製造販売業者ごとに九千円
を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十六号を同項第六十八号とし、同項第六十五号
イ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十五万五千六百円」
を「十九万八千円」に改め、同号イ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から
(5)まで」に、「十万八千八百円」を「十三万七千円」に改め、同号イ(3)中「場
合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「五万七千三百円」を「七
万千五百円」に改め、同号イ(4)中「五万七千三百円」を「七万千五百円」に改め、
同号イに次のように加える。

-
- (5) 保管製造所において行う場合
七万千五百円に品目ごとに五百円を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十五号ロ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「か
ら(5)まで」に改め、同号ロ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」
に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同
号ロに次のように加える。

-
- (5) 保管製造所において行う場合
五万七千三百円に品目ごとに五百円を加えた金額
-

別表保健医療部の項第六十五号を同項第六十七号とし、同項第六十四号
イ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に、「八万三千元」を「十
万六千六百円」に改め、同号イ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)ま
で」に、「五万百円」を「六万三千五百円」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に
「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「二万四千九百円」を「三万六百元」
に改め、同号イ(4)中「二万四千九百円」を「三万六百元」に改め、同号イに次の

ように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

三万六百元

別表保健医療部の項第六十四号ロ(1)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(2)中「の承認」を削り、「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

二万四千九百元

別表保健医療部の項第六十四号を同項第六十六号とし、同項第六十三号イ(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十五万五千六百元」を「十九万八千円」に改め、同号イ(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「十万八千八百円」を「十三万七千円」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「五万七千三百円」を「七万五千五百円」に改め、同号イに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

七万五千五百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号ロ(1)及び(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

(5) 保管製造所において行う場合

五万七千三百円に品目ごとに五百円を加えた金額

別表保健医療部の項第六十三号を同項第六十五号とし、同項第六十二号中「基づく製造販売の承認の申請時」の下に「又は承認事項に係る変更計画の承認時」を加え、「製造販売の承認の申請時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承認の申請時又は承認事項に係る変更計画の承認時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同号イ(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「八万三千元」を「十万六千六百元」に改め、同号イ(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「五万六千円」を「六万三千元」に改め、同号イ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、「二万四千九百元」を「三万六百元」に改め、同号イ(4)中「二万四千九百

円」を「三万六百元」に改め、同号イに次のように加える。

- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所において保管のみを行う場合（以下「保管製造所において行う場合」という。）

三万六百元

別表保健医療部の項第六十二号ロ(1)及び(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号ロ(3)中「場合」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

- (5) 保管製造所において行う場合

二万四千九百元

別表保健医療部の項第六十二号を第六十四号とし、第六十一号を第六十三号とし、第六十号を第六十二号とし、同項第五十九号中「第八十条第三項第三号の規定に基づく医療機器又は」を「第八十条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づく保管のみを行う医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、製造業又は医療機器若しくは」に、「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、イからハマでとして次のように加える。

- | | | |
|---|------------------|--------|
| イ | 医薬品の製造に係る登録の更新 | 二万八千百元 |
| ロ | 医薬部外品の製造に係る登録の更新 | 二万八千百元 |
| ハ | 化粧品の製造に係る登録の更新 | 二万八千百元 |

別表保健医療部の項第五十九号を第六十一号とし、第五十三号から第三百五十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十二号中「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証」の下に「若しくは登録証、同項第七号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の

製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十一号中「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証」の下に「若しくは登録証、同項第七号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、化粧品の製造業の許可証」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証若しくは登録証、医薬品若しくは医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十号中「第一条の六第二項」を「第一条の四第二項」に改め、「開設の許可証」の下に「、同令第二条の九第二項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」を「薬局開設許可証、地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第四十九号中「第一条の五第二項」を「第二条の第三第二項」に改め、「開設の許可証」の下に「、同令第二条の八第二項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の認定証」を加え、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設許可証、地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十八号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十七号を同項第四十九号とし、同項第四十六号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項中第四十五号を第四百四十七号とし、第四百三十五号から第四百四十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四百三十四号を同項第四百三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>百三十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第五項の規定に基づく専門医療関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請 手数料</p>	<p>一万二千元</p>
--	--	--------------

別表保健医療部の項第三百三十三号の次に次の一号を加える。

<p>百三十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>地域連携 薬局認定 更新申請 手数料</p>	<p>一万二千元</p>
---	---------------------------------------	--------------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第六十三号中「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」に改め、同項第六十四号中「医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料」に改め、同項第六十七号中「製造販売の承認の申請」

時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」を「製造販売の承認の申請時又は承認事項に係る変更計画の確認時における医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料」に改め、同項中第四百六号を第四百十一号とし、第三百八号から第四百五号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百十一 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料

三百十二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六号を第三百九号とし、第二百三十八号から第三百五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十七号を第二百三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百三十九 輸出証明書発行申請手数料（農林部所管のものに限る。）

二百四十 適合施設認定申請手数料（農林部所管のものに限る。）

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百三十六号を第二百三十七号とし、第一百七十一号から第二百三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十号の次に次の一号を加える。

百七十一 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の区分適合性調査申請手数料

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表保健医療部の項第四号から第三十七号までの改正規定は令和三年六月一日から、第二条の規定及び第三条中別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百六十四号及び第三百六十七号の改正規定は令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四号から第三十五号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百五号、第一百七号、第百

十九号、第二百二十号、第二百二十二号、第二百二十四号及び第二百五号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第六十四号から第六十七号までの規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第三百三十三号及び第三百三十四号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とする。

6 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第五百五十八号及び第六十六号の規定の適用については、令和三年四月一日から令和三年七月三十一日までの間は、これらの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第一号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」とする。

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千八百五十七人」を「六千九百七十六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第二号事務の欄中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十条の二第五項及び第六項」に改める。

別表第三十七項第二号事務の欄中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第十六項並びに第三十八条の四第二十二項」を「第十七項並びに第三十八条の四第二十四項」に改める。

別表第四十五項第一号事務の欄2中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改める。

別表第八十五項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十項第二号事務の欄及び同表第三十七項第二号事務の欄の改正規定
公布の日

二 別表第四十五項第一号事務の欄の改正規定 令和三年八月一日

条 例

知事の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第七号

知事の期末手当の特例に関する条例

知事の期末手当は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（知事等の給与等の特例に関する条例の廃止）
- 2 知事等の給与等の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十三号）は、廃止する。
（この条例の失効）
- 3 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第八号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「署名した」を削る。

別記様式中「卅」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「福祉事務所」の下に「、児童相談所」を加え、同条第二項第一号中「九千七百円」の下に「（同項第一号の業務のうち児童相談所に勤務する職員で委員会規則で定めるものが行う業務については、二万円）」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第四条第一項第一号及び同条第二項第一号の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

条 例

埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例

埼玉県私立学校助成審議会条例（平成二十三年埼玉県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「これ」を「当該書類（イに掲げる書類（定款等を除く。））については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて法第二十九条の規定により事業報告書等を提出している場合 当該事業報告書等

二 既に知事に提出されている前条第二項第二号に掲げる書類の内容に変更がない場合 当該書類

第十四条中「、これ」を「、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十八条第二項第四号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の第十三条第一項の規定は、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手

続等に関する条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

条例

埼玉県エスカレーターの利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県エスカレーターの利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、エスカレーター（動く歩道を含む。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、県民、関係事業者及び関係地方公共団体との相互の連携及び協力の下に、エスカレーターの安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第三条 県民は、エスカレーターの利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係事業者が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策及び取組に協力するよう努めなければならない。

(関係事業者の責務)

第四条 関係事業者は、エスカレーターの利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係事業者は、県が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(利用者の義務)

第五条 エスカレーターを利用する者（次条において「利用者」という。）は、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

(管理者の義務)

第六条 エスカレーターを管理する者（次条において「管理者」という。）は、その利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知し

なければならない。

(管理者に対する指導等)

第七条 知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、前条に規定する周知に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。

(見直し)

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

条 例

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例

埼玉県立障害者歯科診療所条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の項中「千九百九十八番地」を「千九百九十六番地二」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」

第十四節 雑則（第二百七十七条の二）に、「第

三款 運営に関する基準（第三百二十三条―第三百三十一条）」を「第三款 運

営に関する基準（第三百二十三条―第三百三十一条）」

（第三百三十一条の二）に、「第三款 運営に関

する基準（第三百七十六条―第三百八十四条）」を「第三款 運営に関する基準

（第三百七十六条―第三百八十四条）」

（二）に、「第三款 運営に関する基準（第四

百三十条―第四百三十八条）」を「第三款 運営に関する基準（第四百三十条―

第四百三十八条）」

に、「第四百三十八条の二」を「第四百三十八条の二の二」に、

「第三款 運営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

十四）」を「第三款 運営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

第六節 雑則（第四百三十八条の五十五）」

に、「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二条

第七百四条）」を「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二

条―第十四節 雑則（第七百五条）」

に改める。

―

第四条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第十四条中「及び第百六十五条第二項」を削る。

第三十条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十二条の三中「省令第二十五条」との下に、「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に、「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第四十七条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「第三十五条」を「第三十条の二中「第三十条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十一条」と、第三十五条」に、「第四十二条第二項第五号」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条の二」と、第四十二条第二項第五号」に改める。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるように、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第六十六条中「及び第九十二条第一項」を削る。

第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九条中「病歴」との下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第八十五条第五号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十九条中「病歴」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条中「利用者」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」と

あるのは「第九十一条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第二百二条第七項中「第四条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第二百五条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第一百十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第一百四条に規定する基準の例によることとする。

第一百十一条の二中「第一百四条の二」を「第一百四条の三」に改め、同条を第一百十一条の三とし、第一百十一条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第一百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。第百十二条第二項第五号中「第百四条の二第二項」を「第百四条の三第二項」に改める。

第百十三条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第百十五条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十七条の二」とを加え、「及び第百八条第三項」を「並びに第百八条第三項及び第四項」に、「第百十一条の二」を「第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条」と、第百十一条の三」に、「第百四条の二」を「第百四条の三」に改める。

第百三十五条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「前項」との下に「、第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九条において準用する省令第百四条」とを加える。

第百四十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第百四十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第百十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百四十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「及び第三十四条」を「及び第三十四条第一項」に、「第三十五条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第一百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第六百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百四十条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第一百四十条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第一百八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「読み替える」を「、第一百一十一条中「第一百四条」とあるのは「第一百四十条において準用する省令第一百四条」と読み替える」に改める。

第六百七十九条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十二条の三中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百四十条の十五において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第一百八条第三項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第一百四十条の十五において準用する省令第三十七条の二」と、第一百八条第三項及び第四項」に、「、第四十九条」を「、第一百一十一条中「第一百四条」とあるのは「第一百四十条の十五において準用する省令第一百四条」と、第一百四十九条」に改め、「第一百五十六条第一項」の下に「及び第一百六十三条」を加え、「、第一百六十三条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を削る。

第六百八十九条中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百四十条の三十二において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第一百八条第三項」を「第四十条の二

中「第三十七条の二」とあるのは「第四百十条の三十二において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「第五百二十二条」を「第一百一十一条中「第四百四条」とあるのは「第四百十条の三十二において準用する省令第四百四条」と、第五百二十二条」に改める。

第二百二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第八十条第三項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「第五十二条中」を「第四十四条中「第一百八条」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第一百八条」と、第五百二十二条中」に改める。

第二百十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第

三十七条の二」とを加え、「読み替える」を、「第一百一十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第百四条」と読み替える」に改める。

第二百四十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「、第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第三十七条の二」と」を、「の従業者」と」の下に「、第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第百四条」と」を加える。

第二百五十三条第一項中「第二百六十一条第三項」を「省令第二百三条第三項」に改める。

第二百五十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十一条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百六十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百三条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三条第二項第三号中「第二百六十一条第四項」を「省令第二百三条第四項」に改める。

第二百六十四条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「、品名」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十条の二」と」を加え、「第百八条第二項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三

十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十五条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十五条中」に、「第八十条第二項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改め、「前項」と」の下に「、第二百六十一条中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」とを加える。

第二百七十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条」に、「第八十条第二項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第十四節 雑則

（電磁的記録等）

第二百七十七条の二 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第三百三十一条の二、第三百八十四条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の五十五及び第七百五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三条、第一百五條、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十九条（第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第二百二十五条第一項（第二百四十九条において準用する場合を含む。）並びに次

項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)によることができる。

第二百八十条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二百九十三条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第二百九十八条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二百九十八条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二百九十八条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五条中「第三百十一条」を「第三百十一条第一項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三百六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百九条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三百九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

第三百十一条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三百十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百二十一条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要

な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百二十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十一条中「第三百四条まで」の下に、「第三百六条の二」を、「省令第三十五条第三項」との下に、「第三百六条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第三百九条中「第二十七条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十七条」とを、「省令第三十五条」との下に、「第三百七条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十五条の二」とを加える。

第三章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百三十一条の二 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第二百八十六条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百三十三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百四十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第三百五十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第三百五十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第三百五十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五十九条中「第三百六十五条」を「第三百六十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十六条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百六十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百六十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

第三百六十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、

同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百七十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百七十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十六条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百八十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百八十四条中「第三百五十条」を「第三百五十条の三」に改め、「第三百五十八条まで」の下に、「第三百六十条の二」を、「省令第三十六条第三項」との下に、「第三百六十条の二中「第二十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十六条の二」と、第三百六十三条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」とを、「省令第三十六条」との下に「第三百七十条の二中「第三十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十六条の二」と」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百八十四条の二 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百四十条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))及び第三百四十三条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百八十六条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百一条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四百三条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第四百三条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第四百三条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百十一条中「第四百十七条」を「第四百十七条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百十二条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

い。

第四百十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四百十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百十七条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百二十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百二十六条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条中「第四百三条」を「第四百三条の三」に改め、「第四百十条まで」の下に「、第四百十二条の二」を、「省令第三十四条第三項」との下に「、第四百十二条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」と、第四百十五条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」とを、「省令第三十四条」との下に「、第四百二十二条の二中「第三十四条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条の二」とを加える。

第四百三十八条の二を第四百三十八条の二とし、第五章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の二 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百九十四条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。))及び第三百九十七条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百三十八条の三に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の六第一項第一号ロ(1)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ(2)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の十七第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四百三十八条の二十の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第四百三十八条の二十の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第四百三十八条の二十の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所

者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百三十八条の二十九中「第四百三十八条の三十五」を「第四百三十八条の三十五第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の三十第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百三十八条の三十の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百三十八条の三十三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百三十八条の三十三 衛生管理等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十五に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百三十八条の四十の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四百三十八条の四十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の四十四に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の四十五第四項第一号ロ(1)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ(2)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の五十一中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の五十四中「第四百三十八条の二十まで」を「第四百三十八条の二十の三まで」に改め、「第四百三十八条の二十八まで」の下に「、第四百三十八条の三十の二」を、「第三款」との下に「、第四百三十八条の三十の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第四百三十八条の三十三中「第三十三条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十三条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四百三十八条の四十の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第五章の二に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の五十五 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四百三十八条の十第一項(第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。))及び第四百三十八条の十三第一項(第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百四十一条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置

を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百九十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百九十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第四百九十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百九十二条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百九十二条の二の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第五十三条の二の二に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百九十二条の三 衛生管理等に係る基準は、省令第五十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百九十二条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提

供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四百九十二条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百九十二条の十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十三条の十の二に規定する基準の例によることとする。

第五百条中「第四百八十八条の十三」を「第四百八十八条の十三第一項」に、「第四百九十二条の四」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に改め、「省令第五十三条の十」との下に、「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十の二」と」を加える。

第五百十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五百十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に改め、「病歴」との下に、「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の二の二」と」を加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備

品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百二十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「病歴」との下に「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第五百二十四条第一号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第五百二十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百三十一条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「利用者」との下に「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第五百三十三条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第五百三十三条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第五百五十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第五百五十八条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五百五十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百五十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百一十一条に規定する基準の例によることとする。

第五百六十一条中「第四百八十九条の三」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百七十六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百七十八条の二を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百七十八条の二 衛生管理等に係る基準は、省令第三百三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

第五百八十一条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、「」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「第四百九十二条の五」を「「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、第四百九十二条の五」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改め

る。

第五百九十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百九十八条中「省令第三百三十六条」との下に、「第五百七十八条の二中「第三百九十九条の二」とあるのは「第三百五十九条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百三条の三中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百八十条第二項第二号」を「第五百七十八条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三十九条の二」と、第五百八十条第二項第二号」に改める。

第六百十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八（第五項及び第六項を除く。）、第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改め、「静養室等」との下に、「第五百七十八条の二中「第三百九十九条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三百三十九条の二」と」を加える。

第六百十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百二十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第

四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百七十一条中」を「第五百五十九条中「第二百一十一条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第二百一十一条」と、第五百七十一条中」に改める。

第六百三十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第六百五十二条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百五十六条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十条及び第四百九十二条の四」を「第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項」に改め、「同項中」を削り、「読み替える」を、「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三百三十九条の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三百三十九条の二」と読み替える」に改める。

第六百七十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百七十三条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」

を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に改め、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百七十九条第一項中「第六百八十四条第三項」を「省令第二百七十三条第三項」に改める。

第六百八十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六百八十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百七十三条に規定する基準の例によることとする。

第六百八十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第六百八十六条第二項第二号中「第六百八十四条第四項」を「省令第二百七十三条第四項」に改める。

第六百八十七条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三」を「、第四百八十八条の十三第一項」に改め、「品名」との下に「、第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の二の二」とを、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六百九十二条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八(第五項及び第六項を除く。)、第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第

四百九十二条の八第五項及び第六項を除く。」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の五中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の五中」に改め、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「前項」との下に「、第六百八十四条中」「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」とを加える。

第七百一条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「利用者」との下に「、第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の二の二」と、「第四百九十二条の三中」「第五十三条の三」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の三」とを、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に「、同条第四項中」「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第六章に次の一節を加える。

第十四節 雑則

(電磁的記録等)

第七百五条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四百八十八条の五第一項(第五百条、第五百十二条、第五百二十一条、第五百三十一条、第五百六十一条、第五百八十一条(第五百九十八条において準用する場合を含む。)、第六百三条の三、第六百十条、第六百二十条(第六百三十五条において準用する場合を含む。)、第六百五十六条、第六百七十三条、第六百八十七条、第六百九十二条及び第七百一条において準用する場合を含む。))及び第六百四十八条第一項(第六百七十三条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定

されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に、
「第四節 都市型軽費老人ホーム」
四十条）

ムの設備及び運営に関する基準（第三十五条―第四節 都市型軽費老人ホーム）
を
四十条）

第五節 雑則（第四十条の

―ムの設備及び運営に関する基準（第三十五条―第

に、「第三節 設備及び運営

二）

―に関する基準（第四十三条―第六十九条）を
「第三節 設備及び運営に関する基
第四節 雑則（第六十九条の三）

準（第四十三条―第六十九条の二）

に、「第百条」を「第百条の二」に、

「第五

節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び
「第
を

運営に関する基準（第百十八条―第百二十一条）

第

五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び

運営に関する基準（第百十八条―第百二十一条）

に改

六節 雑則（第百二十二条）

」

める。

第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第八条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条中第七号を第八号

とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十三条第二項中「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。第六十三条第三項後段及び第九十三条第三項後段において同じ。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二十七条を次のように改める。

（衛生管理等）

第二十七条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十四条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中「第三十四条まで」を「第三十四条の二まで」に、「第三十条」を「第

二十五条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第二十七条中「第二十六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十六条」と、第三十条」に改め、「省令第三十三条」と」の下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条の二」と」を加える。

第二章に次の一節を加える。

第五節 雑則

(電磁的記録等)

第四十条の二 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第六十九条の三及び第二百二十二条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の三及び第二百二十二条第一項において同じ。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）によることができる。

第四十二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十一条第二項中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。

第六十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第六十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第六十九条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

第三章に次の一節を加える。

第四節 雑則

(電磁的記録等)

第六十九条の三 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第七十一条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九十二条第二項中「第百条」を「第百条の二」に改める。
第九十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十一条の二に規定する基準の例によることとする。

第百二条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第一百三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百十一条中「第九十二条まで」の下に「、第九十三条の二」を加え、「第百条まで」を「第百条の二まで」に、「第九十七条」を「第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条」に改め、「省令第三十一条」と」の下に「、第百条の二中「第三

十一條の二」とあるのは「第四十二條において準用する省令第三十一條の二」とを加える。

第一百六條第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第一百七條中「及び第百條」を「、第百條及び第百條の二」に、「第百條まで」を「第百條の二まで」に改め、「第百條」との下に「、第九十三條の二中「第二十四條の二」とあるのは「第五十九條において準用する省令第二十四條の二」と、第九十五條中「第二十六條」とあるのは「第五十九條において準用する省令第二十六條」とを、「省令第三十一條」との下に「、第百條の二中「第三十一條の二」とあるのは「第五十九條において準用する省令第三十一條の二」とを加える。

第二百一十一條中「第九十二條まで」の下に「、第九十三條の二」を、「第百條、」の下に「第百條の二、」を加え、「第百條まで」を「第百條の二まで」に改め、「第百十六條」との下に「、第九十三條の二中「第二十四條の二」とあるのは「第六十三條において準用する省令第二十四條の二」と、第九十五條中「第二十六條」とあるのは「第六十三條において準用する省令第二十六條」とを、「省令第三十一條」との下に「、第百條の二中「第三十一條の二」とあるのは「第六十三條において準用する省令第三十一條の二」と」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第二百二十二條 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百条」を「第三百条の二」に、「第三百七十六条」を「第三百七十六条の二」に、「第三百九十二条」を「第三百九十二条の二」に、「第四百三十六条」を「第四百三十七条」に改める。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条中「同条」を「省令第五条」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十五条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十四条に規定する基準の例によることとする。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第三十六条の二 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十三条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」と読み替えるものとする。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」と

あるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十六条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十四条の四中「省令第二十七条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第四十九条第一項中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とある

のは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条の二」と、第四十五条中「第四十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十四条」と、第四十六条中「第四十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十七条」と読み替えるものとする。

第六十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改

める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第七十一条に規定する基準の例によることとする。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第七十六条において準用する省令第三十五条の二第二項」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条まで」を「第四十一条の二まで」に改め、「第五十六条第一項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第四十条の二」と」を加える。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、就労定着支援に係る指定障害福

社サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条を次のように改める。

（衛生管理等）

第九十二条 衛生管理等に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条及び第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、

同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

第九十五条の五中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省令第十一条」との下に「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第六十条第一項」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十五条の五において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条の五」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」に改め、「省令第八十五条」との下に「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九十条」とを加える。

第一百十条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百五条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百五条において準用する省令第四十条の二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第一百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百十条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条、第七十六条」を「第七十六条」に改め、「省令第十一条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第七十三条」を「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第九十条」に改める。

第二百二十三条中「第三十五条」を「第三十四条（第一項及び第二項を除く。）」に改め、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第四百九十九条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百九十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百九十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第四百九十九条」と、同項第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十一条中「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第四百六十二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第四百九十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四百九十九条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省令第十一条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第六十条第一項」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条の四」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百九十九条の四」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条の四」に改め、「省令第七十九条」との下に「、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第九十条」とを加える。

第五百十八条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第五百九十九条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第五十九条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条、第七十六条」を「第七十六条」に改め、「省令第十一条」との下に「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十三条」とを削り、「省令第七十九条」との下に「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第九十条」とを加える。

第七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受

けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。第七十二条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第九十四条第七号中「第六十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第六十条」と、第九十五条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定

める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。第八十三条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六条の二中「第三十五條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七条中「第三十六條」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「第九十七条において準用する省令第四十條」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第四十條の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ

るのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十七条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第八十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十七条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と、第九十四条第七号中「第六十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第九十条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第四百六十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第十二条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第四百六十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第六十一条中「第六十条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十条にお

いて準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九十四条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十条の二」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第五十一条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」

と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九十四条の二中「就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労定着支援」という。）」を「指定就労定着支援」に改める。

第九十四条の三中「指定就労定着支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。）」を「指定就労定着支援事業者」に改める。

第九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるこ

とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第二百一条の二の十中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改

め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十六条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項及び第九十八条の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

第二百一条の十一に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の十二中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める

者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項及び同条第二項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第九十八条の六中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十九条中「第二百十一条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十一条」と読み替えるものとする。

第二百十條第一項中「第三十七條から」を「第三十四條の二、第三十六條の二から」に、「第六十一条まで」を「第六十二条まで」に改め、「第三項を除く。）」の下に「第七十六條」を、「第四項を除く。）」の下に「第八十八條から第九十條まで」を加え、「第九十四條の」を「第九十二条から第九十四條までの」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第十一条」と、第十六條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項及び第三項、第二百十條第三項及び第五十六條第二項及び第三項並びに第二百十條第四項において準用する第二百五十七條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項並びに第二百十條第四項において準用する第二百五十七條第二項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第四十條」と、第四十二條中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その

提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三号第一項」と、第八十三条第一項中「静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同条第二項第一号イ中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十三号第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二百十条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三号第二項において準用する省令第七十三条」と及び「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第三項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三号第三項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十

二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第四項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」及び「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第五項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

第二百十二条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百三十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百四十四条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二百五十四条中「第二百六十条」を「第二百六十条第一項」に改める。

第二百五十五条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される

ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百五十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百五十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百五十八条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百五十八条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二百六十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百七十一条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百七十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百八十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百九十三条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

第三百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百十二条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百十六条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百十六条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

第三百十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条の二」とを加える。

第三百二十三条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第三百十六條中「第四十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百二十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六

十一條において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に、「第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十五条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第三百三十七条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十四条」との下に、「第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十九条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第三百三十九条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三百五十条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百五十二条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百五十五条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第十八条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百六十条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百六十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十四条第二項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第三百七十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百七十一条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百七十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百七十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

第三百七十四条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第三百七十六条中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百七十六条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十八条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十八条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百八十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百八十三条第二項第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第三百八十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百八十七条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百八十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百八十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百八十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

第三百九十条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第三百九十二条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百九十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十七条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百九十四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百九十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第四百十九条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四百二十八条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四百二十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百三十条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によ

ることとする。

第四百三十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百三十七条 虐待の防止に係る基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第一百十二条第五項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十七条中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十八条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第四十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十一条第二項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第五十四条第二項第四号中「第四十四条」を「第四十四条第二項」に改め、同項第六号中「第五十二条」を「第五十二条第二項」に改める。

第五十四条の五中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「第五十二条」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第五十八条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第七十条中「第四十三条中」を「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中」に、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号」を「第四十四条第二項」と、同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第二項」に、「同項第六号中「第五十二条」を「同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」に改める。

第七十七条中「省令第三十条」との下に、「第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第

五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」を「第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第七十七条の二中「省令第三十条」との下に「、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十条第二項」と読み替える」に改める。

第七十八条中「第七十一条の二」を「第七十一条の三」に改める。

第八十条中「省令第三十条」との下に「、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と、第五十九条を「第五十二条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と、第五十九条を「第五十二条第二項」と、第五十二条第二項」と、第五十九条」に、「第五十四条の六」を「第五十四条の十」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の十一」に、「第五十四条の八」を「第五十四条の十二」に改める。

第八十条の九中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二」を、「省令第三十条」との下に「、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十一条」とを加え、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「同項第四号中「第四十四条」を「同項第四号中「第四十四条第二項」」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」を「第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」に

改める。

第八十八条中「第三十八条」の下に、「第三十八条の二」を加え、「第四十三条中」を「第三十八条の二中」「第三十八条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「」に、「第二十一条を」「第二十一条第一項」に、「同項第四号中」「第四十四条」を「同項第四号中」「第四十四条第二項」に、「第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」を「第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」に、「第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」と、同項第六号中「第五十二条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」に、「第五十二条」と読み替える」を「第五十二条第二項」と読み替える」に改める。

第九十四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第一百十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二百五条中「第三百三十一条」を「第三百三十一条第一項」に改める。
第二百二十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第二百二十六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第二百二十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百二十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。
第三百三十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定

福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条第二項第四号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改め、同項第六号中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に改める。

第四百四十八条中「第三百三十一条中」を「第二百二十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第二百二十九条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十八条」と、第三百三十一条第一項中」に、「第三百六条」を「第三百六条第一項」に、「同項第四号中「第四十一条」を「同項第四号中「第四十一条第二項」に、「第四十一条」と、「同項第五号」を「第四十一条第二項」と、「同項第五号」に、「第三百三十八条」を「第三百三十八条」を「第三百三十八条第二項」に、「同項第六号中「第四十九条」を「同項第六号中「第四十九条第二項」に、「第四十九条」と読み替える」を「第四十九条第二項」と読み替える」に改める。

第五百五十四条第一項中「児童福祉施設（」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条において「障害児入所施設等」という。）並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第五百五十四条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第九条の四に規定する基準の例によることとする。

第六十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第六十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ(2)中「特殊なもの

一項目につき

「特殊なもの

一項目につき

二

二万五百四十円」を

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペル

ン酸（PFOA）

一項目につき

六

万五百四十円

フルオロオクタ に改める。

万六百七十円」

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下この条及び次条において「病院機構」という。）が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け及び病院機構に係る県債の償還事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、病院機構の負担金、貸付金償還金、県債その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年三月三十日から施行する。
（埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例の一部改正）
- 2 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第七項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改める。

条 例

食品衛生に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十一号

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百三項を削り、第百四項を第百三項とし、第百五項から第百十七項までを一項ずつ繰り上げる。

（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の項を削る。

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十五条第一項第四号を削り、同条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十三条第一項第三号中「第五十二条に規定する」を「第五十五条第一項の」に改め、「又は食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）第二条に規定する許可」を削る。

第二十六条第四号中「八千二百円」を「四千六百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十三号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び第五条第一項において「施行令」を「以下「令」に改め、同条第二項中「施行令」を「令」に改める。

第五条から第八条までを削り、第九条を第五条とする。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する基準

イ 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

ロ 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

ハ 施設の構造及び設備

(1) じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

(2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

(3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下「清掃等」という。）

を容易にすることができ材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

(4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

(5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

(6) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）又はこれ以外の飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

(7) 法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業における(6)の基準の適用については、(6)中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

(8) 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

(9) 排水設備は、次の要件を満たすこと。

(一) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(二) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(三) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

(10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に冷

蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

(11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

(12) 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

(一) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(二) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

(13) 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

(14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

(15) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

(16) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

(17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

(18) 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

ニ 機械器具

(1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

(2) 作業に応じた機械器具等を備えること。

(3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

(4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

(5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

(6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

(7) 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

ホ その他

(1) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、ハ(15)の基準を適用しない。

(2) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。第二号イ(一)において同じ。）をする場合にあつては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(一) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(二) 排水設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(三) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(四) 食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

(3) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、ハ(4)、(9)、(12)及び(16)の基準を適用しない。

(4) 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、ハ(12)、(13)及び(16)並びにニ(5)の基準を適用しない。

(5) 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、イからニまでに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

- (一) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (二) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (三) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (四) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

(6) 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、イからニまでに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

- (一) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (二) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (三) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二 令第三十五条各号に掲げる営業ごとの基準

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ロ 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水に

よる影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃等が容易な不浸透性材料の材質であること。

ハ 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

(1) 処理室を有すること。

(2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

(4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

ニ 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業

(1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

(3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

(4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(二) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(三) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

ホ 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業

(1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

(2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

(3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応

じて海水の殺菌設備を有すること。

へ 令第三十五条第六号に規定する集乳業

(1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

(2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

ト 令第三十五条第七号に規定する乳処理業

(1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

(3) 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。

(4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

チ 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業

(1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。

(3) 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

リ 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業

(1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸

透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

(4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(二) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

(三) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(四) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

(6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(二) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

(三) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(四) 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(7) 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(二) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(三) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

又 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

(1) 専用の照射室を有すること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

(3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

ル 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

ヲ 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

(1) 原材料の保管及び調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

ワ 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

カ 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては、製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

コ 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

(1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

ク 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。

(4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の

器具を備えること。

(5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬^{ちゅうか}及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

(6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(二) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(三) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

レ 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ソ 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

(1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ツ 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

(1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

(3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有する

こと。

ネ 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

(1) 製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

(2) しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

(3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

ナ 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

(1) 製造する品目に応じて、製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

(3) 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麴^{きく}、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

ラ 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

ム 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

(1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区

分に応じて区画されていること。

- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

ウ 令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ニ 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

- (4) 製品が摄氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ホ 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、
漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

(3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏十度以下となるよう管理
することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

ク 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又
は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を
場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、
充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ヤ 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

(1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有
すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画
すること。

(2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍
設備を有すること。

マ 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

(1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場
所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じ
て区画されていること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、
し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場
合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

(3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有するこ
と。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、
当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当
該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認めら
れるときは、この限りでない。

(4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製
造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物
以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用
しても製造された添加物が法第十三条第一項の規定に基づき定められた基
準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

三 法第十三条第一項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、第一号及び第二号の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (5) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、第一号及び第二号の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- (3) ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

四 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、法第五十五条第三項の条件として、特定の食品（知事が別に定めるものに限る。）のみを調理すること付された営業に係る営業施設の基準は、前三号の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経

過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る営業施設の基準については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金属3Dプリンタ	一時間 （造形 装置に 係る部 分）	二、四三〇円
	一時間 （脱脂 装置に 係る部 分）	四八〇円
	一時間 （焼結 装置に 係る部 分）	七〇〇円

別表第一第一号の表第二項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからカまでをルからワまでとし、同表第三項カを削り、同表第四項中ヘを削り、トをヘとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第五項中イを削り、ロをイとし、ハからレまでをロからタまでとし、ソを削り、ツをレとし、ネからサまでをソからテまでとし、その次に次のように加える。

ア 味覚センサ	一時間	四、三〇〇円
(10) 液体クロマトグラフ による分析	一試料 一測定	五、五〇〇
(11) 液体クロマトグラフ	一試料	二〇、三〇〇

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

を

(17) アルコールアナライ 分析	(16) X線回折装置による 分析	(15) 熱分析装置による分 析	(14) 赤外分光光度計によ る分析	(13) イオンクロマトグラ フによる分析	(12) 液体クロマトグラフ 質量分析装置による分 析	(11) 液体クロマトグラフ による分析	(10) ガスク ロマトグ ラフ質量 分析装置 による分 析		
							試料分析	質量スペク トル解析	分以内
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
二、四二〇円	九、七七〇円	三、八八〇円	四、七八〇円	一四、八〇〇円	二〇、三〇〇円	五、五〇〇円	七、二二〇円 (一成分を増す ごとに二、三五 〇円を加える。)	二五、五〇〇円	

に改め、同表第二項

別表第二第一号の表第一項中

(16) アルコールアナライ ザによる定量分析	(15) X線回折装置による 分析	(14) 熱分析装置による分 析	(13) 赤外分光光度計によ る分析	(12) イオンクロマトグラ フによる分析	質量分析装置による分 析	一試料	一測定
						一試料	一測定
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
二、四二〇	九、七七〇	三、八八〇	四、七八〇	一四、八〇〇			

円

味測定	渋味及び甘	酸味、旨味、 一測定	酸味、塩味、 一試料	苦味、旨味 一測定	及び渋味測 定	味覚セ ンサによ る分析	ザによる定量分析
							一測定

中

(9) 粒度分布試験	(8) 食品材料等の物性試験	(7) 防水度試験	(6) 収縮率試験	(5) 通気性試験
一項目	一試料	一項目	一試料	一項目
一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七八〇円

を

(8) 粒度分布試験	(7) 食品材料等の物 性試験	(6) 防水度試験	(5) 収縮率試験
---------------	-----------------------	--------------	--------------

に改める。

一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七六〇円	七九〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十六号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程（平成八年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「署名し、及び押印する」を「署名する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四号」を「第五号及び第九条」に改める。

第七条第一項中「いす」を「椅子」に改める。

第八条第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第九条の見出し中「追加した特定建築物」を「追加した特定建築物等」に改め、同条中「追加した特定建築物」の下に「及び政令第五条第一号に規定する公立小学校等」を加える。

別表第一3の項中「1の項第九号」を「1の項第十号」に改める。

第二条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五号」の下に「、第四条第二項」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 政令第十条第二項に規定する条例対象小規模特別特定建築物についての法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、前項の規定にかかわらず、政令第十一条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条、第八条及び第九条に定めるものとする。

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十一人」を「七百二十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十九号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、八五九 人
その他の職員	県立及び市町村立の特別支援学校	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	四、二六〇 人
その他の職員	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	九、六七二 人
その他の職員	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	一六、五三一 人
その他の職員	その他の職員	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	一、三八三 人
その他の職員	その他の職員	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	四七八 人
その他の職員	その他の職員	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	五一 人
その他の職員	その他の職員	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	一、〇〇二 人

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五九人」とあるのは「七、九二二人」と、「九、六七二人」とあるのは「九、七七六人」とする。

条 例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県規則の本則における押印及び署名の規定の整備に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県規則の本則における押印及び署名の規定の整備に関する規則

(埼玉県森林審議会規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「署名し、又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

- 一 埼玉県森林審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十三号）第六条第二項
- 二 埼玉県社会福祉審議会規則（平成十四年埼玉県規則第一百七号）第十条第二項
- 三 埼玉県消費生活審議会規則（平成十五年埼玉県規則第七十八号）第八条第二項
- 四 埼玉県感染症診査協議会規則（平成十五年埼玉県規則第九十四号）第八条第二項
- 五 埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）第十条第二項
- 六 埼玉県開発審査会規則（平成十七年埼玉県規則第五百号）第九条第二項
- 七 埼玉県建築審査会規則（平成十七年埼玉県規則第二百二十四号）第八条第二項
- 八 埼玉県宅地建物取引業審議会規則（平成十七年埼玉県規則第三百三十五号）第七条第二項
- 九 埼玉県障害者施策推進協議会規則（平成十七年埼玉県規則第四百二十二号）第九条第二項
- 十 埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年埼玉県規則第二十八号）第五条第二項
- 十一 埼玉県男女共同参画審議会規則（平成十八年埼玉県規則第七十七号）第九条第二項
- 十二 埼玉県固定資産評価審議会規則（平成二十年埼玉県規則第三十二号）第七条第二項
- 十三 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会規則（平成二十一年埼玉県規則第六十四号）第八条第二項
- 十四 埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則（平成二十四年埼玉県規則第十一号）第五条第二項

十五 埼玉県水防協議会規則（平成二十六年埼玉県規則第二号）第八条第二項
十六 埼玉県指定難病審査会規則（平成二十六年埼玉県規則第八十四号）第六条第二項

十七 埼玉県小児慢性特定疾病審査会規則（平成二十六年埼玉県規則第九十五号）第六条第二項

十八 埼玉県スポーツ推進審議会規則（平成二十七年埼玉県規則第四十九号）第八条第二項

十九 埼玉県がん登録審議会規則（平成三十年埼玉県規則第三十一号）第八条第二項

二十 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則（令和二年埼玉県規則第三十三号）第九条第二項

（埼玉県都市計画公聴会規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一 埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第十二条第二項

二 埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）第九条

三 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）第八条

四 埼玉県森林法施行細則（平成十二年埼玉県規則第八十九号）第八条第十項

五 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）第二条第十項

六 埼玉県国土利用計画審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十一号）第七条第二項

七 埼玉県土地収用事業認定審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十一号）第九条第二項

八 埼玉県環境審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十三号）第十条第二項

九 埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十二号）第八条第二項

十 埼玉県園芸振興審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十三号）第七条第二項

十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）第一条第十一項

十二 埼玉県畜産協議会規則（平成十五年埼玉県規則第一百七号）第八条第二項

十三 埼玉県公害審査会規則（平成十五年埼玉県規則第三百三十六号）第六条第二項

十四 埼玉県環境影響評価技術審議会規則（平成十六年埼玉県規則第十四号）第九条第二項

十五 埼玉県種苗審議会規則（平成十六年埼玉県規則第六十三号）第八条第二項

十六 埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）

第四条第十項

（埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる規則の規定中「署名押印」を「署名」に改める。

一 埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（昭和六十年埼玉県規則第五十一号）第二条第二項第一号

二 埼玉県特定の民間再開発事業認定規則（平成四年埼玉県規則第一号）第二条第二項第一号

三 埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十八条第三項

（埼玉県聴聞規則及び職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

一 埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）第十一条第一項及び第三項

二 職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）第十二条第一項及び第三項

（埼玉県道路占用規則の一部改正）

第五条 埼玉県道路占用規則（昭和二十八年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「連署して」を「共に記名して」に改める。

（基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則の一部改正）

第六条 基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則（昭和三十年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「押印する」を「記名する」に改める。

（埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則（昭和三十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「連署」を「と共に記名」に改める。

（埼玉県災害救助法施行細則の一部改正）

第八条 埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「署名及び押印して」を「記名して」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第九条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

（埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正）

第十条 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第七条中「押印するとともに、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、埼玉県規則（埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十号）を除く。以下「規則」という。）に定める様式による申請書、届出書その他の書類（次条、第三条及び第六条において「申請書等」という。）への押印及び署名の取扱いの特例に関し必要な事項を定めることにより、申請、届出その他の手続をする者（第四条及び第五条において「申請者等」という。）の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(押印の義務の特例)

第二条 申請書等のうち、押印することが義務付けられているものについては、当該申請書等を定めているそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当該押印（埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）第二条に規定する公印並びに埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）第九条第二項に規定する県收受印及び第十条第一号に規定する主務課收受印によるものを除く。）を要しないものとする。ただし、知事が別に定める申請書等については、この限りでない。

(署名の義務の特例)

第三条 申請書等のうち、署名することが義務付けられているものについては、当該申請書等を定めているそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当該署名を要しないものとする。ただし、知事が別に定める申請書等については、この限りでない。

(押印又は署名を要しない場合の措置)

第四条 第二条又は前条の規定により、申請者等が押印又は署名することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、当該申請者等の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）を記名するものとする。

(署名又は本人確認書類の提示の求め)

第五条 第二条の規定により、申請者等が押印することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、知事は、必要に応じ、当該申請者

等の署名又は本人であることを確認するため知事が適当と認める書類（次項において「本人確認書類」という。）の提示を求めることができる。

2 第三条の規定により、申請者等が署名することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、知事は、必要に応じ、当該申請者等の本人確認書類の提示を求めることができる。

（公表）

第六条 知事は、第二条ただし書及び第三条ただし書の知事が定める申請書等について、その根拠となる規則の名称、当該規則に定める様式の名称その他必要な事項を公表するものとする。

（適用除外）

第七条 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条の規定により電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の手続を行う場合については、第二条から前条までの規定は適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「機関」の下に「及び第百八十八条に定める職」を加える。

第七条第一項中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

第八条中「総合調整幹」を「広報戦略幹、統括参事、デジタル政策幹」に、「及び次世代産業幹」を「、次世代産業幹及び経済対策幹」に改める。

第九条第一項中「、副総合調整幹」を削る。

第十二条第二項中「総合調整幹」を「統括参事」に改め、同条第三項第一号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

別表第二第九号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄2中「を定める」を「の制定又は改廃（軽易な事項に係るものを除く。）を行う」に改める。

別表第四企画財政部の表改革推進課の項機関名の欄中「イ事務課」を「イ県民共生局」に改め、同項知事決裁事項の欄中2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第百五十条第一項の規定に基づき、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定めること。

別表第四企画財政部の表情報システム課の項機関名の欄中「イ事務課」を「イ情報システム課」に改める。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第五号を次のように改める。

五 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の施行に関する事務		市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による市町村建設計画の変更について協議を受けること。
--	--	---

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第六号知事決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、同号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第六条第七項の規定に基づき、同条第六項の規定による合併市町村基本計画の変更について協議を受けること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項に次の一号を加える。

<p>八 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第三条第三項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合（以下この項において「組合」という。）を認定すること。</p> <p>2 法第九条第二項の規定に基づき、組合の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、組合に対し、法第三条第三項各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>4 法第十三条第二項の規定に基づき、組合に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 法第十四条第一項の規定に基づき、組合に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。</p>
---	--	---

別表第四総務部の表機関名の項中「藤」の下に「Y」を加え、同表に次のように加える。

<p>幹 地方自治法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第一百五十条第四項の規定に基づき、報告書を作成すること。</p> <p>2 法第一百五十条第五項の規定に基づき、報告書を監査</p>	
---	--	--

委員の審査に付すること。	3 法第五十条第六項の規定に基づき、監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中11を18とし、同欄10中「11」を「18」に改め、同欄10を同欄17とし、同欄9を同欄16とし、同欄8中「指示する」を「命ずる」に改め、同欄8を同欄15とし、同欄7を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第四十五条第一項の規定に基づき、住民に対し、協力を要請すること。
14 法第四十五条第二項の規定に基づき、施設管理者等に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中6を11とし、5の次に次のように加える。

6 法第二十四条第九項の規定に基づき、公私の団体又は個人に対し、協力の要請をすること。

7 法第三十一条の四第六項の規定に基づき、同条第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請すること。

8 法第三十一条の六第一項の規定に基づき、措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業を行う者に対し、まん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請すること。

9 法第三十一条の六第二項の規定に基づき、住民に対し、協力を要請すること。
10 法第三十一条の六第三項の規定に基づき、措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業を行う者に対し、同条第一項の規定による要請に係る措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号部長専決事項の欄1中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同欄に次のように加える。

3 法第七十二条第一項の規定に基づき、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ

他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

- 4 法第七十二条第二項の規定に基づき、必要な報告を求め、又はその職員に、施設若しくは営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第四号部長専決事項の欄7及び9中「第五十条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同表高齢者福祉課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改める。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄中2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第十六条の二第二項の規定に基づき、同条第一項に定める措置の実施に協力するよう勧告すること。

- 3 法第十六条の二第三項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。

- 4 法第二十二条の三（第二十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三の規定に基づき、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うこと。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、「医師」の下に「、医療機関」を、「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同項第三号知事決裁事項の欄中10を削り、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

- 8 法第三十一条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄11中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄4中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄5中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同欄6中「第六十三条」を「第六十九条」に改め、同欄7中「第六十四条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同欄8中「第六十五条」を「第七十一条」に改め、同表薬務課の項第一号部長専決事項の欄1中「7から10まで」を「9から13まで」に、「15」を「18」に、「採る」を「とる」に改め、同欄2中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄5中「15」を「18」

に改め、同欄中22を27とし、17から21までを22から26までとし、同欄16中「医療機器又は体外診断用医薬品」を「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器」に、「第八十条第三項第三号」を「第八十条第二項第三号及び同条第三項第三号」に改め、同欄16を同欄21とし、同欄15を同欄18とし、その次に次のように加える。

- 19 法第七十五条第四項の規定に基づき、地域連携薬局の認定を取り消すこと。
20 法第七十五条第五項の規定に基づき、専門医療機関連携薬局の認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号部長専決事項の欄中14を17とし、13を16とし、同欄12中「13及び14」を「16及び17」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄中11を14とし、10を13とし、同欄9中「第六十八条」を「第六十六条第一項又は第六十八条」に改め、「中止」の下に「、その行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」を加え、「採る」を「とる」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8中「採る」を「とる」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7中「採る」を「とる」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6を同欄7とし、その次に次のように加える。

- 8 法第七十二条の二第三項の規定に基づき、地域連携薬局等の開設者に対し、その業務を行う体制を整備することを命ずること。
9 法第七十二条の二の二の規定に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、配置販売業者又は医療機器の修理業者に対し、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するための措置が不十分であると認める場合において、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号部長専決事項の欄5中「15」を「18」に改め、その次に次のように加える。

- 6 法第七十二条第五項の規定に基づき、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（8において「地域連携薬局等」という。）の開設者に対し、その構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合しない場合において、当該構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第四号及び第五号を削り、同表雇用労働課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

課	雇用の分野にお	雇用の分野における男女の均等
---	---------	----------------

<p>進 ける男女の均等な 推 機会及び待遇の確 方 保等に関する法律 働 き (昭和四十七年法 律第百十三号) の 多 様 な 施行に関する事務</p>		<p>な機会及び待遇の確保等に関する 法律第四条第四項の規定に基づき、 男女雇用機会均等対策基本方針に 関して厚生労働大臣に意見を述べ ること。</p>
---	--	--

別表第四農林部の表畜産安全課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同表生産振興課の項第六号知事決裁事項の欄1中「第六十五条第七項」を「第一百十九条第七項」に改め、「制定」の下に「又は改廃」を加え、同欄2中「第三百三十一条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同欄3中「第三百三十二条」を「第七十三条」に、「第百条」を「第四百四十四条第一項」に、「解任する」を「罷免する」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> 1 法第六十七条第一項又は第二項において準用する法第六十四条第八項の規定に基づき、内水面漁場計画を定め、又は変更すること。 2 法第六十九条第一項の規定に基づき、漁業の免許をすること。 3 法第七十二条第六項の規定に基づき、漁業権共有の請求を認可すること。 4 法第七十五条第二項の規定に基づき、漁業権の存続期間について、同条第一項の期間より短い期間を定めること。 5 法第七十六条第一項の規定に基づき、漁業権の分割又は変更の免許をすること。 6 法第七十八条第二項の規定に基づき、抵当権の設定を認可すること。 7 法第七十九条第一項の規定に基づき、漁業権の移転を認可すること。 8 法第八十六条第一項の規定に基づき、漁業権に条件を付けること。 9 法第八十九条第一項の規定に基づき、漁業権を取り消すこと。 10 法第九十二条第一項又は第二項の規定に基づき、漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。 11 法第九十三条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命じ、及び内水面漁場計画を変更すること。 12 法第九十四条の規定に基づき、免許を取り消すこと。
--

- 13 法第六十六条第七項又は第九項の規定に基づき、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更又は廃止を認可すること。
- 14 法第六十九条第一項及び第二項の規定に基づき、水産動植物の増殖計画を定め、増殖すべきことを命じ、又は漁業権を取り消すこと。
- 15 法第七十条第一項、第三項、第六項又は第七項の規定に基づき、遊漁規則の制定及び変更を認可し、これを公示し、又は遊漁規則の変更を命ずること。
- 16 法第七十七条第十四項において準用する同条第三項の規定に基づき、補償金額を決定すること。
- 17 法第七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定に基づき、補償金額の全部又は一部を負担させること。
- 18 1から3まで、5から12まで及び14から17までに掲げる事項について、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。

別表第四農林部の表生産振興課の項第七号知事決裁事項の欄中「第四条第七項及び第八項」を「第四条第六項及び第七項」に、「の採捕制限等」を「に有害な物の遺棄の制限等」に改め、「制定」の下に「又は改廃」を加え、同号部長専決事項の欄1中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄2中「第十五条の第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄3中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄4中「第十七条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、同項第八号部長専決事項の欄8を削り、同表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄14を削り、同欄13中「総会の招集手続、議決の方法又は選挙に係る議決」を「総会の決議」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄中12を14とし、9から11までを11から13までとし、8を9とし、その次に次のように加える。

10 法第八十八条の十三第二項の規定に基づき、出資組合又は出資連合会の新設分割を認可すること。

別表第四農林部の表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第八十八条の三第二項の規定に基づき、出資組合の吸収分割を認可すること。

別表第四農林部の表森づくり課の項に次の一号を加える。

十 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）

1 法第十九条第一項の規定に基づき、経営管理権集積計画の確知所
有者不同意森林について、裁定を

以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

すること。

2 法第二十七条第一項の規定に基づき、経営管理権集積計画の所有者不明森林について、裁定をすること。

3 法第四十八条第一項の規定に基づき、市町村の事務の全部又は一部を管理し、及び執行することに同意を求めること。

別表第四農林部の表農村整備課の項に次の一号を加える。

四 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

1 法第四条第一項又は第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、防災重点農業用ため池を指定し、又は解除すること。

2 法第五条第一項の規定に基づき、防災工事等推進計画を定めること。

3 法第五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に協議すること。

4 法第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防災工事等推進計画を公表し、及び農林水産大臣に提出すること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄中9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十七条第七項の規定に基づき、県管理の国道若しくは県道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は県道の災害復旧に関する工事について、国土交通大臣に要請すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄中23を25とし、18から22までを20から24までとし、17の次に次のように加える。

18 法第四十八条の二十二第一項の規定に基づき、歩行者利便増進改築等について協議を受け、同意すること。

19 法第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、市町村長及び学識経験者の意見を聴き、公募占有指針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公示すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

26 法第七十六条第二項の規定に基づき、自動運行補助施設の設置状況について国土交通大臣に報告すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項機関名の欄中「水辺再生課」を「河川緑地課」に改める。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄25中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改め、同欄中98を100とし、53から97までを55から99までとし、52の次に次のように加える。

53 法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づき、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の特例に関する許可をすること。

54 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づき、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例に関する許可をすること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第四保健医療部の表食品安全課の項第一号の改正規定は同年六月一日から、同表業務課の項の改正規定（同項第一号部長専決事項の欄2の改正規定を除く。）は同年八月一日から施行する。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「副支所長」を削る。

第十条第三項の表埼玉県パスポートセンターの支所長の項中「副支所長」を「担当部長」に改める。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第七十六条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄23中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同欄24中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同欄25中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同欄26中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同欄27中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同欄27中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同欄28及び29中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同欄30中「水銀排出施設設置者若しくは特定工事施工者」を「解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人若しくは水銀排出施設設置者」に改め、同号専決事項の欄13中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第一項又は第二項」に改め、「対し、」の下に「法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うこと又は」を加え、同欄14中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に、「を施工する者」を「元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に改め、同欄15中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同欄16中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同欄17中「第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十四第二項」に改め、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄15及び16中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同項第六号委任事務の欄5中「第八条第四項」を

「第八条第五項」に改め、同欄6中「第八条第五項、第三十一条の六第五項、第三十七条第五項」を「第八条第六項、第三十一条の六第六項、第三十七条第六項」に改め、同表保健所長の項第十三号専決事項の欄4中「第二十四条の四」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の四第一項、第二十五条第六項」に改め、同項第二十三号委任事務の欄中40を44とし、37から39までを41から43までとし、36を38とし、その次に次のように加える。

39 法第四十四条の三第一項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条の二第一項の規定に基づき、当該感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、報告を求め、又は当該者の居宅等から外出しないこと等の必要な協力を求めること。

40 法第四十四条の三第二項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条の二第二項の規定に基づき、当該感染症の患者又は当該新感染症の所見がある者に対し、報告を求め、又は宿泊施設等から外出しないこと等の必要な協力を求めること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中35を37とし、34を36とし、同欄33中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改め、「場合」の下に「及び法第四十二条第二項において準用する場合」を加え、同欄33を同欄35とし、同欄中32を33とし、その次に次のように加える。

34 法第三十七条第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協力の求めに応じない者が負担する費用を認定すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中31を32とし、23から30までを24から31までとし、同欄22中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄21を同欄22とし、同欄20中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄19中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄16を同欄17とし、同欄15中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄15を同欄16とし、同欄14中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二

項」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13中「これらの規定を」を削り、「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄中11を12とし、5から10までを6から11までとし、4の次に次のように加える。

5 法第十五条第八項（第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）、第十項及び第十一項の規定に基づき、当該職員の質問又は必要な調査に対して協力しない者に対し、書面で通知し、又は書面を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とし、同項第三十三号委任事務の欄8中「第九項」を「第十三項」に改め、同欄9中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、同号専決事項の欄5中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同欄7中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄21中「第十四章」を「第十五章」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同項第三十六号専決事項の欄中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「採血所」を「採血事業者の事務所、採血所その他の場所」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十六号までを第三十七号から第四十五号までとし、同項に次の二号を加える。

四十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品のうち、食肉に係るもの	1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。	1 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。
	2 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。	2 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。
	3 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。	3 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。
	4 法第三十八条第二項の規定に基づき、その職員に、事業所等に立ち入り、事業	4 法第三十八条第二項の規定に基づき、その職員に、事業所等に立ち入り、事業

<p>を除く。)</p>	<p>四十七 埼玉県受 動喫煙防止条例 (令和二年埼玉 県条例第十七号。 以下この項にお いて「条例」と いう。)の施行 に関する事務</p>	<p>を除く。) 所等の状況若しくは帳簿、 書類その他の物件を調査さ せ、又は関係者に質問させ ること。</p>
<p>四十七 埼玉県受 動喫煙防止条例 (令和二年埼玉 県条例第十七号。 以下この項にお いて「条例」と いう。)の施行 に関する事務</p>	<p>条例第十一条の規定 に基づき、既存特定飲 食提供施設の管理権原 者等に対し、望まない 受動喫煙を防止するた めに必要な指導及び助 言をすること。</p>	<p>1 条例第九条第一項の規定 に基づき、喫煙可能室の設 置に係る届出を受理するこ と。 2 条例第九条第二項の規定 に基づき、従業員に係る状 況の報告を受理すること。 3 条例第十二条第一項の規 定に基づき、既存特定飲食 提供施設の管理権原者に対 し、喫煙可能室を廃止する ことを勧告すること。 4 条例第十二条第二項の規 定に基づき、勧告を受けた 者とその勧告に従わないと きは、その旨を公表するこ と。 5 条例第十二条第三項の規 定に基づき、勧告を受けた 者とその勧告に係る措置を とらなかつたときは、その 者に対し、期限を定めて、 その勧告に係る措置をとる べきことを命ずること。 6 条例第十三条第一項の規 定に基づき、報告をさせ、 又はその職員に、既存特定 飲食提供施設に立ち入り、 当該既存特定飲食提供施設 の状況若しくは帳簿、書類</p>

		<p>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>7 条例第十三条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p>
--	--	---

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号委任事務の欄4及び5中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同欄17中「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改め、同号専決事項の欄2中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「命ずる」を「命じ、又はその命令に従わなかつたときは、その旨を公表する」に改め、同欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第三十四条の二第一項から第三項までの規定に基づき、家畜の所有者に対し、改善すべきことを勧告し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその命令に従わなかつたときは、その旨を公表すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同項第七号専決事項の欄中9を11とし、2から8までを4から10までとし、1の次に次のように加える。

2 法第七条第一項の規定に基づき、家畜商の免許を取り消すこと。

3 法第七条第二項の規定に基づき、家畜商の免許を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号事務の種類欄中「及び」を「、家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下この項において「施行令」という。）」、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号。以下この項において「施行規則」という。）及び」に改め、同号専決事項の欄2中「又は」の下に「家畜人工授精及び」を加え、同欄8中「第七条」を「第六条」に改め、同欄8を同欄22とし、同欄7中「第五条」を「第四条」に改め、同欄7を同欄21とし、同欄6を削り、同欄5を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第三十五条の四第二項の規定に基づき、法第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を譲り渡した者に対し、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

14 施行令第九条の規定に基づき、家畜人工授精師免許証を書換え交付するこ

と。

15 施行令第十条第一項の規定に基づき、家畜人工授精師免許証を再交付すること。

16 施行令第十一条第一項から第四項までの規定に基づき、家畜人工授精師免許証の返納若しくは提出を受理すること又は提出を受理した家畜人工授精師免許証を返還すること。

17 施行規則第三十三条の規定に基づき、許可証を交付すること。

18 施行規則第三十八条第一項の規定に基づき、許可証を書換え交付すること。

19 施行規則第三十九条第一項の規定に基づき、許可証を再交付すること。

20 施行規則第四十条第一項、第二項又は第三項の規定に基づき、許可証の返納若しくは提出を受理すること又は提出を受理した許可証を返還すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号専決事項の欄中4を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十五条の二第一項又は第二項の規定に基づき、家畜人工授精所の許可に係る事項の変更又は家畜人工授精所の再開の届出を受理すること。

8 法第二十六条第一項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設の許可を取り消すこと。

9 法第二十六条第二項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。

10 法第三十四条第三項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設者から運営の状況の報告を受理すること。

11 法第三十四条第四項の規定に基づき、種畜の飼養者等に対し、必要な事項の報告を求めること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号専決事項の欄3の次に次のように加える。

4 法第十九条第一項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を取り消すこと。

5 法第十九条第二項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄2中「、第二項及び第三項」を「及び第二項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項に次の一号を加える。

六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法	1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。	1 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。
------------------------	---------------------------------	--------------------------------

<p>律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品のうち、食肉に係るものに限る。）</p>	<p>2 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。</p>	<p>2 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。</p> <p>4 法第三十八条第二項の規定に基づき、その職員に、事業所等に立ち入り、事業所の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>
---	--	--

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号専決事項の欄2中「第二十四条の四」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の四第一項、第二十五条第六項」に改め、同表農林振興センター所長の項に次の一号を加える。

<p>二十五 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行に関する事務</p>		<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第四条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと。</p>
---	--	---

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄3中「第三十五条」を「第八十七条」に、「漁業権者」を「個別漁業権を有する者」に改め、同欄4中「第三十六条第一項」を「第八十八条第一項」に、「休業期間中の」を「休業中の個別漁業権の内容たる」に改め、同欄5中「第三十六条第二項」を「第八十八条第二項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄6を次のように改める。

6 法第九十条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業における資源管理の状況等に係る報告を受理し、及び内水面漁場管理委員会に必要な事項を報告す

ること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄22中「第三百三十七条の二」を「第八十六条」に改め、同欄22を同欄25とし、同欄21中「第三百三十四条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同欄21を同欄23とし、その次に次のように加える。

24 法第七十七条第十三項の規定に基づき、漁業権の変更等によつて生じた損失を補償すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄20中「第三百三十四条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同欄20を同欄22とし、同欄19中「第二百二十四条第五項」を「第六十五条第五項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄18中「第二百二十四条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同欄18を同欄20とし、同欄17中「第二百二十四条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同欄17を同欄19とし、同欄16中「第二百二十四条第二項」を「第六十五条第二項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄16を同欄18とし、同欄15中「第二百二十四条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄14中「第二百二十二条」を「第六十三条」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄13中「第二百一条」を「第六十二条」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12中「第二百十条」を「第六十一条」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11中「第六十七条第十一項」を「第二十條第十一項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「第六十七条第九項」を「第二十條第九項」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9中「第六十七条第四項」を「第二十條第四項」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8中「第六十七条第三項」を「第二十條第三項」に改め、同欄8を同欄10とし、同欄7中「第四十一条第一項」を「第九十五条第一項」に、「先取特権者又は抵当権者」を「登録先取特権者等」に改め、同欄7を同欄9とし、同欄6の次に次のように加える。

7 法第九十一条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業権者に対し、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。

8 法第九十一条第三項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第二号専決事項の欄1中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同欄2中「第十五条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同欄3中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同欄4中「第十八条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同欄5中「第十八

条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同欄6中「第十八条第四項」を「第二十二條第四項」に改め、同欄7中「第十八条第六項」を「第二十二條第六項」に改め、同欄8中「第三十条第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同欄9中「第三十条第二項」を「第三十三條第二項」に改め、同欄10中「第三十三條」を「第三十七條」に改め、同項第三号事務の種類の欄中「昭和四十五年埼玉県規則第二十二号」を「令和二年埼玉県規則第八十三号」に改め、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 規則第三条第一項の規定に基づき、水産動物の採捕を許可すること。
- 2 規則第四条第一項の規定に基づき、許可の申請書を受理すること。
- 3 規則第四条第二項の規定に基づき、許可の判断に必要な書類の提出を求めること。
- 4 規則第五条第二項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、申請者に許可をしない理由を通知し、意見の聴取を行うこと。
- 5 規則第七条第一項の規定に基づき、採捕の許可に条件を付けること。
- 6 規則第七条第二項及び第三項の規定に基づき、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、及び聴聞を行い、当該採捕の許可に条件を付けること。
- 7 規則第八条の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、採捕の許可の有効期間を別に定めること。
- 8 規則第十条第一項又は第十一条第一項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、採捕の許可を取り消すこと。
- 9 規則第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること。
- 10 規則第十一条第三項（規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- 11 規則第十三条の規定に基づき、許可証を交付すること。
- 12 規則第十四条第三項の規定に基づき、許可証の写しの返納を受理すること。
- 13 規則第十六条の規定に基づき、許可証の書換え交付の申請を受理すること。
- 14 規則第十七条の規定に基づき、許可証の再交付の申請を受理すること。
- 15 規則第十八条の規定に基づき、許可証を書換えて交付し、又は再交付すること。

- 16 規則第十九条第一項の規定に基づき、許可証の返納を受理すること。
- 17 規則第十九条第二項の規定に基づき、許可証の返納ができない理由を付した届出を受理すること。
- 18 規則第二十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反する者に対し、除害に必要な設備の設置又は除害設備の変更を命ずること。
- 19 規則第三十条第一項の規定に基づき、試験研究等を行うための採捕を許可すること。
- 20 規則第三十条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、採捕の許可の申請書を受理すること。
- 21 規則第三十条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証を交付すること。
- 22 規則第三十条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可に条件を付けること。
- 23 規則第三十条第五項の規定に基づき、試験研究等の結果の報告を受理すること。
- 24 規則第三十条第六項の規定に基づき、許可証に記載された事項の変更を許可すること。
- 25 規則第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、聴聞を行い、船舶について停泊又は漁具等について使用の禁止等を命ずること。
- 26 規則第三十二条の規定に基づき、命じられた方法により標識を建設し、又は設置した旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄1中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同欄2中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同欄3中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改め、同欄4中「第十一条の四の二」を「第十一条の六」に改め、同欄5中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同欄6中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改め、同欄7中「第十一条の十二ただし書」を「第十一条の十五ただし書」に改め、同欄10中「第十五条の十二第一項ただし書」を「第十五条の十九第一項ただし書」に改め、同欄11中「第十五条の十八第三項」を「第十五条の二十五第三項」に改め、同欄12中「第十五条の十九」を「第十五条の二十六」に改め、同欄35中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同欄36中「第八十五条の九第三項」を「第八十五条の十三第三項」に改め、同欄37中「第八十五条の九第四項」を「第八十

五条の十三第四項」に改め、同欄38中「第八十五条の十」を「第八十五条の十四」に改め、同欄39を削り、同欄40中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に改め、同欄40を同欄39とし、同欄中41を40とし、同欄42中「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に改め、同欄42を同欄41とし、同欄中43を42とし、44から46までを43から45までとし、同欄47中「第二百二十六条の二」を「第二百二十六条」に改め、同欄47を同欄46とし、同欄中48を47とし、49から59までを48から58までとし、同項第七号専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6から13までを5から12までとし、同項に次の一号を加える。

<p> 十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が農林水産大臣である農林水産物又は食品のうち、水産物に係るものに限る。） </p>	<p> 1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。 2 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。 3 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。 4 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求め、及びその認定を取り消すこと。 5 法第十七条第六項の規定に基づき、適合施設を認定し、又は認定を取り消したことを主務大臣に報告すること。 </p>
--	--

	<p>6 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、事業所等に立ち入り、事業所等の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中90を117とし、62から89までを89から116までとし、同欄61中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同欄61を同欄88とし、同欄60中「第四十八条の二十五第四項」を「第四十八条の四十八第四項」に改め、同欄60を同欄87とし、同欄59中「第四十八条の二十五第三項」を「第四十八条の四十八第三項」に改め、同欄59を同欄86とし、同欄58中「第四十八条の二十五第二項」を「第四十八条の四十八第二項」に改め、同欄58を同欄85とし、同欄57中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同欄57を同欄84とし、同欄56中「第四十八条の二十三第四項」を「第四十八条の四十六第四項」に改め、同欄56を同欄83とし、同欄55中「第四十八条の二十三第三項」を「第四十八条の四十六第三項」に改め、同欄55を同欄82とし、同欄54中「第四十八条の二十三第二項」を「第四十八条の四十六第二項」に改め、同欄54を同欄81とし、同欄53中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同欄53を同欄80とし、同欄52中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改め、同欄52を同欄76とし、その次に次のように加える。

77 法第四十八条の四十二第一項の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者に
対し、利用料金の変更を命ずること。

78 法第四十八条の四十二第二項の規定に基づき、届出を受理し、公示するこ
と。

- 79 法第四十八条の四十三の規定に基づき、国土交通大臣に通知すること。
- 別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄51中「第四十八条の二十一第二項」を「第四十八条の三十八第二項」に改め、同欄51を同欄75とし、同欄50中「第四十八条の二十一第一項」を「第四十八条の三十八第一項」に改め、同欄50を同欄74とし、同欄49中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に、「協定」を「利便施設協定」に改め、同欄49を同欄73とし、同欄中48を51とし、その次に次のように加える。
- 52 法第四十八条の二十第一項の規定に基づき、歩行者利便増進道路として指定すること。
- 53 法第四十八条の二十第二項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定又は当該指定の変更若しくは廃止について市町村長と協議すること。
- 54 法第四十八条の二十四第四項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定又は当該指定の変更若しくは廃止について協議を受け、同意すること。
- 55 法第四十八条の二十第五項の規定に基づき、公示すること。
- 56 法第四十八条の二十四第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を受理すること。
- 57 法第四十八条の二十五第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を審査すること。
- 58 法第四十八条の二十五第二項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を評価すること。
- 59 法第四十八条の二十五第三項の規定に基づき、所轄警察署長に協議すること。
- 60 法第四十八条の二十五第四項の規定に基づき、占用予定者を選定すること。
- 61 法第四十八条の二十五第五項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴くこと。
- 62 法第四十八条の二十五第六項の規定に基づき、占用予定者を選定した旨を通知すること。
- 63 法第四十八条の二十六第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を認定すること。
- 64 法第四十八条の二十六第二項（法第四十八条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公示すること。
- 65 法第四十八条の二十七第二項の規定に基づき、歩行者利便増進計画の変更を認定すること。
- 66 法第四十八条の二十九の規定に基づき、認定計画提出者の地位承継を承認

すること。

67 法第四十八条の第三十一項の規定に基づき、特定車両停留施設を利用することができ車両の種類を指定すること。

68 法第四十八条の第三十二項の規定に基づき、公示すること。

69 法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定に基づき、車両の停留の許可又は変更の許可をすること。

70 法第四十八条の第三十四の規定に基づき、道路標識を設けること。

71 法第四十八条の第三十五第一項の規定に基づき、停留料金を徴収すること。

72 法第四十八条の三十六の規定に基づき、公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中47を50とし、30から46までを33から49までとし、29を31とし、その次に次のように加える。

32 法第四十五条の二第二項の規定に基づき、自動運行補助施設の性能等について公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中28を30とし、12から27までを14から29までとし、11の次に次のように加える。

12 法第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、利便増進誘導区域の指定等について所轄警察署長に協議すること。

13 法第三十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とする。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号委任事務の欄24中「第二十九条第一項及び第三十六条第一項」を「第三十四条第一項及び第四十一条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄25中「第三十条第一項（法第三十一条第二項）を「第三十五条第一項（法第三十六条第二項）」に改め、同欄26中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同欄27中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同欄28中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同欄29中「第三十四条」を「第三十九条」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同欄30中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同欄31中「第三十七条」を「第四十二条」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同欄32中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

別表第二公の施設の表総合リハビリテーションセンター長の項第一号委任事務

の欄1中「第四条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄3中「第五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄4中「第八条」を「第十四条」に改め、同表精神保健福祉センター長の項第一号委任事務の欄1を削り、同欄2中「こと」の下に「（自立訓練施設内の秩序を著しく乱した場合に限る。）」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄中3を2とし、4を3とし、同欄に次のように加える。

4 条例第十七条第二項において準用する第八条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除について承認すること。

別表第二公の施設の表産業技術総合センター長の項委任事務の欄12中「別表第二第一号第八項」を「別表第二第一号第九項」に改め、同表農業大学校長の項第一号委任事務の欄1中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同欄2を削り、同欄3中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄中4を3とし、5を4とし、同欄6中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同欄6を同欄5とする。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類の欄中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「、食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号。以下この項において「施行条例」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号。以下この項において「関する条例」という。）」を削り、同号委任事務の欄2中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄3中「第五十二条」を「第五十五条第二項」に、「3、4」を「4、7」に改め、同欄4中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項（法第五十七条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「施行令第三十五条に規定する営業に係る」を削り、「許可営業者」の下に「又は届出営業者」を加え、同欄中8から21までを削り、7を10とし、6を9とし、同欄5中「申請書」の下に「又は営業の届出書」を加え、同欄5を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 施行規則第七十一条の二の規定に基づき、廃業の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄4の次に次のように加える。

5 法第五十七条第一項の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

6 法第五十八条第一項の規定に基づき、食品等の回収に着手した旨及び回収の状況についての届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄1及び2中「第十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄4中「第五十二条」を「第五十五条第二項」に改め、同欄5中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同欄6中「第五十四条（法第六十二条第一項）」を「第五十九条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄7中「第五十五条（法第六十二条第一項）」を「第六十条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄8中「第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄9中「第五十五条第一項及び第五十六条の規定（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を「第六十条第一項及び第六十一条（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」の規定」に改め、同欄10中「申請書」の下に「又は営業の届出書」を加え、同欄11中「施行条例第六条」を「施行規則第七十一条の二」に、「営業の廃止」を「廃業」に改め、同欄中12から18までを削り、同項第四十二号委任事務の欄を次のように改める。

- 1 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、必要な報告を求めること。
- 2 法第十条の二第一項の規定に基づき、食品の回収に着手した旨及び回収の状況についての届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とする。

別表第二地方行政機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号事務の種類欄中「及び食品衛生に関する条例（以下の項において「条例」という。）」を削り、同号専決事項の欄1中「第五十四条（法第六十二条第一項）」を「第五十九条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄2中「第五十五条（法第六十二条第一項）」を「第六十条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄3中「第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄4中「第五十五条第一項及び第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十条第一項及び第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄5を削る。

別表第二地方機関の表衛生研究所長の項事務の種類欄中「食品衛生法」の下に「（以下この項において「法」という。）」を加え、同項専決事項の欄中「食品衛生法」を「法」に、「第六十二条第一項」を「法第六十八条第一項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項第二号専決事項の欄3中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同欄4中「第五十五条」を「第六十条」に改める。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号委任事務の欄2中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同欄6中「第二項」を「第四項」に改め、同欄7中「第三項」を「第四項」に改め、同欄8中「第十三項」を「第十五項」に改め、同欄9中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同欄15中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同欄16中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄19及び22中「第四項」を「第六項」に改め、同号専決事項の欄5中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同欄中29を30とし、21から28までを22から29までとし、同欄20中「第十二条第二項若しくは第十三条第三項」を「第十二条第四項若しくは第十三条第四項」に、「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に、「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄中19を20とし、12から18までを13から19までとし、11の次に次のように加える。

12 法第七十二条の二の二の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対し、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するための措置が不十分であると認める場合において、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表家畜衛生保健所長の項第三号委任事務の欄3中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同欄5中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄9中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同欄13中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和三年六月一日
- 二 第三条の規定 令和三年八月一日

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画財政部の項中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に、

「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改め、同表県民生活部の項中

広聴広報課を

県民広	報
-----	---

聴課に改め、同表産業労働部の項中

シニア活躍推	ウーマノミク
--------	--------

進課	ス課
----	----

を

人材活躍支援課	多様な働き方推進課
---------	-----------

に改め、同表県土

整備部の項中「水辺再生課」を「河川環境課」に改める。

第六条第一項の表県民生活部の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改める。

第六条の二改革推進課の項中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、同項第十二号中「調整（）」の下に「デジタルトランスフォーメーションの推進及び」を加え、同項第十四号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、同条情報システム課の項中「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改め、同項第一号中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、同条市町村課の項第四号中「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改める。

第七条の二広聴広報課の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、同項第一号中「広聴及び広報活動」を「広聴活動」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「及び広報」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「及び広報」を削り、同号を同項第十二号とし、同項の次に次の一項を加える。

広報課

- 一 広報活動の総合的企画及び調整に関すること。
- 二 広報刊行物の発行に関すること。
- 三 テレビジョン、ラジオ、新聞等による広報に関すること。
- 四 インターネットによる広報に関すること。
- 五 前各号のほか、広報に関すること。

第九条保健医療政策課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

- 十三 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に関すること。

第九条食品安全課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

- 十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、保健所及び食肉衛生検査センターにおいて所掌するものを除く。）に関すること。

第九条薬務課の項第九号中「薬事工業生産動態統計」を「薬事経済調査等」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「医薬分業」を「かかりつけ薬剤師・薬局」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第十条産業支援課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条雇用労働課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「労働者の福祉」を「労使関係の安定」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号中「労働者の福祉」を「労働団体」に改め、同号を同項第十五号とし、同条シニア活躍推進課の項及びウーマノミクス課の項を次のように改める。

人材活躍支援課

- 一 女性の就業環境の整備促進に関すること。
- 二 女性の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 三 高齢者の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関すること。
- 五 外国人材の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関する

ること。

六 地域振興センターとの連絡調整（埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進課において所掌するものを除く。）及び高年齢者の就業支援に係るものに限る。）に関すること。

七 前各号のほか、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進課において所掌するものを除く。）に関すること。

多様な働き方推進課

一 働き方改革（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

二 事業所内保育所の設置の促進に関すること。

三 労働教育に関すること。

四 労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

五 労働福祉施設に関すること。

六 労働者協同組合法の施行に関すること。

七 地域振興センターとの連絡調整（埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方の推進に係るものに限る。）及び労働者の福祉に係るものに限る。）に関すること。

八 前各号のほか、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方の推進に係るものに限る。）及び労働者の福祉に関すること。

第十一条農業ビジネス支援課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、水産研究所において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条森づくり課の項中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号の次に次の三号を加える。

十八 森林経営管理法の施行に関すること。

十九 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

二十 埼玉県森林環境譲与税基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第十二条道路街路課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 交通安全施設等整備事業（歩道、自転車道及び交差点の整備並びに横断歩道橋の設置に係るものに限る。）に関すること。

第十二条道路環境課の項第二号中「交通安全施設等整備事業」の下に「(道路街路課において所掌するものを除く。)」を加え、同条水辺再生課の項中「水辺再生課」を「河川環境課」に改める。

第十三条市街地整備課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条建築安全課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

第十四条第四号中「総合調整幹等」を「統括参事等」に改める。

第二十五条の二第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、食品関係営業施設(と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設を除く。)に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第五十三条の三中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第五十三条の四第三項に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第七十九条の五中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、水産物に係るものに限る。)に関する事。

第三百三十一条の十五第二項中「それぞれ」を削り、同項の表埼玉県越谷建築安全センターの項を削る。

第三百三十八条中「部又は室を」を「部を」に、「課又は科を」を「科を」に改め、同条の表局名の項中「部又は室名」を「部名」に、「課又は科名」を「科名」

に改め、同表医療局の項中「、リハビリテーション工学科」を削る。

第百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「福祉ぐまひと環境」を「福祉ぐまひと環境」に改め、同表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項を削る。

第百八十八条第一項の表本庁の項中「総合調整幹」を「統括参事」に、「並びに」を「、部局間連携の推進に関する事務並びに」に改め、同表企画財政部の項中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に、「、情報通信技術の企画及び立案等」を「及び情報通信技術に係る政策の企画及び立案等」に改め、同表県民生活部の項を次のように改める。

県民生活部	県民共生局長	上司の命を受け、県民生活の向上及び共生社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	スポーツ局長	上司の命を受け、スポーツに係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表環境部の項中「環境政策」を「温暖化対策及びエネルギー政策」に改め、同条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	企画参与	知事の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	広報戦略幹	上司の命を受け、報道及び広報の連携に関する事務その他特に指定された事務を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職

	室長付	員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	会計管理者付	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

第百八十八条第三項の表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	次世代産業幹	上司の命を受け、特定の地域への産業の集積に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	経済対策幹	上司の命を受け、経済の回復及び成長並びに雇用の確保に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表センターの項の次に次のように加える。

行政・デジタル改革課	デジタル政策幹	上司の命を受け、情報通信技術に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
及び情報システム戦略課		

第百八十八条第三項の表広聴広報課の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、同条第四項中「、副総合調整幹」及び「副総合調整幹にあつては総合調整幹、」を削り、「総合調整幹を」を「統括参事を」に改め、同項第六号中「総合調整幹」を「統括参事」に改める。

第九十二条第三項の表地域機関の項中「埼玉県総合リハビリテーションセンター」の下に「にあつては副センター長及び病院長」を加える。

別表第六専門員の項の前に次のように加える。

主任専門員

上司の命を受け、守衛、庁務、炊事、清掃又は洗濯の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第二条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第九条食品安全課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画財政部改革推進課	企画財政部行政・デジタル改革課
企画財政部情報システム課	企画財政部情報システム戦略課
県民生活部広聴広報課	県民生活部県民広聴課
県土整備部水辺再生課	県土整備部河川環境課

規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二順位 副知事 橋本雅道」を「第二順位 副知事 橋本雅道
第三順位 副知事 高柳三郎」に
改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の項の次に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）	第十条第四項及び第十二条第一項から第三項まで
--	------------------------

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項の次に次のように加える。

埼玉県生活環境保全条例	第七十五条第一項及び第二項
-------------	---------------

別表第二の一に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	第十二条第二項及び第十三項
-----------------------------	---------------

別表第三に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	第十条第四項及び第十二条第四項
-----------------------------	-----------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画財政部情報システム課」を「企画財政部情報システム戦略課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百三項9、第百四項9、第百六項第二号3」を「第百三項9、第百五項第二号3」に、「第百七項4、第百九項7並びに第百十三項第十一号9」を「第百六項4、第百八項7並びに第百十二項第十一号9」に改め、同条の表中第十号を削り、同表第十一号上欄中「別表第百四項9」を「別表第百三項9」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号上欄中「別表第百六項第二号3」を「別表第百五項第二号3」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号上欄中「別表第百六項第五号2」を「別表第百五項第五号2」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号上欄中「別表第百七項4」を「別表第百六項4」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号上欄中「別表第百九項7」を「別表第百八項7」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号上欄中「別表第百十三項第十一号9」を「別表第百十二項第十一号9」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号上欄中「別表第百十三項第十二号11」を「別表第百十二項第十二号11」に改め、同号を同表第十六号とする。

第四条中「別表第百十三項第一号6」を「別表第百十二項第一号6」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百十三項第一号6」を「別表第百十二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百十三項第二号6」を「別表第百十二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百十三項第三号7」を「別表第百十二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百十三項第四号7」を「別表第百十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十三項第五号6」を「別表第百十二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百十三項第六号6」を「別表第百十二項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第百十三項第七号13」を「別表第百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十三項第十三号」を「別表第百十二項第十三号」に改める。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

規 則

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十九号

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則

埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、病院事業管理者」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第十条第三項第四号に掲げる職員から引き続き会計年度任用職員となつた場合における当該職員の令和三年六月の期末手当の支給については、なお従前の例による。

規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成十七年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表病院事業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表病院事業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十四号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十五号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

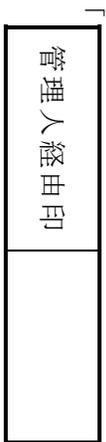
第二条第一号中「、病院局」を削り、同条第四号中「、病院局本庁の課及び病院長」を削る。

様式第一号中「㊤」及び「㊦」を削る。

様式第二号及び様式第二号の二中「㊦」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「㊤」を削る。

様式第五号中



及び「㊤」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、改正前の第二条第一号に規定する病院局に所属する職員で、この規則の施行の前日から引き続き職員住宅に入居するものについては、改正後の第二条第一号の職員とみなして、この規則の規定を適用する。

規 則

埼玉県自転車競走キャッシュユレス投票実施規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県自転車競走キャッシュユレス投票実施規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号。以下「実施規則」という。）第七十六条に規定する通信回線を経由した端末機器による勝者投票のうち競輪場又は場外車券売場内に設置された投票端末機器（次条、第十九条第一項第一号及び第二十三条において「キャッシュユレス投票端末機」という。）によるもの（以下「キャッシュユレス投票」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(キャッシュユレス投票の方式)

第二条 キャッシュユレス投票は、勝者投票を行おうとする者を識別するカード（第四条第三項及び第十条第二項において「識別カード」という。）及びキャッシュユレス投票端末機を使用して、県が管理するキャッシュユレス投票に係る電子計算機（以下「キャッシュユレス投票サーバ」という。）に勝者投票の内容を入力する方式により行う。

(キャッシュユレス投票契約)

第三条 キャッシュユレス投票を行うことができる者は、次の各号のいずれかの方式で、知事とキャッシュユレス投票に關する契約（以下「キャッシュユレス投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

一 窓口入金方式（キャッシュユレス投票に係る車券（以下「車券」という。）の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）を設定し、車券を購入する日（以下「利用日」という。）に金銭の支払いにより精算する方式をいう。第十九条第一項第一号及び第二十八条第二項第一号において同じ。）

二 指定銀行口座振替方式（購入予定金額を設定し、及び口座振替により精算する方式をいう。第八条、第十九条第一項第二号及び第二十八条第二項第二号において同じ。）

(加入者の募集等)

第四条 キャッシュユレス投票契約を締結することができる者の募集は、知事が別に定める方法により行う。

2 前項の規定による募集に応募しようとする者（以下この条において「応募者」

という。)は、知事が別に定める様式の加入申込書に住民票の写しその他知事が認める証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。この場合においては、応募者は、キャッシュレス投票に係る自己の暗証番号を定め、知事に申告しなければならない。

3 知事は、応募者とキャッシュレス投票契約を締結したときは、加入者の加入者番号を定め、識別カードを作成し、当該加入者に貸与し、又は付与するものとする。この場合においては、知事は、当該加入者の加入者番号その他必要な事項を当該加入者に通知するものとする。

(欠格事項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、キャッシュレス投票契約を締結することができない。

一 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。第六号、第十四条第一項及び第三十二条において「法」という。)第九条又は第十条第一号若しくは第二号に規定する者

二 実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

三 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号。第十三条において「電話投票規則」という。)第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

四 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則(平成二十二年埼玉県規則第八十五号。第十三条において「電子決済投票規則」という。)第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

七 法人その他の団体

八 その他知事が、場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認める者

(加入者台帳)

第六条 知事は、加入者台帳を作成し、各加入者について、氏名、生年月日その他必要な事項をこれに記録するものとする。

(届出事項の変更)

第七条 加入者は、加入申込書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、その内容を前条の加入者台帳

に記録するものとする。

(預金口座の開設)

第八条 指定銀行口座振替方式の加入者(次条において「口座振替利用者」という。)は、あらかじめ、知事が別に定める金融機関(次条及び第二十八条第二項第二号において「指定銀行」という。)に、普通預金口座(次条、第十九条第一項第二号及び第二十八条第二項第二号において「普通口座」という。)を開設しなければならない。

(振替依頼)

第九条 口座振替利用者は、購入予定金額を普通口座から知事が別に定める預金口座へ振り替えるため、知事が指定する日までに、知事が別に定める振替依頼書を指定銀行に提出しなければならない。

(解約)

第十条 知事は、加入者からキャッシュレス投票契約の解約の申入れがあったとき、又は加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者とのキャッシュレス投票契約を解約することができる。

一 加入申込書又はその添付資料に記載された事項が、事実と異なることが判明したとき。

二 第五条各号に掲げる者に該当するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、加入者として不適当であると認められるとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与され、又は付与された識別カードを速やかに知事に返却しなければならない。

(本人の申出によるキャッシュレス投票の停止)

第十一条 自己のキャッシュレス投票の停止の措置を希望する加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

2 前項の規定による申出を行った加入者が、知事が別に定めるところによりキャッシュレス投票の停止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(家族の申出によるキャッシュレス投票の停止)

第十二条 車券の購入にのめり込むことにより加入者又はその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態(次項において「ギャンブル依存」という。)の加入者又はそのおそれがあると思われる加入者について、当該加入者の家族(当該加入者と同居する親族(成年に達した者に限る。))及び知事が特に認めた者を含む。第十四条において「その家族」という。)が、知事が別に定めるところに

より当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

- 2 前項の規定によりキャッシュレス投票の停止の措置を受けた加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(他の措置を受けた加入者に対する措置)

- 第十三条 知事は、実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止した者、電話投票規則第十一条の二第一項又は第十条の三第一項の規定により電話投票を停止した者及び電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止した者が加入者である場合には、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

- 2 知事は、実施規則第六十条の二第二項若しくは第六十条の三第二項、電話投票規則第十一条の二第二項若しくは第十一条の三第二項又は電子決済投票規則第六条の二第二項若しくは第六条の三第二項の規定により前項に規定する加入者の競輪場等への入場禁止又は電話投票若しくは電子決済投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定によるキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

- 第十四条 知事は、法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。次項において同じ。）が加入者又はその家族の申出に基づきキャッシュレス投票を停止している者が加入者である場合には、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。ただし、当該申出をした者が県が実施する自転車競走に係るキャッシュレス投票の停止を希望している場合に限る。

- 2 知事は、競輪施行者が前項に規定する加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定によるキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(加入者投票履歴)

- 第十五条 知事は、各加入者について、次の各号に掲げる事項を記録した加入者投票履歴を作成するものとする。

- 一 住所、氏名及び生年月日
- 二 加入者番号
- 三 利用日

- 四 その他知事が必要と認める事項

(車券)

第十六条 埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号）第五条に規定する規則で定める車券の枚数分は、車券十枚分を単位とする。

（勝者投票法の種類）

第十七条 勝者投票法は、実施規則第六十三条第一項に規定するものうちから知事が別に定める。

（発売の日時）

第十八条 車券の発売は、知事が別に定める日及び時間に行う。

（入金及び番号、記号その他の符号の記録）

第十九条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号（以下「番号等」という。）の記録は、次のとおりとする。

一 窓口入金方式を利用する加入者は、購入予定金額の入金を申し出又はキャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を県の預金口座に直接入金操作をすることで、購入予定金額に相当する番号等をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

二 指定銀行口座振替方式を利用する加入者は、購入予定金額を普通口座から県の預金口座に振り替えることで、購入予定金額に相当する番号等をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 県の預金口座に入金され、又は振り替えられたキャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、一円当たり一単位の番号等として換算するものとする。

3 知事は、加入者が購入予定金額を番号等としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、当該番号等の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号等を使用して、百単位の番号等当たり百円の車券を購入することができる。

（番号等の取扱い）

第二十条 番号等の取扱いについては、知事が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。

（購入限度額）

第二十一条 加入者の車券の購入限度額は、次の各号に掲げる額とする。

一 利用日における一回目の車券の購入に係る購入限度額については、当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額

二 利用日における二回目以降の車券の購入に係る一回の購入限度額については、キャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定

した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が精算した金額を減じ、加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号等に相当する額を加えた額

(車券購入の方法)

第二十二条 車券の購入の方法は、知事が別に定める。

(投票の成立)

第二十三条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機の投票の確認画面において、加入者が自己の投票の内容を確認し、かつ、その内容がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第二十四条 前条の規定によりキャッシュレス投票が成立した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領及び保管)

第二十五条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、知事が加入者に代わって受領し、及び保管する。

(代理購入等の禁止)

第二十六条 加入者は、キャッシュレス投票を自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けてこれを行ってはならない。

(受付の拒否)

第二十七条 知事は、キャッシュレス投票について、この規則の規定に適合しない疑いがあるときその他これを受け付けることが不適當であると認めるときは、その受付を拒否するものとする。

(払戻金又は返還金の記録及び交付)

第二十八条 第二十五条の規定により知事が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、一円当たり一単位の番号等に換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第二十五条の規定により知事が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金の交付は、次のとおりとする。

一 窓口入金方式にあつては、利用日における購入予定金額から車券の購入金額の総額を差し引き、払戻金及び返還金の総額を加えた額を知事が別に定める方法により精算し、交付するものとする。

二 指定銀行口座振替方式にあつては、利用日における購入予定金額から車券の

購入金額の総額を差し引き、払戻金及び返還金の総額を加えた額を精算し、普通口座に振り込むものとする。ただし、利用日が指定銀行の休業日であるとき、その他やむを得ない事由により利用日に振り込むことができないときは、その直後の指定銀行の営業日に振り込むものとする。

(加入者投票履歴の閲覧)

第二十九条 加入者は、知事に対し、第十五条に規定する加入者投票履歴の閲覧を当該利用日から起算して六十日間、請求することができる。

(車券の閲覧)

第三十条 加入者は、知事に対し、第二十五条の規定により知事が保管する車券の閲覧を当該利用日から起算して六十日間、請求することができる。

(投票の記録等)

第三十一条 知事は、キャッシュレス投票の内容を記録し、当該利用日から起算して六十日間、これを保存するものとする。

(委託に係る事務に関する読替え)

第三十二条 法第三条の規定によりキャッシュレス投票の実施に関する事務の全部又は一部が他の地方公共団体に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた他の地方公共団体の長」と、「県」とあるのは「委託を受けた他の地方公共団体」と読み替えるものとする。

2 法第三条の規定によりキャッシュレス投票の実施に関する事務の全部又は一部が私人に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた私人の代表者」と、「県」とあるのは「委託を受けた私人」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十三条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項に次の一号を加える。

十五 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

第六十七条第二項中「又は電子決済投票」を「、電子決済投票又はキャッシュレス投票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十八号

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則（平成十六年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「違反する」を「違反し、若しくは違反するおそれがある」に改め、同号を同条第九号とする。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号）第十一條第一項又は第十二條第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十九号

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号。以下「キャッシュレス投票規則」という。）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

第六条の四第一項中「者及び」を「者、」に改め、「停止した者」の下に「及びキャッシュレス投票規則第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止した者」を加え、同条第二項中「又は電話投票規則」を「、電話投票規則」に改め、「第十一条の三第二項」の下に「又はキャッシュレス投票規則第十一条第二項若しくは第十二条第二項」を、「措置又は電話投票」の下に「若しくはキャッシュレス投票」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号。第十一条の四において「キャッシュレス投票規則」という。）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

第十一条の四第一項中「者及び」を「者、」に改め、「停止した者」の下に「及びキャッシュレス投票規則第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止した者」を加え、同条第二項中「又は電子決済投票規則」を「電子決済投票規則」に改め、「第六条の三第二項」の下に「又はキャッシュレス投票規則第十一条第二項若しくは第十二条第二項」を、「措置又は電子決済投票」の下に「若しくはキャッシュレス投票」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削る。

第二十四条第一項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削る。

様式第一号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第二号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第三号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第四号から様式第七号までの規定中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第七号の二及び様式第八号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第九号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十一号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十二号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十三号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 その自然的、社会経済的条件から判断して前項に規定する基準（別表第一の二に掲げるものに限る。）の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内において行われる条例第十二条第三項各号に掲げる行為については、知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。

様式第一号から様式第一号の二十三までの規定中「㊸」を削る。

様式第二号の一から様式第三号の六までの規定中「㊸先」を「㊸先」に改め、

「㊸」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号リ(1)七中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に、「第一条第四号」を「第二条第四号」に改める。

様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの規定中「おてせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則中様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの改正規定は公布の日から、別表第一第三号リ(1)七の改正規定は令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 組織（第四条―第六条）

第三章 会計伝票、帳簿及び勘定科目

第一節 会計伝票（第七条―第十条）

第二節 帳簿（第十一条―第十五条）

第三節 勘定科目（第十六条）

第四章 収入及び支出

第一節 収入（第十七条―第二十八条）

第二節 支出（第二十九条―第四十九条）

第三節 出納取扱金融機関（第五十条―第六十一条）

第四節 預り金及び預り有価証券（第六十二条―第六十六条）

第五章 たな卸資産

第一節 通則（第六十七条・第六十八条）

第二節 調達（第六十九条・第七十条）

第三節 出納（第七十一条―第七十六条）

第四節 たな卸し（第七十七条―第八十条）

第六章 たな卸資産以外の物品（第八十一条・第八十二条）

第七章 固定資産

第一節 通則（第八十三条・第八十四条）

第二節 取得（第八十五条―第九十一条）

第三節 管理及び処分（第九十二条―第一百七条）

第四節 減価償却（第八八条・第九九条）

第八章 引当金（第一百十條）

第九章 予算（第一百一十條―第一百七七條）

第十章 決算（第一百八八條―第二百十條）

第十一章 雑則（第二百二十一條―第二百二十六條）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関しては、法令、条例及び他の規則に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(規則等の遵守)

第二条 財務事務を担当する職員は、この規則並びに法令、条例及び他の規則の定めるところに従い、適正かつ能率的な事務処理に努めなければならない。

(用語の意義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 センター 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）第一条第四項の規定に基づく病院をいう。

二 金銭 現金及び小切手、郵便為替その他現金に代わるべき証書類をいう。

第二章 組織

(企業出納員等)

第四条 センターに企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、次の表の上欄に掲げる職にある者をもって充て、その者に同表の中欄に掲げる事務を委任するものとし、企業出納員が不在である場合にあっては、同表の下欄に掲げる職にある者が当該企業出納員の事務を代決することができる。

上欄	中欄	下欄
管理・業務部長	金銭の収納 小切手の振出し 小切手振出しの通知 隔地払の請求及び送金の通知 口座振替の請求及び通知 預金の組替え 物品の出納及び保管（他の企業出納員のかさどる事務を除く。） 支出負担行為に関する確認	センターの長（以下「センター長」という。）があらかじめ指定する職員
診療部長	診療用の薬品及び給食材料の出納及び保管	
看護部長	診療材料の出納及び保管	

3 前項の規定による企業出納員が欠けたとき、又はその者に事故があるときは、センターの職員のうちから知事があらかじめ指定した者をもって企業出納員に充てるものとし、その者は、それぞれ同項の表の中欄に掲げる出納事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、センター長がセンターの職員のうちから指定する者をもって充てる。

5 現金取扱員は、上司の命を受け、病院事業の業務に係る金銭の収納に関する事務をつかさどる。

6 現金取扱員が一日に取り扱うことのできる金銭の限度額は、三百万円とする。

(善管注意義務)

第五条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱い)

第六条 知事は、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十二條に規定する金融機関のうちから出納取扱金融機関を指定し、病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるものとする。

第三章 会計伝票、帳簿及び勘定科目

第一節 会計伝票

(会計伝票による処理)

第七条 病院事業の業務に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票により処理するものとする。

(会計伝票の種類及び発行)

第八条 会計伝票の種類は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、金銭収入の取引について発行する。

3 支出伝票は、金銭支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前二項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の作成等)

第九条 会計伝票は、単純取引一件ごとに作成するものとする。ただし、同種の単純取引については、二件以上を集合して作成することができる。

2 会計伝票には、請求書、領収書、検査調書その他の証拠となるべき書類を添付するものとする。

(会計伝票等の保存)

第十条 収入伝票、支出伝票及び振替伝票並びに取引に関し証拠となるべき書類は、毎月日付順に区分し、保存しなければならない。

第二節 帳簿

(帳簿)

第十一条 帳簿の種類は、次のとおりとする。

- 一 総勘定元帳
- 二 収入予算整理簿
- 三 支出予算整理簿
- 四 未収金整理簿
- 五 未払金整理簿
- 六 経過勘定整理簿
- 七 物品受払簿
- 八 預り金整理簿
- 九 預り有価証券整理簿
- 十 固定資産台帳
- 十一 企業債台帳
- 十二 預金口座出納簿
- 十三 貯蔵品出納簿
- 十四 一時借入金出納簿
- 十五 補填財源明細書
- 十六 現金出納簿
- 2 事務局長（センタ―の事務局長をいう。以下同じ。）は、前項第一号から第七号まで及び第十号の帳簿を備え、整理しなければならない。
- 3 課長（福祉部福祉政策課長をいう。以下同じ。）は、第一項第二号、第三号、第十一号及び第十五号の帳簿を備え、整理しなければならない。
- 4 管理・業務部長である企業出納員は、第一項第八号、第九号、第十二号、第十号及び第十六号の帳簿を備え、整理しなければならない。
- 5 企業出納員は、第一項第十三号の帳簿を備え、整理しなければならない。

(記帳の原則)

第十二条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類に基づき、正確かつ明瞭に記帳しなければならない。

(科目の更正)

第十三条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当な科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第十四条 帳簿は、随時照合を行い、その正確を期さなければならない。

(補助簿の備付け)

第十五条 事務局長、課長又は企業出納員は、必要があるときは、第十一条第一項各号に掲げる帳簿のほか、補助簿を備えることができる。

第三節 勘定科目

(勘定科目)

第十六条 病院事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第一に定めるところによる。

第四章 収入及び支出

第一節 収入

(収入徴収の権限の委任)

第十七条 センター長に対し、病院事業に係る収入の徴収の権限を委任する。

(収入の調定)

第十八条 収入の調定は、センター長（以下この節において「収入徴収権者」という。）が振替伝票（調定と同時に金銭の収納が行われる場合にあつては、収入伝票）に決裁することにより行う。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書兼領収書の送付等)

第十九条 収入徴収権者は、調定後直ちに納入義務者に対し、納入通知書兼領収書を送付しなければならない。ただし、その性質上納入通知書兼領収書を送付することが適当でない場合は、当該送付に代えて、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。

2 前項の規定により納入の通知をする場合は、別に納期限が定められているものを除き、当該通知をする日から起算して十五日以内において適宜の納期限を定めるものとする。

(納入通知書兼領収書の再発行)

第二十条 収入徴収権者は、納入通知書兼領収書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの申出又は納付された証券が支払の拒絶をされた旨の納入取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書兼領収書を再発行し、その余白に再発行である旨を記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

(口座振替の方法による収入の納付)

第二十一条 口座振替の方法により収入を納付しようとする納入義務者は、あらかじめ、預金口座を設けている出納取扱金融機関の承諾を得て、口座振替納付届を収入徴収権者に提出しておかなければならない。

2 収入徴収権者は、前項の規定による納付届の提出があつたときは、口座振替納入通知書（磁気テープその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この項及び第三十三条において「磁気テープ等」という。）により納入の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等）を出納取扱金融機関に送付しなければならない。

（金銭領収）

第二十二條 管理・業務部長である企業出納員は、金銭を収納したときは、直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。

2 管理・業務部長である企業出納員は、前項に規定する領収書に領収印を押印しなければならない。

（収納金の取扱い）

第二十三條 現金取扱員は、金銭を収納したときは、管理・業務部長である企業出納員にその内訳を示す書類を送付するとともに、当該金銭を即日又は翌日に引き継がなければならない。

2 管理・業務部長である企業出納員は、自ら収納した金銭、前項の規定により引き継ぎを受けた金銭及び次条第三項の規定により引渡しを受けた金銭を払込書によつて即日又は翌日出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、その金銭が遠隔又は交通不便の地で収納したもののその他のもので知事が本文の手続によることが不相当と認められたものについては、知事が指定する期間その払込みを延期することができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、管理・業務部長である企業出納員は、適当と認める範囲内において、釣銭として用いるために、収納した現金の一部を留め置くことができる。

（収納の委託）

第二十四條 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条の二の規定により公金の収納の事務を委託したときは、当該委託を受けた者（以下「公金収納事務受託者」という。）に対し、公金収納事務受託者である旨を示す証明書を交付するものとする。

2 第二十二條の規定は、公金収納事務受託者が収納金を収納した場合について準用する。

3 公金収納事務受託者は、収納した金銭を、即日又は翌日に収入計算書を添えて管理・業務部長である企業出納員に引き渡さなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、管理・業務部長である企業出納員があらかじめ必要と認めるときは、公金収納事務受託者は、収納した金銭を払込書によつて即日又

は翌日出納取扱金融機関に受託収入計算書を添えて払い込むことによって、管理・業務部長である企業出納員への引渡しに代えることができる。

5 前二項の規定にかかわらず、知事の指定した契約については、公金収納事務受託者は、収納した金銭を契約に定める期限までに出納取扱金融機関に払い込まなければならぬ。

(小切手の支払地の区域)

第二十五条 令第二十一条の三第一項第一号に規定する知事の定める区域は、出納取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。

(誤払金等の戻入)

第二十六条 支出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残高を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出をした科目に戻入しなければならない。

(督促)

第二十七条 収入徴収権者は、債権について納期限を超過してもなお履行されない場合には、納期限の翌日から起算して四十日以内に督促状兼領収書により督促しなければならない。この場合において、督促状兼領収書には、その発行の日から七日以上十五日以内において適宜の納期限を指定するものとする。

(不納欠損)

第二十八条 収入徴収権者は、法令、条例若しくは議会の議決により債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合は、当該債権に係る収入額欠損調書を作成し、これを知事に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

第二節 支出

(支出命令の権限の委任)

第二十九条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる支出の命令の権限を委任する。

一 課長 次号に掲げるもの以外の支出

二 センター長 令達された予算に係る経費の支出

(支出命令)

第三十条 支出の命令は、課長又はセンター長(以下「支出命令権者」という。)が支出伝票に決裁することにより行う。

2 支出命令権者は、前項の規定により決裁した場合は、当該支出伝票を、管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。この場合において、その支払方法が隔地払によるものであるときは、当該支出伝票に支払内訳書を添付しなければならない。

3 管理・業務部長である企業出納員は、前項の規定により支出伝票の送付を受けた場合は、債権者の名称又は氏名、勘定科目、予算科目、支払金額等を添付書類と照合し、誤りがないことを確認しなければならない。

(直接払)

第三十一条 管理・業務部長である企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、令第二十一条の十二第一項の規定による小切手を振り出すとともに、当該債権者から領収書を徴さなければならない。

2 管理・業務部長である企業出納員は、その振り出す小切手に、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を記載するとともに、持参人払式のものであることを明記しなければならない。ただし、受取人が資金の前渡を受ける者である場合又は債権者から申出があつた場合は、記名式としなければならない。

3 管理・業務部長である企業出納員は、令第二十一条の十二第一項ただし書の規定により出納取扱金融機関の統轄店をして現金で支払をさせようとするときは、統轄店に支払証及び支払依頼書を送付するとともに、債権者に支払証を交付し、領収書を徴さなければならない。

(隔地払)

第三十二条 管理・業務部長である企業出納員は、隔地払の方法による支払をしようとするときは、案内書及び支払依頼書を統轄店に送付するとともに、通知書を債権者に送付しなければならない。

(口座振替払)

第三十三条 管理・業務部長である企業出納員は、口座振替の方法による支払をしようとするときは、案内書（磁気テープ等により口座振替の方法による支払の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等をいう。）及び支払依頼書を統轄店に送付するとともに、必要があると認めるときは、通知書を債権者に送付するものとする。

(資金前渡)

第三十四条 令第二十一条の五第一項第十五号に規定する規則で定める経費は、次のとおりとする。

一 病院において常時必要とする経費

二 式典、講演会、委員会その他の会合の場所において支払を必要とする経費

三 即時支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものの購入等に要する経費

四 東京電力パワーグリッド株式会社及び東日本電信電話株式会社に対して支払う経費

五 供託金
六 保険料
七 賠償金

八 下水道使用料、日本放送協会に対し支払う受信料及び後納する郵便に関する料金（第三十八条第一項第三号において「下水道使用料等」という。）

九 郵便切手、郵便葉書、収入印紙及び収入証紙

（資金前渡担当者の指定）

第三十五条 支出命令権者は、資金の前渡をしようとするときは、資金の前渡を受ける者（以下「資金前渡担当者」という。）を定めなければならない。

（前渡する資金の限度）

第三十六条 前渡する資金の限度は、次の各号の定めるところによる。

- 一 常時支払を必要とする経費については、一箇月分以内の予定経費
- 二 随時又は定期に支払を必要とする経費については、所要の経費
- 三 外国において支払をする経費については、事務の必要によって三箇月分以内の予定経費

（前渡資金の取扱い）

第三十七条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金を、直ちに支払う場合その他預金して保管することが適当でない場合を除いては、出納取扱金融機関又は確実な金融機関に預金しなければならない。

2 資金前渡担当者は、現金出納簿を備え、出納の都度整理しなければならない。ただし、直ちに支払を完了した場合は、この限りでない。

3 資金前渡担当者は、第一項の規定による預金から生じた利子は、速やかに払込書によって、出納取扱金融機関に払込みをしなければならない。

（前渡資金の精算）

第三十八条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金について、精算調書を作成し、債権者の領収書（レシートその他支払を証明する書類を含む。以下この項において同じ。）を添付して、支出命令権者の確認を受け、次に掲げる日までに管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。ただし、給与については、債権者の領収書の添付を省略することができる。

一 第三十六条第一号の経費については、翌月五日まで

二 第三十六条第二号の経費については、支払の完了後（出張により支払をする経費については、帰庁後）五日まで

三 前号の規定にかかわらず、社会保険料、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条の二第一項の規定により市町村が行

う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料、下水道使用料等並びに令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に規定する経費については、領収書の受領後五日まで

四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、給与については、支払の完了後五日まで

五 第三十六条第三号の経費については、帰庁後五日まで（帰庁後五日までに精算が困難な前渡資金で、支出命令権者が、その精算方法を別に定めるものを除く。）

2 前渡を受けた資金の精算で残金がない場合は、前項の規定にかかわらず、精算調書の作成を省略することができる。この場合において、資金前渡担当者は、支払を証明する書類に支出命令権者の確認を受けなければならない。

3 資金前渡担当者は、精算による残金を、直ちに払込書によって支出した科目に戻入しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第三十六条第一号の経費に係る精算による残金は、翌月に繰越しすることができる。ただし、年度終了の月にあつては、この限りでない。

5 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金の精算をした後でなければ、次の資金の前渡を受けてはならない。ただし、第三十六条第一号の経費に係る場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（前渡資金精算の更正等）

第三十九条 管理・業務部長である企業出納員は、前条第一項の精算調書の送付を受けたときは、これを調査し、その結果前渡した資金の用途がその交付の目的に相違すると認めるときは、精算の更正又は戻入その他必要な措置を支出命令権者に要求しなければならない。

（概算払）

第四十条 令第二十一条の六第五号に規定する規則で定める経費は、保険料、委託費及び賠償金とする。

2 旅費の概算払は、宿泊を要する旅行、県内旅行以外の旅行で行程二百キロメートル以上の旅行又は十日以上継続する旅行以外の旅行については、これをすることができない。

（概算払の精算）

第四十一条 支出命令権者は、概算払をした経費について、当該経費に係る事務の終了後五日以内に、精算調書を作成し、管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。ただし、追給又は返納を要しない場合は、精算調書の送付

を要しない。

2 旅費の概算払に係る精算であつて、追給又は返納を要しないものは、前項の規定にかかわらず、精算調書の作成を要しない。

3 旅費の概算払を受けた者は、その精算をした後でなければ、次の概算払を請求してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(前金払)

第四十二条 令第二十一条の七第八号に規定する規則で定める経費は、保険料とする。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業者社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割（当該経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、これらの経費の四割）を超えない範囲内において前金払をすることができる。

3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、前項の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の二割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

一 工期の二分の一を経過していること。

二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

4 支出命令権者は、前二項の前金払を受けようとする請負者があるときは、請求書に第二項の保証事業者社の保証証書を添えて提出させなければならない。

5 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった場合における営業補償費その他の補償費（当該家屋又は物件の移転料を除く。）については、当該経費の七割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

(部分払)

第四十三条 支出命令権者は、物件の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分につき、完納又は完成の前に契約金額の一部分を支払う必要があるときは、物件の購入契約については既納部分に相当する代価の全額、工事又は製造その他についての請負契約については既済部分に相当する代価の十分の九以内の額を、それぞれ支払うことができる。ただし、性質により可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完成部分については、これに相当する代価の全額までを支払うことができる。

2 前金払をしている場合における部分払の額は、前払金に既納部分又は既済部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払の額から差し引いた額とする。

3 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 一 契約金額が五百万円未満の場合 一回
- 二 契約金額が五百万円以上一千万円以下の場合 二回
- 三 契約金額が一千万円を超える場合 一千万円を超える金額につき一千万円までの金額を増すごとに前号の回数に一を加えた回数

(支出事務の委託)

第四十四条 令第二十一条の十一第一項の規定により支出の事務を委託しようとするときは、委託契約を締結しなければならない。

2 支出事務の受託者は、委託に係る支出事務の完了後五日(常時支払を必要とする経費についての委託のときは、前月分について翌月五日)までに、精算調書を作成し、交付資金の出納を明らかにした報告書、債権者の領収書その他支払を証明する書類を添付して、支出命令権者の確認を受け、管理・業務部長である企業出納員に提出しなければならない。

3 第三十八条第三項及び第三十九条の規定は、前項の精算について準用する。

(支払済通知)

第四十五条 管理・業務部長である企業出納員は、支払を終了した場合は、支出伝票を日ごとに取りまとめ、出納取扱金融機関から送付された病院事業支払金日計表と支払金額を照合し、病院事業支払済通知書(日計表)に添付して、速やかに支出命令権者に送付しなければならない。

(誤納金等の戻出)

第四十六条 収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出の手続の例によりこれを当該収入から戻出しなければならない。ただし、納入者の未納に係

る収入金がある場合は、これに充当するものとする。

- 2 前項の規定により収入金を還付し、又は充当する場合は、当該納入者に対し、過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書を送付しなければならない。ただし、誤納又は過納の収入金を充当した旨を記載した領収書を交付する場合は、この限りでない。

(案内書等の訂正)

第四十七条 管理・業務部長である企業出納員は、案内書の金額以外の記載事項に誤りがあつたときは統轄店に、通知書の金額以外の記載事項に誤りを発見したときは債権者に、それぞれ直ちにその旨を通知しなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

- 2 管理・業務部長である企業出納員は、案内書又は通知書の金額に誤りがあつたときは、債権者が現金受領前にあつては第四十九条の規定に準じた手続を行うものとし、現金受領後にあつてはその金額と正当な金額との差額について支払又は返納の措置を支出命令権者に要求しなければならない。

- 3 管理・業務部長である企業出納員は、小切手の金額以外の記載事項に誤りを発見したときは小切手訂正通知書を統轄店に送付し、小切手の金額に誤りがあつたときはその金額と正当な金額との差額について支払又は返納の手続をとらなければならない。

(小切手等の再発行)

第四十八条 管理・業務部長である企業出納員は、小切手又は通知書を亡失し、又は毀損した者からその再発行の申出があつたときは、再発行請求書に出納取扱金融機関の未払である旨の証明を受け、これを提出させなければならない。小切手の場合にあつては、あわせて除権決定の謄本を提出させなければならない。

- 2 管理・業務部長である企業出納員は、前項の請求書を受けたときは、事実を調査した上、再発行の手続をとらなければならない。この場合において、小切手にあつては小切手及び小切手振出済通知書の余白に「年月日小切手記号第 号分再発行」と、通知書にあつてはその余白に「年月日再発行」と記載しなければならない。

(送金等取消しの手続)

第四十九条 管理・業務部長である企業出納員は、支払資金を交付した後において、支出の誤払いとなることが発見されたこと等の理由により、債権者の現金受領前において支出命令権者から送金取消依頼書の送付を受けたときは、債権者から通知書を回収する等の措置をとるとともに、統轄店に送金取消請求書を送付しなければならない。

第三節 出納取扱金融機関

(統轄店の設置)

第五十条 出納取扱金融機関は、統轄店を設けなければならない。

(収納金の受入れ等)

第五十一条 出納取扱金融機関は、公金を収納したときは、統轄店の預金口座に直ちに受け入れ、又は振り込まなければならない。

(収納金日計表等の提出)

第五十二条 統轄店は、公金の収納及び支払について次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定めるところにより管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。

- 一 病院事業収納金日計表 当日
- 二 病院事業支払金日計表 当日
- 三 病院事業支払金月計表 翌月一日
- 四 病院事業月末預金現在高表 翌月一日

(収納の通知)

第五十三条 出納取扱金融機関は、現金を収納したときは、納入者に領収書を交付するとともに、収納済通知書を統轄店を経由してセンター長に送付しなければならない。ただし、公舍使用料及び入居者負担費用を口座振替の方法により収納した場合には、知事が別に定める。

(証券による収納等)

第五十四条 出納取扱金融機関は、証券による収入の払込みを受けたときは、令第二十一条の三第二項に該当する場合を除き、直ちにこれを収納し、納入者に領収書その他の納入に関する書類に「証券受領」の印を押すとともに、納入者に領収書を交付し、収納済通知書を統轄店を経由してセンター長に送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、小切手に不渡りのものがあるときは、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第三十九条の規定による証明を受け、令第二十一条の三第三項後段に規定する手続をした上、その旨を統轄店を経由してセンター長に報告しなければならない。

(未払通知書の送付等)

第五十五条 統轄店は、毎月末において、隔地払に係る資金でその交付の日から一年を経過したものがあるときは、その資金の当該月分に係る隔地払未払通知書を作成し、翌月五日までに管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。

2 統轄店は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。次項において「自

「治令」という。) 第六百六十五条の六第一項に規定する資金があるときは、小切手年度経過通知書を作成し、直ちに管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。

3 統轄店は、自治令第六百六十五条の六第二項に規定する資金があるときは、小切手未払通知書を作成し、直ちに管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。

4 第一項及び前項の資金は、それぞれ当該通知書を送付した日に払込書により払込みをしなければならない。

(支払依頼書等を受けた場合の手続)

第五十六条 統轄店は、第三十一条第三項の支払証及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、債権者に交付された支払証と引換えに現金を当該債権者に支払わなければならない。

2 統轄店は、第三十二条の案内書及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、速やかに管理・業務部長である企業出納員の指示した支払場所で支払うことができるようにしなければならない。

3 統轄店は、第三十三条の案内書及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、速やかに口座振替の手続をとらなければならない。

4 統轄店は、第三十一条第三項、第三十二条及び第三十三条に規定する方法により支払をしたときは、支払済通知書を管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならない。

(小切手による支払)

第五十七条 統轄店は、管理・業務部長である企業出納員の振り出した小切手の提示を受けた場合においては、次の各号に定める事由に該当するときを除き、直ちに支払をしなければならない。

一 小切手が合式でないとき。

二 小切手に改ざん、塗抹、その他変更の跡があるとき。

三 小切手の記載事項が明らかでないとき。

四 小切手に押されている管理・業務部長である企業出納員の公印の印影が第二百二十三条の規定により届出を受けた公印の印影と符合しないとき。

五 小切手が発行の日から一年を経過しているとき。

(送金取消しの処理)

第五十八条 統轄店は、第四十九条の送金取消請求書の送付を受けたときは、送金

を取り消し、送金取消済通知書を管理・業務部長である企業出納員に送付しなければならぬ。

(証拠書類の保存)

第五十九条 出納取扱金融機関は、その取扱いに係る納入通知書その他の証拠書類を、年度別及び収支別に区分して、保存しなければならない。

(電磁的記録による保存)

第六十条 出納取扱金融機関は、埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)第三条第一項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次号において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにならなければならない。

(検査)

第六十一条 知事は、出納取扱金融機関について、毎年一回以上その業務について検査しなければならない。

第四節 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第六十二条 管理・業務部長である企業出納員は、保証金その他病院事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として、次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

- 一 預り保証金
 - 二 預り諸税
 - 三 その他預り金
- (預り金の受入れ及び払出し)

第六十三条 預り金の受入れ及び払出しの手續は、病院事業の収入及び支出の手續の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第六十四条 管理・業務部長である企業出納員は、病院事業の所有に属さない有価証券を受け入れた場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第六十五条 管理・業務部長である企業出納員は、前条第一項の規定により有価証券を受け入れるときは、当該有価証券と引換えに納入者に対し、預り証を交付しなければならない。

2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を付記させるとともに押印させ、これと引換えに還付するものとする。

(即日還付する預り金等)

第六十六条 前四条の規定にかかわらず、預り金及び預り有価証券(次項において「預り金等」という。)で即日還付しなければならないものについては、預り証を交付して收受できるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により預り金等を還付する場合について準用する。

第五章 たな卸資産

第一節 通則

(たな卸資産の範囲)

第六十七条 たな卸資産とは、次の各号に掲げる物品であつて、たな卸經理を行うものをいう。

- 一 診療用の薬品
- 二 診療材料
- 三 給食材料
- 四 医療消耗備品
- 五 消耗備品
- 六 燃料
- 七 その他貯蔵品

2 前項のたな卸資産の区分の細目は、センター長が定める。

(たな卸資産の貯蔵)

第六十八条 企業出納員は、要求に応じ、直ちに引渡しをできるようにたな卸資産を貯蔵しておかなければならない。

第二節 調達

(調達)

第六十九条 たな卸資産の調達は、センター長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、診療用の薬品のうち知事が指定したもののその他知事が定めるものの調達に係る単価契約の締結の手続については、福祉部長の決裁を受けて行うものとする。

(検収)

第七十条 センター長は、調達に係るたな卸資産の品質、数量等を検査の上、これを引き取らなければならない。

第三節 出納

(受入価額)

第七十一条 たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。

一 購入又は製作によって取得したたな卸資産については、当該購入又は製作に要した価額

二 前号に掲げるたな卸資産以外のたな卸資産については、適正な見積価額

(受入れ)

第七十二条 企業出納員は、たな卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票を発行してセンター長に送付し、センター長は、これにより振替伝票を発行しなければならない。

(払出価額)

第七十三条 たな卸資産の払出価額は、個別法によるものを除き、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第七十四条 企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、出庫伝票を発行してセンター長に送付し、センター長は、これにより振替伝票を発行しなければならない。

(払出品の戻入れ)

第七十五条 払い出したたな卸資産に残品が生じた場合は、これを戻し入れなければならない。

2 第七十二条の規定は、前項の場合について準用する。

(不用品の処分)

第七十六条 企業出納員は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなつたものは、不用品として整理し、センター長の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額

に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、センター長の決裁を経て、これを廃棄することができる。

2 第七十四条の規定は、前項の場合について準用する。

第四節 たな卸し

(帳簿残高の確認)

第七十七条 企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高について他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地たな卸し)

第七十八条 企業出納員は、毎事業年度末に実地たな卸しを行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、たな卸資産が天災その他やむを得ない事由により滅失した場合その他必要と認められる場合は、随時実地たな卸しを行わなければならない。

3 企業出納員は、前二項の規定により実地たな卸しを行った場合は、その結果に基づいて、たな卸表を作成し、センター長に提出しなければならない。

4 企業出納員は、実地たな卸しの結果、現品に過不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、その結果をセンター長に報告しなければならない。

(実地たな卸しの立会い)

第七十九条 企業出納員は、前条第一項及び第二項の規定により実地たな卸しを行う場合は、センター長の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(たな卸し修正)

第八十条 企業出納員は、実地たな卸しの結果、帳簿の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、たな卸表に基づき、入庫伝票又は出庫伝票を発行して貯蔵品出納簿を修正し、当該入庫伝票又は出庫伝票をセンター長に送付しなければならない。

2 センター長は、前項の規定により入庫伝票又は出庫伝票の送付を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

第六章 たな卸資産以外の物品

(直購入品)

第八十一条 たな卸資産以外の物品（以下この章において「物品」という。）で次の各号に掲げるものについては、直接当該科目の支出として購入することができる。

一 第六十七条第一項各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの。

の

二 第九十一条第一項の規定により、建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定の物品

2 第七十条の規定は、前項の規定により購入する物品の検収について準用する。

3 第一項の規定により購入した物品に残品が生じた場合は、これをたな卸資産の例によって取り扱わなければならない。

(物品の所管換え)

第八十二条 物品は、これを所管換えすることができる。

2 センター長は、物品の所管換えを受けようとするときは、当該所管換えを受けようとする物品に係る部長に物品所管換え請求書を送付しなければならない。

3 センター長は、所管換えにより物品を受け入れたときは、当該所管換えにより物品の引渡しをした部長に物品受領書を送付しなければならない。

第七章 固定資産

第一節 通則

(固定資産の範囲)

第八十三条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）

ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備

ホ 車両運搬具

ヘ 器具及び備品（耐用年数が一年以上かつ取得価額が十万円以上のものに限る。）

ト リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからへまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ 建設仮勘定（ロからへまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

リ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

イ 借地権

ロ 地上権

- ハ 電話加入権
- ニ リース資産
- ホ ソフトウェア
- ヘ ソフトウェア仮勘定

ト その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券（一年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

ロ 長期貸付金

ハ 貸倒引当金

ニ 出資金

ホ 長期前払消費税

ヘ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ト 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

（固定資産の管理）

第八十四条 センター長は、善良な管理者の注意をもって、固定資産の管理を行わなければならない。

第二節 取得

（取得価額）

第八十五条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

一 購入によつて取得した固定資産については、当該購入に要した価額

二 建設工事又は製作によつて取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

三 増設をした固定資産については増設前の価額に当該増設に要した経費を加算した価額、改良を加えた固定資産については改良前の価額から撤去部分に相当する価額を控除した額に当該改良に要した経費を加算した価額

四 交換によつて取得した固定資産については、交換のため提供した固定資産の帳簿価額に交換差額及び附帯経費を加算した価額又は当該帳簿価額から交換差額を控除した額に附帯経費を加算した価額

五 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固定資産であつて取得価額の不明のものについては、公正な評価額

（固定資産の取得前の措置）

第八十六条 センター長は、固定資産を取得しようとするときは、当該固定資産に

ついで、他の権利による制限又は特殊の義務の有無その他の事項を調査しなければならない。

2 センター長は、前項の規定による調査の結果、他の権利による制限又は特殊の義務があることが判明した場合において、これらを排除する必要があるときは、当該資産の権利者をして、これらを消滅させる等必要な措置を講じなければならない。

(無償譲受け)

第八十七条 固定資産を無償で譲り受けようとするときは、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した伺書に、第八号から第十一号までの書類を添えて、土地、建物及び構築物のうち、重要又は異例なものについては知事、その他のものについては福祉部長の決裁を、土地、建物及び構築物以外の固定資産についてはセンター長の決裁を受けなければならない。

一 受入れ後の固定資産の用途

二 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

三 固定資産の見積額

四 無償譲渡申込者の住所及び氏名(団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

五 無償譲渡に条件がある場合は、その内容

六 受入れ後の維持に要する費用の見積額

七 前条第一項の規定による調査結果

八 関係図面

九 登記事項証明書

十 建物等の敷地が第三者の所有に属する場合は、その地積、所有者の住所及び氏名並びに借地権の譲渡又は設定についての承諾書

十一 議会の議決を要するものについては、その議案

2 前項の規定は、たな卸資産及びたな卸資産以外の物品を無償で譲り受けようとする場合について準用する。

(たな卸資産の検収に関する規定の準用)

第八十八条 第七十条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(登記又は登録)

第八十九条 センター長は、取得した固定資産について登記又は登録を要するものがあるときは、遅滞なくその手続をとらなければならない。

(建設改良工事の精算)

第九十条 建設改良工事でその工期が一事業年度内のものが完成した場合は、速やかに工事費の精算を行うものとする。

2 前項の場合においては、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第九十一条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 センター長は、前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行して固定資産の当該科目に振り替えなければならない。
い。

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第三節 管理及び処分

(事故の報告)

第九十二条 センター長は、天災その他やむを得ない事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、固定資産事故報告書により、直ちに福祉部長を経て知事に報告しなければならない。

(固定資産の所管換え)

第九十三条 固定資産の所管換えをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書に福祉部長の決裁を受け、固定資産引継書により、これを引き継がなければならない。

- 一 所管換えを必要とする理由
- 二 所管換えを受ける課所
- 三 固定資産の所在、種類、数量、帳簿価額等
- 四 その他必要と認められる事項

(固定資産の使用許可等)

第九十四条 固定資産の使用許可(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可をいう。以下この節において同じ。)、貸付け(同条第二項、同法第二百三十八条の五第一項又は令第二十六条の五の規定による貸付けをいう。以下第九十六条第二項、第九十九条第一項及び別表第三において同じ。)、又は私権の設定(同法第二百三十八条の四第二項第五号の規定による地上権の設定又は第二百三十八条の五第一項の規定による私権の設定をいう。)(以下この節において「固定資産の使用許可等」という。)をしようとするときは、第一号から第七号までの事項を記載した伺書に、第八号及び第九号の書類並びに当該固定資産の使用許可等に係る申請書を添えて、重要又は

異例なものについては知事、その他のものについてはセンター長の決裁を受けなければならぬ。

一 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 固定資産の使用許可等の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

三 固定資産の使用許可等をする期間

四 固定資産の使用許可等をする理由

五 使用料、貸付料又は地代の額及び算定の根拠

六 使用料、貸付料又は地代の納付の方法及び時期

七 使用料、貸付料又は地代を減額し、又は免除する場合は、その理由及び額

八 許可書又は契約書の案

九 関係図面

（固定資産の使用許可の権限の委任）

第九十五条 センターに属する固定資産の使用で次の各号に掲げるもの及び使用料が有料の場合（当該使用料を減額する場合を除く。）の使用期間の更新に係る許可の権限は、センター長に委任する。

一 電柱敷、電話柱敷、支柱敷又は支線敷としての土地の使用

二 電気、ガス、水道又は下水道の管理設敷としての土地の使用

三 公衆電話（電気通信役務に関する料金の収納事務の委託契約に係るものを除く。）、自動販売機、郵便差出箱等を設置するための土地又は建物の使用

四 職員の福利厚生及び患者等の利用のために設置する施設で軽易なものに係る土地又は建物の使用

五 前各号に掲げるもののほか、一月未満（使用の日数が一年間を通算して三十日以内の場合を含む。）の固定資産の使用

2 前条の規定は、前項の規定による委任事務の処理について準用する。

（使用又は貸付けの期間）

第九十六条 固定資産の使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、三年以内とする。

2 固定資産の貸付けの期間は、次の各号に掲げる期間を超えてはならない。

一 建物の所有を目的とする土地の貸付け 三十年

二 前号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年

三 建物その他の物件の貸付け 五年

四 知事が認めた建物の一部貸付け 知事が特に認めた年数

3 前二項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えてはならない。

(使用料等)

第九十七条 固定資産の使用許可に係る使用料の額は、別表第二に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

一 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため固定資産を使用するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特別の理由があると認められるとき。

2 前項の使用料は、これを前納させなければならない。ただし、前納させることが適当でない場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第九十八条 固定資産の使用許可をする場合においては、当該許可に係る書面に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料は還付しない旨を定めておかなければならない。

一 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。

二 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により固定資産を使用することができないとき。

(貸付料等)

第九十九条 固定資産の貸付けに係る貸付料の額は、別表第三に定めるとおりとする。

2 前項の貸付料又は地代は、これを前納させなければならない。ただし、契約の内容により前納させることが適当でない場合は、この限りでない。

(担保の徴収)

第一百条 固定資産の使用許可等をした場合においては、必要があるときは、確実な担保を徴し、又は適当な保証人を立てさせなければならない。

(使用目的変更の禁止等)

第一百一条 固定資産の使用許可等をした場合においては、当該資産を目的外の用途に供させ、又は知事の許可若しくは承認を得ないで当該資産の原形を変更させてはならない。

2 固定資産の使用許可等を受けた者が、前項の許可又は承認を得て当該固定資産の原形を変更した場合において、当該固定資産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は当該固定資産の使用許可等の取消し若しくは解除があったときは、

当該固定資産を原状に回復させなければならない。ただし、必要がないと認められる場合においては、この限りでない。

(固定資産の返還に伴う確認)

第二百二条 固定資産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は固定資産の使用許可等の取消し若しくは解除があったときは、当該固定資産の使用許可等を受けた者を立ち会わせ、当該固定資産に異常のないことを確認した後でなければ当該固定資産の明渡し又は引渡しを受けてはならない。

(売却又は譲与)

第二百三条 固定資産を売却し、又は譲与しようとするときは、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した伺書に、第九号から第十三号までの書類を添えて、土地、建物及び構築物のうち、重要又は異例なものについては知事、その他のものについては福祉部長の決裁を、土地、建物及び構築物以外の固定資産については、センター長の決裁を受けなければならない。

一 売却し、又は譲与しようとする固定資産のうち、土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 売却又は譲与の理由

三 売却又は譲与の相手方の住所及び氏名(団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

四 売却の予定価格及びその算出の根拠

五 価格を低減しようとするときは、その理由

六 代金の納付の方法及び時期

七 代金の納付について延納の特約をしようとするときは、その理由

八 用途を指定して売却し、又は譲与しようとするときは、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間

九 一般競争入札に付するときは、その公告案

十 指名競争入札又は随意契約によるときは、その理由及び通知案

十一 評価調書(譲与の場合は、見積調書)

十二 契約書案

十三 関係図面

(交換)

第二百四条 固定資産を交換しようとするときは、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した伺書に、第九号から第十二号までの書類を添えて、土地、建物及び構築物のうち、重要又は異例なものについては知事、その他のものについては福

社部長の決裁を、土地、建物及び構築物以外の固定資産についてはセンター長の決裁を受けなければならない。

一 取得しようとする固定資産及び交換に供する固定資産のうち、土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 交換の理由

三 交換の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

四 取得しようとする固定資産及び交換に供する固定資産の価格及びその算定の根拠

五 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払の方法及び時期

六 交換差金の納付又は支払について、延納の特約をしようとするときは、その理由

七 用途を指定して交換しようとするときは、その用途並びにその用途に供しなければならぬ期日及び期間

八 第八十六条第一項の規定による調査結果

九 評価調書

十 契約書案

十一 関係図面

十二 取得しようとする固定資産の登記事項証明書
（撤去又は廃棄）

第百五条 固定資産（土地を除く。以下この条において同じ。）を撤去し、又は廃棄しようとするときは、第一号から第三号までに掲げる事項を記載した伺書に、第四号の書類を添えて、建物及び構築物のうち、重要又は異例なものについては知事、その他のものについては福祉部長の決裁を、建物及び構築物以外の固定資産についてはセンター長の決裁を受けなければならない。

一 撤去し、又は廃棄しようとする固定資産のうち、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 撤去又は廃棄の理由

三 その他必要と認められる事項

四 関係図面

2 固定資産を廃棄することができるのは、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価格が売却に要する経費に達しない場合に限るものとする。

(たな卸資産への振替え)

第六十条 センター長は、器械備品その他これに類する固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、再使用できるものについては、第七十一条第二号及び第七十二条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(実地照合)

第七十条 センター長は、所管する固定資産について、毎事業年度少なくとも一回以上固定資産台帳と当該固定資産を実地について照合し、確認させなければならない。

2 センター長は、前項に規定する実地照合を行わせる場合には、センターの職員のうちから当該固定資産の管理に直接関係のない職員を立ち合わせなければならない。

第四節 減価償却

(減価償却の方法)

第八十条 固定資産の減価償却は、定額法によつて取得の翌年度から行う。ただし、必要があるときは、資産の使用を開始した月から行うことができる。

(減価償却の特例)

第九十条 有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。別表第一において「府令」という。）第十五条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ、その旨及びその年数について福祉部長の決裁を受けなければならない。

第八章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第十十条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全ての職員（同日における退職者を除く。）が、自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によることとする。

第九章 予算

(支出負担行為)

第十一十条 支出負担行為をしようとするときは、別表第四に定める区分に従い、支出負担行為決議書、支出伝票又は振替伝票により、合議をし、及び決裁を受け

なければならない。

- 2 前項の支出負担行為決議書には、所属年度、金額、予算科目、予算差引その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

(予備費の充当)

- 2 課長は、予算外支出又は予算超過支出に充てるため、予備費を使用しようとするときは、予備費充当計算書により企画財政部長に合議の上、福祉部長の決裁を受けなければならない。

(弾力条項の適用)

- 2 課長は、法第二十四条第三項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、その増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとする場合は、使用しようとする経費の名称、金額及び理由等を記載した伺書により、知事の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

- 2 課長は、予算に定められた継続費又は法第二十六条第一項若しくは第二項ただし書の規定により支出予算について翌年度に繰り越し、又は事故のため翌事業年度に繰り越して使用する必要があると認めるときは、二月末日までに繰越見込調書を作成して福祉部長に送付しなければならない。

- 2 福祉部長は、前項の繰越見込調書の送付を受けたときは、継続費については継続費繰越計算調書を、その他の支出予算の繰越しについては予算繰越計算調書を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(一時借入れの手続)

- 2 管理・業務部長である企業出納員は、予算内の支出をするため資金が不足すると認められるときは、その旨を福祉部長に通知しなければならない。

- 2 福祉部長は、前項の通知を受けたときは、知事の決裁を経て一時借入れの手続をするものとする。

(一時借入れの通知)

- 2 福祉部長は、一時借入れの契約がされたときは、直ちに管理・業務部長である企業出納員に通知しなければならない。

(一時借入金の返済)

- 2 管理・業務部長である企業出納員は、一時借入金の返済ができると認められるときは、その旨を福祉部長に通知しなければならない。

- 2 福祉部長は、前項の通知を受けたときは、知事の決裁を経て支出の例により管

理・業務部長である企業出納員に返済の通知をしなければならない。

3 管理・業務部長である企業出納員は、前項の通知を受けたときは、支出の例により債権者に支払をしなければならない。

第十章 決算

(決算の整理)

第一百八条 決算の整理については、毎事業年度終了後、速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 実地たな卸しに基づくたな卸資産の修正
- 二 固定資産の減価償却
- 三 繰延収益の償却
- 四 資産の評価
- 五 引当金の計上
- 六 未払費用等経過勘定に関する整理
- 七 消費税及び地方消費税納税計算に伴う整理

(帳簿の締切り)

第一百九条 前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第二百十条 課長は、毎事業年度の五月十五日までに次の各号に掲げる書類を作成して、福祉部長に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- 一 決算報告書
- 二 損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 五 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 六 事業報告書
- 七 キャッシュ・フロー計算書
- 八 収益費用明細書
- 九 固定資産明細書
- 十 企業債明細書
- 十一 継続費精算報告書
- 十二 基金運用状況報告書

2 福祉部長は、前項各号に掲げる書類を毎事業年度の五月末日までに知事に提出

しなければならない。

第十一章 雑則

(現金出納検査)

第二百十一条 センター長は、毎月末日をもって試算表及び資金予算表を作成し、翌月十五日までに福祉部長に提出しなければならない。

2 福祉部長は、前項の規定により書類の提出があったときは、これを調製して、その月の二十日までに知事に提出しなければならない。

(自己検査)

第二百十二条 センター長は、その所掌に係る財務事務並びに所属の企業出納員及び資金前渡担当者の処理した事務について、毎月一回以上検査をしなければならない。

2 福祉部長は、必要があるときは、所属職員のうちから検査員を命じ、予算の執行及び出納の状況について調査させることができる。

(公印等の届出)

第二百十三条 企業出納員は、職及び氏名並びに出納事務に使用する公印の印影を統轄店に届け出なければならない。

(証拠書類の保存期間)

第二百十四条 この規則に定める会計伝票、帳簿その他の証拠書類の保存期間は、知事が別に定めるところによる。

(様式)

第二百十五条 この規則に定める会計伝票、帳簿その他の書類の様式は、別記のとおりとする。

(この規則に定める事項以外の取扱い)

第二百十六条 この規則に定めるものを除くほか、病院事業の財務に関する事務の取扱いは、埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）及び埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）による取扱いの例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に埼玉県財務規則の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

3 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（令和三年埼玉県規則第 号）によ

る改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を
して使用することができる。

別表第1（第16条関係）

勘定科目表

損益

（1）収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益			医業活動に係る収益
			入院収益	入院医療に係る収益
			外来収益	外来医療に係る収益
			その他医業収益	
			室料差額収益	上級室使用に係る室料差額の収益
			公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断・予防接種等の公衆衛生活動に係る収益
			医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益
			受託検査施設利用収益	受託検査料収入、医療設備又は器械を他の医療機関に利用させた場合等の収益
			その他医業収益	消毒料、洗濯料、文書料、社会福祉使用料等前記の科目に属さない収益
			医業外収益	
	預金利息	預貯金の利息等		
	基金利息			
	有価証券利息			
	配当金			
	他会計補助金			
	補助金			
	負担金交付金			
消費税及び地方消費税還付金				

	長期前受金戻入	府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金のうち医業外収益として整理するもの
	受贈財産評価額長期前受金戻入	
	寄附金長期前受金戻入	
	補助金長期前受金戻入	
	国庫補助金長期前受金戻入	
	他会計補助金長期前受金戻入	
	他会計負担金長期前受金戻入	
	その他医業外収益	
	有価証券売却収益	
	不用品売却収益	
	その他医業外収益	
特別利益		当年度の経常的収益から除外すべき収益
	固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	

(2) 費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	給料	常勤の職員の本給
			手当	常勤の職員の扶養、期末、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
			報酬	非常勤の顧問、参与、会計年度任用職員に対する報酬
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			法定福利費	
			その他引当金繰入額	
		材料費	薬品費	投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、その他薬品の費用
			診療材料費	1 診療用材料として直接消費されるもの（レントゲンフィルム、歯科用の材料、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷等）の費用
				2 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの（注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等）の費用
				3 半減期が1年未満の放射性同

				位元素の費用
			給食材料費	<p>1 患者給食のため消費する食品の費用</p> <p>2 患者給食用具等であって、1年以内に消耗するもの(泡立器、ざる、たわし、食器、食品用洗剤等)の費用</p>
			医療消耗備品費	<p>診療用具(患者の用に供するものを含む。)、患者給食用具等であって、減価償却を必要としないもののうち1年を超えて使用できるもの(聴診器、血圧計、<small>かんし こうるい</small>鉗子、鉤類、<small>しよくかん</small>食罐、鍋、自動天びん等)の費用</p>
		経費	厚生福利費	<p>職員及びその家族に対する法定外福利費</p> <p>1 診療、健康診断、予防接種等に要する費用</p> <p>2 各種のレクリエーション、文化活動等に要する費用</p> <p>3 食堂、売店等を利用した場合における事業主負担額</p> <p>4 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念品に供与される飲食、金品代等の費用</p>
			報償費	報酬金、賞賜金等
			旅費交通費	業務のための出張旅費(研修に属するものを除く。)等の費用
			交際費	
			職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣等の費用
			消耗品費	事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するもの(帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ活字、

				電球、洗剤、掃除用品等)の費用
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであっても減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費	電気料、ガス料、水道料等
			燃料費	石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、薪等の費用
			食糧費	
			印刷製本費	
			修繕費	固定資産等の維持のための補修、工作及び修繕材料の購入に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産勘定に含める。
			保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の保険料
			賃借料	土地、建物の賃借料、設備機械の使用料等
			委託料	委託した業務の対価として支払われる費用(検査委託費、歯科技工委託費、洗濯委託費等)
			通信運搬費	電信料、電話料、郵便料、搬送料等
			負担金、補助及び交付金	
			諸会費	各種団体等に対する会費
			公課費	
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、

			独立した勘定科目を設けて整理すること。
	貸倒損失		
減価償却費			
	建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費	
	構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費	
	器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費	
	車両減価償却費	車両に対する減価償却費	
	放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費	
	リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費	
	その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費	
	無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費	
資産減耗費			
	たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損、変質等による減損	
	固定資産除却費	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費	
研究研修費			
	研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用	
	謝金	研究、研修のために招へいた講師に対する謝礼金等の費用	
	図書費	研究、研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代	
	旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額	
	研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、	

			前記の科目に属さない費用
医業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸 費	企業債利息 長期借入金利 息 一時借入金利 息 その他利息 企業債手数料 及び取扱費	企業債、他会計借入金等に対する 利息並びに企業債の手数料及び取 扱費
	長期前払消費 税勘定償却 雑損失	長期前払消費 税勘定償却	
		不用品売却原 価 貸倒損失 貸倒引当金繰 入額 その他雑損失	前記の科目に属さない費用。ただ し、金額の大きいものについては、 独立した勘定科目を設けて整理す ること。
特別損失	固定資産売却 損 減損損失 災害による損		当年度の経常的費用から除外すべ き損失 固定資産の売却価額が当該固定資 産の売却時の帳簿価額に不足する 金額 事業年度の末日において予測する ことができない減損が生じたもの 又は減損損失を認識すべきものの 当該生じた減損による損失又は認 識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失

		失 過年度損益修 正損 手当等 その他特別損 失		前年度以前の損益の修正で損失の 性質を有するもの
--	--	---	--	-----------------------------

資産

(1) 固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産				1 単位 (1 個、1 セット、1 台等) の取得価額が 10 万円以上であっ て、耐用年数が 1 年以上のもの (固 定資産の取得価額には、手数料、 周旋料、搬入費、据付費等、これ を取得するために要した費用を含 む。)
	土地			
	建物			建物附属設備を含む。
	建物減価償却 累計額			
	構築物			煙突、貯水池、門、囲障等建物以 外の工作物であって土地に固定さ れたもの (水槽、油槽等)
	構築物減価償 却累計額			
	器械備品			機械器具、じゅう器等 磁気共鳴画像診断装置 (MRI 一 式)、CT 装置等
	器械備品減価 償却累計額			
	車両			自動車、船舶等
	車両減価償却			

	累計額	
	放射性同位元素	診療用の放射性同位元素
	放射性同位元素減価却累計額	
	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価却累計額	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金を含む。）
	その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産減価却累計額	
無形固定資産	借地権	
	地上権	
	電話加入権	電話債権は、その他投資に含める。
	リース資産	無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	ソフトウェア	
	ソフトウェア仮勘定	
	その他無形固定資産	
投資その他の資産	投資有価証券	

	長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費 税 破産更生債権 等 貸倒引当金 その他投資			約定どおりの納付がない未収金、 住居不明等の患者に対する未収 金、その他これらに準ずる債権で あって、1年以内に弁済を受ける ことができないことが明らかなも の 破産更生債権等の回収不能による 損失に備えるために引き当てるも の
--	---	--	--	--

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金			
	預金			
未収金	医業未収金			医業収益に対する未収額
	医業外未収金			医業外収益に対する未収額
		未収消費税及 び地方消費税 還付金		
		その他医業外 未収金		
	その他未収金			上記以外の未収額
貸倒引当金				未収金の回収不能による損失に備 えるために引き当てるもの
有価証券				国債、地方債、株式、社債等随時

貯蔵品	<p>薬品</p> <p>診療材料</p> <p>給食材料</p> <p>医療消耗備品</p> <p>消耗備品</p> <p>燃料</p> <p>その他貯蔵品</p>	<p>現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものは含めない。</p> <p>診療用の薬品のたな卸高</p> <p>診療材料のたな卸高</p> <p>給食材料のたな卸高</p> <p>医療消耗備品のたな卸高</p> <p>消耗備品のたな卸高</p> <p>重油、石炭、炭等燃料のたな卸高</p> <p>上記以外のたな卸資産</p>
短期貸付金	<p>一般貸付金</p> <p>他会計貸付金</p> <p>職員貸付金</p>	
前払費用	<p>前払保険料</p> <p>その他前払費用</p>	
前払金	<p>前払消費税及び地方消費税</p> <p>その他前払金</p>	<p>たな卸資産等の購入手付金及び修繕工事の予納金として前渡した金額その他これに類するもの</p>
未収収益		<p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの</p>
貸倒引当金		<p>未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p>
その他流動資産	<p>仮払消費税及び地方消費税</p> <p>その他流動資産</p>	

	産			
--	---	--	--	--

(3) 繰延資産

款	項	目	節	備考
災害による損失				

負債

(1) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
	その他の企業債			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
	その他の長期借入金			建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に返済期限の到来するものを除く。）

引当金	退職給付引当 金			将来生ずることが予想される職員 に対する退職手当の支払に充てる ための引当額
	特別修繕引当 金			数事業年度ごとに定期的に行われ る特別の大修繕に備えて計上する 引当金（1年以内に使用される見込 みのものを除く。）
その他固定負 債	その他引当金			

(2) 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				
企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業 債			1年以内に償還期限の到来する建設 改良費等の財源に充てるために発 行する企業債
	その他の企業 債			1年以内に償還期限の到来する建設 改良費等以外の財源に充てるため に発行する企業債
他会計借入金	建設改良費等 の財源に充て るための長期 借入金			1年以内に返済期限の到来する建設 改良費等の財源に充てるために発 行する借入金
	その他の長期 借入金			1年以内に返済期限の到来する建設 改良費等以外の財源に充てるため に発行する借入金
リース債務				1年以内に支払期限の到来するファ イナンス・リース取引におけるリ ース債務
未払金	医業未払金			通常取引に基づいて発生した医

			業費用の未払額
	医業外未払金	未払消費税及 び地方消費税 その他医業外 未払金	
未払費用	その他未払金		償却資産等に対する未払額（たな 卸資産の未払金を含む。） 未払賃借料等の一定の契約に従 い、継続的に役務の提供を受ける 場合、既に提供を受けた役務の対 価の未払額
前受金			
	医業前受金		
	医業外前受金		
前受収益	その他前受金		前受利息、前受賃借料等の一定 の契約に従い、継続的に役務の提 供を行う場合、未だ提供していな い役務の対価の前受額
引当金			
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、 当年度負担相当額を見積もり計上 する引当金
	修繕引当金		病院等の所有する設備等について、 毎事業年度行われる通常の修繕が 何らかの理由で行われなかった場 合において、その修繕に備えて計 上する引当金
	特別修繕引当 金		数事業年度ごとに定期的に行われ る特別の大修繕に備えて計上する 引当金（1年内に使用される見込 みのものに限る。）
その他流動負 債	その他引当金		

	預り金 仮受消費税及 び地方消費税 受託金 その他流動負 債	工事受託金 委託受託金		
--	---	----------------	--	--

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
受贈財産評価 額長期前受金				
受贈財産評価 額長期前受金				
収益化累計額				
寄附金長期前 受金				
寄附金長期前 受金収益化累 計額				
補助金長期前 受金				
補助金長期前 受金収益化累 計額				
国庫補助金長 期前受金				
国庫補助金長 期前受金収益 化累計額				
他会計補助金 長期前受金				
他会計補助金 長期前受金収 益化累計額				

他会計負担金				
長期前受金				
他会計負担金				
長期前受金収				
益化累計額				

資本

(1) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

(2) 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金			
	受贈財産評価額			
	寄附金			
	補助金			
	国庫補助金			
	その他資本剰余金	他会計補助金		
		他会計負担金		
		その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金			
	利益積立金			
	その他積立金			
	当年度未処分			
	利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金		
		金年度末残高		

		(又は繰越欠 損金年度末残 高) 当年度純利益 (又は当年度 純損失)		
--	--	--	--	--

別表第2 (第97条関係)

種類	使用の区分	単位	使用料
土地	建物若しくは構築物の敷地、農地又は展示場、駐車場、材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額(当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額)
	運動場等として使用させる場合	日額	当該土地の適正な価格に1,000分の0.04を乗じて得た額(当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額)
	電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類する物の用地として使用させる場合	月額又は年額	類似のものの使用料を勘案して知事が定める額
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額 1 当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額 2 当該建物の敷地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額(当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額)
	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
構築物		月額	当該構築物の種類に応じ、知事が定める額

備考 1 火災、水災、震災その他の災害について保険を付している建物を使用させる場合又は土地、建物若しくは構築物の使用について電気、ガス、水道、下水道等を使用させる場合若しくは特別な設備、修繕、模様替え等を要する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、それぞれ

れ当該災害についての保険の費用又は電気等の料金若しくは設備等に要する費用を加算した額とする。

- 2 土地、建物又は構築物を使用する場合で、その期間が1月又は1年に満たない端数があるときは、日割りをもって計算する。
- 3 土地及び建物で、その面積に1平方メートルに満たない端数がある場合は、その端数は切り上げる。
- 4 この表に定める使用料により処理することが適当でないと認められる場合又はこの表に定めのない場合についての固定資産の使用料については、知事が別に定める。

別表第3（第99条関係）

種類	貸付けの区分	単位	貸付料
土地	建物若しくは構築物の敷地、農地又は展示場、駐車場、材料置場等として貸し付ける場合	年額	当該土地の評価額に100分の4.2を乗じて得た額（当該土地の貸付期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額）
	電気通信業務の用に供する電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類する物の用地として貸し付ける場合	—	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）に定める額（当該土地の貸付期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額）
	電気通信業務以外の用に供する電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類する物の用地として貸し付ける場合	—	埼玉県道路占用料徴収条例（昭和28年埼玉県条例第57号）に定める額（当該土地の貸付期間が1月に満たない場合は、当該額に100分の110を乗じて得た額）
建物	建物の全部を貸し付ける場合	年額	次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額 1 当該建物の評価額に100分の10を乗じて得た額 2 当該建物の敷地の評価額に100分の4.2を乗じて得た額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料の年額に相当する額） 3 損害保険料の年額に相当する額
	建物の一部を貸し付ける場合		当該建物の全部を貸し付ける場合の貸付料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する貸付面積の割合を乗じて得た額

備考 1 土地の評価額は、当該土地の現況地目に応じて、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された価格に比準した額とする。

- 2 建物の評価額は、当該建物の推定再建築価格、耐用年数、経過年数、残存価格率、維持及び保存の状況等を考慮して決定する。
- 3 建物若しくは構築物の敷地、農地若しくは展示場、駐車場、材料置場等として土地を貸し付ける場合又は建物を貸し付ける場合で、その期間が1年に満たない端数があるときは、日割りをもって計算する。
- 4 この表に定める貸付料により処理することが適当でないと認められる場合又はこの表に定めのない場合についての固定資産の貸付料については、知事が別に定める。

別表第4（第111条関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

科目等	区分	決裁区分				様式の区分	合議区分
		知事	部長	課長	センター長	△支出負担行為決議書 ◎支出伝票又は振替伝票	課長
1 現金の支出を伴うもの							
給与費	給料、手当、報酬、退職給付費、法定福利費			○	○	◎	
材料費	薬品費、診療材料費、給食材料費等			○	○	◎	
	医療消耗備品費			○	○	△ (100万円未満のもの◎)	
経費	厚生福利費、報償費、旅費交通費、交際費、光熱水費、保険料、通信運搬費、諸会費、公課費			○	○	◎	
	職員被服費、消耗品費、消耗備品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費、雑費			○	○	△ (100万円未満のもの◎)	
	賃借料		100万円以上	100万円未満	○	△ (テレビ受信料、会場使用(借上)料、寝具借上料、自動車使用料、不動産の借入に係る長期継続契約によるもの及び100万円未満のもの◎)	1,000万円以上
委託料	施設の維持に係るもの		1,000万円以上	1,000万円未満	○	△	
	その他		200万円以上	200万円未満	○	△	

	負担金、補助及び交付金			○	○	△ (会議用負担金、研修参加者負担金及び建物の共益費に係る負担金◎)	
研究研修費	研究材料費、図書費、研究雑費			○	○	△ (100万円未満のもの◎)	
	謝金、旅費			○	○	◎	
建設改良費	施設増改築工事費（解体等に係る工事を含む。）	5億円以上	1億5,000万円以上5億円未満	1億5,000万円未満	5億円未満	△ (事務経費で100万円未満のもの◎)	
	うち委託に係るもの	1億円以上	1,500万円以上1億円未満	1,500万円未満	1億円未満	△	
固定資産購入費		7,000万円以上	5,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	△ (100万円未満のもの◎)	7,000万円以上
	うちリース資産		100万円以上	100万円未満	○	△	1,000万円以上
	企業債償還金、支払利息及び企業債取扱諸費			○		◎	
	その他のもの			○	○	△	
2	現金の支出を伴わないもの			○	○	◎	

- 備考 1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年埼玉県条例第115号）で定める長期継続契約（3において「条例で定める長期継続契約」という。）（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
- 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
- 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又はセンター長の決裁とする。

6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

別記（第125条関係）

番号	名 称	条 文
1	収入伝票	8, 10, 18
2	支出伝票	8, 10, 30, 45, 111
3	振替伝票	8, 10, 13, 18, 28, 72, 74, 75, 76, 80, 91, 106, 111, 118
4	総勘定元帳	11
5	収入予算整理簿	11
6	支出予算整理簿	11
7	未収金整理簿	11
8	未払金整理簿	11
9	経過勘定整理簿	11
10	物品受払簿	11
11	預り金整理簿	11
12	預り有価証券整理簿	11
13	固定資産台帳	11, 107
14	企業債台帳	11
15	預金口座出納簿	11
16	貯蔵品出納簿	11, 77, 80
17	一時借入金出納簿	11
18	補填財源明細書	11
19	現金出納簿	11, 37
20	納入通知書兼領収書、納入通知書、収納済通知書	19, 20, 53, 54, 59
21	口座振替納付届	21
22	口座振替納入通知書	21
23	領収書	22, 24, 53, 54
24	領収印	22, 24
25	払込書兼領収書、払込書	23, 24, 37, 38, 55
26	収納事務受託者証明書	24
27	受託収入計算書	24

2 8	督促状（請求書）兼領収書、督促状、収納済通知書	2 7
2 9	収入額欠損調書	2 8
3 0	支払内訳書	3 0
3 1	小切手振出済通知書	3 1, 4 8
3 2	支払証	3 1, 5 6
3 3	支払依頼書	3 1, 3 2, 3 3, 5 6
3 4	案内書	3 2, 3 3, 4 7, 5 6
3 5	通知書	3 2, 3 3, 4 7, 4 8, 4 9
3 6	資金前渡精算調書	3 8
3 7	病院事業支払金日計表	4 5, 5 2
3 8	病院事業支払済通知書（日計表）	4 5
3 9	過誤納金還付（充当）通知書	4 6
4 0	小切手訂正通知書	4 7
4 1	小切手・通知書再発行請求書	4 8
4 2	送金取消依頼書	4 9
4 3	送金取消請求書	4 9
4 4	病院事業収納金日計表	5 2
4 5	病院事業支払金月計表	5 2
4 6	病院事業月末預金現在高表	5 2
4 7	隔地払（小切手）未払通知書	5 5
4 8	小切手年度経過通知書	5 5
4 9	支払済通知書	5 6
5 0	送金取消済通知書	5 8
5 1	預り証	6 5, 6 6
5 2	入庫伝票	7 2, 7 5, 8 0, 1 0 6
5 3	出庫伝票	7 4, 7 6, 8 0
5 4	たな卸表	7 8, 8 0
5 5	物品所管換え請求書	8 2
5 6	物品受領書	8 2
5 7	固定資産事故報告書	9 2
5 8	固定資産引継書	9 3
5 9	支出負担行為決議書	1 1 1
6 0	予備費充当計算書	1 1 2

6 1	繰越見込調書	1 1 4
6 2	継続費繰越計算調書	1 1 4
6 3	予算繰越計算調書	1 1 4
6 4	試算表	1 2 1

別記様式第1号（第8条、第10条、第18条関係）

年度

No.

		センター長	事務局長	管理・業務部長	担当課長	担当課長	担当者	企業出納員

収 入 伝 票

件 名					振替伝票番号
内 容					
起 票 日		収 納 額 計	円	消 費 税 額	円
決 裁 日	年 月 日				
収 納 日					

No.	内 訳 表				
摘 要					
予算年度					
予算科目	(款) (項) (目) (節) (細)			予 算 残 額	円
勘定科目	借	(款) (項) (目) (節) (細)		貸	(款) (項) (目) (節) (細)
	方			方	
債 権 者	住 所 氏 名				
				収 納 額	円
税区分 / 率				% 消費税額	円

摘 要					
予算年度					
予算科目	(款) (項) (目) (節) (細)			予 算 残 額	円
勘定科目	借	(款) (項) (目) (節) (細)		貸	(款) (項) (目) (節) (細)
	方			方	
債 務 者	住 所 氏 名				
				収 納 額	円
税区分 / 率				% 消費税額	円

別記様式第2号（第8条、第10条、第30条、第45条、第111条関係）

年度

No.

		センター長	事務局長	管理・業務部長	担当課長	担当課長	担当者	企業出納員

支 出 伝 票										
件 名						支出区分				
内 容						支出決議番号				
起 票 日				決 定 額 計	円		税 込 額 計	円		
決 裁 日	月	日	既支出額計	円		税 抜 額 計	円			
支 払 日						消 費 税 額	円			
No.	内 訳 表									
摘 要										
予算年度										
予算科目		(款) (項) (目) (節) (細)			予 算 残 額		円			
勘定科目		借 方	(款) (項) (目) (節) (細) 金額			円	貸 方	(款) (項) (目) (節) (細) 金額		
		借 方	(款) (項) (目) (節) (細) 金額			円	貸 方	(款) (項) (目) (節) (細) 金額		
債 権 者		住 所 氏 名 金融機関								
税区分/率		%		決 定 額	円		税 込 額	円		
支払方法				既支出額	円		税 抜 額	円		
						消 費 税 額	円			

別記様式第3号（第8条、第10条、第13条、第18条、第28条、第72条、
第74条、第75条、第76条、第80条、第91条、第106条、第111条、
第118条関係）

年度

No.

		センター長	事務局長	管理・業務部長	担当課長	担当課長	担当者	企業出納員

振 替 伝 票								
件 名								
内 容								
起 票 日		借方金額計		円	貸方金額計		円	
決 裁 日	年 月 日	消費税額計		円	消費税額計		円	
仕 訳 日		予算執行区分			資金振替区分			
					決 算 区 分			
No.	内 訳 表							
摘 要								
予算年度								
予算科目 (発生科目)	借	(款)			貸	(款)		
	方	(項)			方	(項)		
		(目)				(目)		
		(節)				(節)		
		(細)				(細)		
		予 算 残 額	円			予 算 残 額	円	
勘定科目	借	(款)			貸	(款)		
	方	(項)			方	(項)		
		(目)				(目)		
		(節)				(節)		
		(細)				(細)		
		金 額	円			金 額	円	
	借	(款)			貸	(款)		
	方	(項)			方	(項)		
		(目)				(目)		
		(節)				(節)		
		(細)				(細)		
		金 額	円			金 額	円	
税区分/率				%				%
取引先								
支払方法								
金 額	円 (円)			円 (円)				

別記様式第10号（第11条関係）

物 品 受 払 簿							
品 目			単 位				
確 認 者	年 月 日	摘 要	受	払	受領者	現 在	備 考

- 備考
- 1 品目ごとに別葉とすること。
 - 2 別に受領書を徴する場合にあっては、受領者欄を省略することができる。
 - 3 この様式により難しい場合にあっては、別にこの様式に準じて作成することができる。

別記様式第12号（第11条関係）

預り有価証券整理簿

（単位：円）

年 月 日	摘 要	受入れ	払出し	残 高

備考 摘要の欄には、納付者の氏名、証券種別、記号番号、受払理由等を記載すること。

別記様式第13号(3) (第11条、第107条関係)

固定資産台帳

所属

固定資産番号

頁:

資産補足事項

--

沿革補足事項

--

別記様式第17号（第11条関係）

一時借入金出納簿

（単位：円）

年月日	摘要	受入れ	払出し	残高	備考

別記様式第18号（第11条関係）

補 填 財 源 明 細 書

（年度推移）

			年度	年度
3 条	収益的收入(a)			
	収益の支出(b)			
	損益勘定留保資金			
	損 益 (a - b)			
補 填 可 能 額	損益勘定留保資金	当年度		
		過年度		
		貯蔵品入超		
	消費税資本的 収 支 調 整 額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	そ の 他			
	利 益 剰 余 金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
	合 計			
4 条	資本的收入(c)			
	資本の支出(d)			
	収支差引(c - d)			
補 填 使 用 額	損益勘定留保資金	当年度		
		過年度		
	消費税資本的 収 支 調 整 額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	そ の 他			
	利 益 剰 余 金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
	合 計			
	不 足 額			
	未 使 用	損益勘定留保資金	当年度	
過年度				
消費税資本的 収 支 調 整 額		当年度		
		過年度		

補 填 財 源	繰越工事資金			
	そ の 他			
	利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金		
		建 設 改 良 積 立 金		
		当 年 度 純 損 益		
		繰 越 利 益 剰 余 金		
合 計 (e)				

使 途 特 定	退職給付引当金			
	修繕引当金			
	貯 蔵 品			
	小 計 (f)			

流 動 資 産			
流 動 負 債			
差 引 (g)			

貯 蔵 品	庫 出 額			
	庫入額(A - B)			
	当年度累計額A			
	前年度末残額B			

現 金 不 支 出	減価償却費			
	資産減耗費			
	繰延勘定償却			
	そ の 他			
	合 計			

別記様式第20号(1)(第19条、第20条、第53条、第54条、第59条関係)

(1枚目)

納入通知書兼領収書					
下記の金額を納入してください。					年 月 日
患者ID		様			
埼玉県上尾市西貝塚148-1 ☎048(781)2222(代) 埼玉県総合リハビリテーションセンター長					
納入場所					銀行 本(支)店
埼玉県総合リハビリテーションセンター					
受診年月日:	年	月	日	年	月 日
入所期間:	年	月	日	年	月 日
入院費計算期間:	年	月	日	年	月 日
(診療実日数)	(日)			
受診科	入・外	費用区分	負担割合	本・家	区分
項目	点数・金額	項目	点数・金額	項目	点数・金額
初・再診料	点	精神科専門療法	点	医療費総額	円
入院料等	点	処 置	点	食 事 療 養	円
医学管理等	点	手 術	点	保険自己負担額	円
在宅医療	点	麻 酔	点	⑩ 保険外医療費	円
検 査	点	放 射 線 治 療	点	食事自己負担額	円
画 像 診 断	点	病 理 診 断	点	⑪ 文 書 料	円
投 薬	点	歯冠修復及び欠損補綴	点	⑫ 特別病室使用料	円
注 射	点	歯 科 矯 正	点	⑬ そ の 他	円
リハビリテーション	点	診療総点数	点	利用者負担総額	円
元号コード	年度	納入期限			
注1 ⑩を付した金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。 2 各種証明等に必要なので、大切に保存してください。 3 領収書の再発行はいたしません。					
金 額		納入通知番号			
リハ→納入者→リハ又は金融機関→納入者					
埼玉県総合リハビリテーションセンター					
					収納済印

(2枚目)

納 入 通 知 書

年 月 日

下記の金額を収納してください。

患者 I D

様

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

納入場所
埼玉県総合リハビリテーションセンター
銀行 本(支)店

元 号 コード	年度

納 入 期 限

金 額

納入通知番号

収納済印

リハ→納入者→リハ又は金融機関→ 銀行 本(支)店(統轄店)

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(3枚目)

収 納 済 通 知 書

年 月 日

下記のとおり収納しましたから
通知します。

患者 I D	様
--------	---

納入場所
埼玉県総合リハビリテーションセンター
銀行 本 (支) 店

元 号 コード	年度

納 入 期 限

金 額

納入通知番号

収納済印

リハ→納入者→リハ又は金融機関→ 銀行 本 (支) 店 (統轄店) →リハ

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(4枚目)

調定内訳書

年 月 日

	様
患者 I D	

受診年月日： 年 月 日
入所期間： 年 月 日～ 年 月 日
入院費計算期間： 年 月 日～ 年 月 日
(診療実日数) (日)

受診科	入・外	費用区分	負担割合	本・家	区分

項目	点数・金額	項目	点数・金額	項目	点数・金額
初・再診料	点	精神科専門療法	点	医療費総額	円
入院料等	点	処置	点	食事療養	円
医学管理等	点	手術	点	保険自己負担額	円
在宅医療	点	麻酔	点	⑩ 保険外医療費	円
検査	点	放射線治療	点	食事自己負担額	円
画像診断	点	病理診断	点	⑪ 文書料	円
投薬	点	歯冠修復及び欠損補綴	点	⑫ 特別病室使用料	円
注射	点	歯科矯正	点	⑬ その他	円
リハビリテーション	点	診療総点数	点	利用者負担総額	円

元号 コード	年度

納入期限

金額

納入通知番号

別記様式第20号(2) (第19条、第20条、第53条、第54条、第59条関係)

納入通知書兼領収書		
納入者 様		
下記の金額を納入してください。		
埼玉県上尾市西貝塚148-1		
TEL 048-781-2222 (代表)		
埼玉県総合リハビリテーションセンター長 印		
納入場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター 銀行 本(支)店		
令和 年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計		
款		
項		
目		
節		
細節		
調定番号		
請求年月日	令和 年 月 日	
納入期限	令和 年 月 日	
金額	円	
納付目的		
リハ→納入者→金融機関→納入者		
<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr> <td style="text-align: center;">収納済印</td> </tr> </table>		収納済印
収納済印		

納入通知書		
納入者 様		
下記の金額を収納してください。		
埼玉県上尾市西貝塚148-1		
TEL 048-781-2222 (代表)		
埼玉県総合リハビリテーションセンター長		
納入場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター 銀行 本(支)店		
令和 年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計		
款		
項		
目		
節		
細節		
調定番号		
請求年月日	令和 年 月 日	
納入期限	令和 年 月 日	
金額	円	
納付目的		
リハ→納入者→金融機関→ 銀行 本(支)店(統轄店)		
<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr> <td style="text-align: center;">収納済印</td> </tr> </table>		収納済印
収納済印		

収納済通知書		
納入者 様		
下記のとおり収納しましたから通知します。		
(宛先)		
埼玉県総合リハビリテーションセンター長		
納入場所 埼玉県総合リハビリテーションセンター 銀行 本(支)店		
令和 年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計		
款		
項		
目		
節		
細節		
調定番号		
請求年月日	令和 年 月 日	
納入期限	令和 年 月 日	
金額	円	
納付目的		
リハ→納入者→金融機関→ 銀行 本(支)店(統轄店)→リハ		
<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr> <td style="text-align: center;">収納済印</td> </tr> </table>		収納済印
収納済印		

別記様式第21号（第21条関係）

口座振替納付届

年 月 日

(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

納入者住所

氏 名

私は、埼玉県に納入する を下記のとおり口座振替の方法により納入したいので、届出します。

記

納入金の内容	
金融機関店名	銀行 本(支)店
預金口座名番	預金 番

上記の口座振替の方法による納入について、承諾します。

年 月 日

銀行 本(支)店長印

別記様式第22号（第21条関係）

（1枚目）

口座振替納入通知書㊦

納入者

.....

.....

.....

.....

様

下記の金額を納入者の預金口座から振り替えてください。

収入徴収権者 ㊦ 納入場所
 収納 日付 銀行 本(支)店

収納済印

銀行

支店

御中

預金口座名	番 号

年度

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院
事業会計

病院事業会計	債務者コード		
款 病院事業収益	請求番号		
項 医業外収益	請求年月日	年	月 日
目	納入期限	年	月 日
節内訳	金 額		

納付目的 リハ→金融機関

㊦ 銀行
 本(支)店

○

（2枚目）

口座振替納入通知書兼領収書

納入者

.....

.....

.....

.....

様

下記のとおり領収しました。

納入場所
 収納 日付 銀行 本(支)店

収納済印

年度

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院
事業会計

病院事業会計	債務者コード		
款 病院事業収益	請求番号		
項 医業外収益	請求年月日	年	月 日
目	納入期限	年	月 日
節内訳	金 額		

納付目的 リハ→金融機関→納入者

○

(3枚目)

収 納 済 通 知 書 ㊦

納入者

.....
.....
.....
.....様

下記のとおり収納しましたから通知します。
(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

納入場所

収納
日付

銀行 本(支)店

収納済印

年度
埼玉県総合リハビリテ
ーションセンター病院
事業会計

① 銀行
本(支)店

病院事業会計	債務者コード	
款 病院事業収益	請求番号	
項 医業外収益	請求年月日	年 月 日
目	納入期限	年 月 日
節内訳	金 額	

納付目的

リハ→金融機関→リハ

○

別記様式第23号(1)(第22条、第24条、第53条、第54条関係)

<p>(表紙)</p> <p>第 号から 年度A 第 号まで</p> <p style="text-align: center;"><u>収 納 金 原 符</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p>企業出納員</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p style="text-align: center;"><u>原 票</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">A第号</td> <td style="width: 33%;">年度</td> <td style="width: 33%;">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td>摘</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">消 込 整 理</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>係員</td> <td>記簿</td> </tr> </table>	A第号	年度	会計	款	項	目	納入者			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			摘	消 込 整 理		要	係員	記簿	<p style="text-align: center;"><u>収 納 済 通 知 書</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">A第号</td> <td style="width: 33%;">年度</td> <td style="width: 33%;">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>要</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	A第号	年度	会計	款	項	目	納入者			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名</p>			摘			要			<p style="text-align: center;"><u>領 収 書</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">A第号</td> <td style="width: 33%;">年度</td> <td style="width: 33%;">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名 団</p> </td> </tr> <tr> <td>摘</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>要</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存しておいてください。</p>	A第号	年度	会計	款	項	目	納入者			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名 団</p>			摘			要		
A第号	年度	会計																																																																																								
款	項	目																																																																																								
納入者																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																
金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																			
<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>																																																																																										
摘	消 込 整 理																																																																																									
要	係員	記簿																																																																																								
A第号	年度	会計																																																																																								
款	項	目																																																																																								
納入者																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																
金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																			
<p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名</p>																																																																																										
摘																																																																																										
要																																																																																										
A第号	年度	会計																																																																																								
款	項	目																																																																																								
納入者																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>			金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																
金額	百	十	万	千	百	十	円																																																																																			
<p>ただし</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>企業出納員 氏名 団</p>																																																																																										
摘																																																																																										
要																																																																																										

- 備考
- 1 本用紙は、複写式50組(原票、収納済通知票は薄紙、領収書は厚紙、計3枚1組とする。)つづりを1冊とすること。
 - 2 番号は、年度間を通じて一連番号とすること。
 - 3 書損又は毎年度使用した残紙は、表紙に不用枚数又は書損枚数を記載し、不用印又は取消印を押し、切り離さないでおくこと。

別記様式第23号(2)(第22条、第24条、第53条、第54条関係)

下記金額を領収しました。

埼玉県総合リハビリテーションセンター

企業出納員

年 月 日

患者番号

番号 金額 区分

別記様式第24号（第22条、第24条関係）

企業出納員用



公金収納事務受託者用



別記様式第25号（第23条、第24条、第37条、第38条、第55条関係）

（1枚目）

<p>納入者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....様</p> </div>	<p>払込書兼領収書 ㊟</p> <p>払込目的</p> <p>下記の金額を払い込みます。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">収納済印</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	収納済印																																						
収納済印																																									
<p>埼玉県総合リハビリテーション センター病院事業会計</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">款</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目</td> <td></td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">節 内 訳</td> <td></td> <td colspan="6" style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	款								項								目		第 号		年度				節 内 訳		金 額													<p>納入者→金融機関→納入者</p>
款																																									
項																																									
目		第 号		年度																																					
節 内 訳		金 額																																							

（2枚目）

<p>納入者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....様</p> </div>	<p>払込書</p> <p>払込目的</p> <p>下記の金額を収納してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">収納済印</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	収納済印																																											
収納済印																																														
<p>埼玉県総合リハビリテーション センター病院事業会計</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">銀行</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">本</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(支)店</td> </tr> </table>	①	銀行	本	(支)店	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">款</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目</td> <td></td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">節 内 訳</td> <td></td> <td colspan="6" style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	款								項								目		第 号		年度				節 内 訳		金 額													<p>納入者→金融機関</p>
①	銀行																																													
本	(支)店																																													
款																																														
項																																														
目		第 号		年度																																										
節 内 訳		金 額																																												

(3枚目)

<p>納入者</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 5px; position: relative;"> ----- </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">様</p>	<p>収 納 済 通 知 書 ㊤</p> <p>払込目的 下記のとおり収納しましたから通知します。 (宛先) 埼玉県総合リハビリテーションセンター長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> <p>収納済印</p> </div>																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 120px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">① 銀行</p> <p style="text-align: center;">本(支)店</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">埼玉県総合リハビリテーション センター病院事業会計</p> <p style="margin-top: 20px;">払込者コード</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; margin: 0 auto; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 10%;"></div> </div>	<p style="text-align: right;">収 納 日 付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 15%;"></div> <div style="width: 15%;"></div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>項</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>目</td> <td style="width: 15%;">第</td> <td style="width: 15%;">号</td> <td colspan="4"></td> <td style="width: 15%;">年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">節 内 訳</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">納入者→金融機関→リハ</p>	款								項								目	第	号					年度	節 内 訳	金 額													
款																																									
項																																									
目	第	号					年度																																		
節 内 訳	金 額																																								

別記様式第26号（第24条関係）

収納事務受託者証明書

第 号

住 所

氏 名

上記の者は、地方公営企業法第33条の2の規定により、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業の業務に係る公金のうち の収納の事務を委託された者であることを証する。

年 月 日

埼玉県知事



別記様式第27号（第24条関係）

受 託 収 入 計 算 書		
種別		年 月 日 収 納 分
納 入 者	金 額	摘 要
	円	
計	円	

(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

収納事務受託者

氏 名

収 納 済 印

- 備考 1 収入の種別ごとに別紙とすること。
- 2 この様式により難しい場合にあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

別記様式第28号(1)(第27条関係)
(1枚目)

<p>納入者</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">様</p>	<p>督促状(請求書)兼領収書</p> <p>下記のとおりに督促します。</p> <p>埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計 (年度) 収入徴収権者 団</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">収納済印</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> </div> <p>納入場所 リハ 銀行本(支)店</p>																																
<p>診療報酬請求内訳は下記のとおりです。 この通知書により納付をお願いします。</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">患者氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">様</td> <td></td> </tr> </table>	患者氏名		様		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">診療期日</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>		診療期日		年 月 日 ~ 年 月 日																									
患者氏名																																		
様																																		
診療期日																																		
年 月 日 ~ 年 月 日																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">受診科</th> <th style="width: 15%;">入・外</th> <th style="width: 20%;">費用区分</th> <th style="width: 15%;">負担割合</th> <th style="width: 15%;">本・家</th> <th style="width: 10%;">区分</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			受診科	入・外	費用区分	負担割合	本・家	区分																										
受診科	入・外	費用区分	負担割合	本・家	区分																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="4" style="width: 15%;">保 険</th> <th style="width: 15%;"> </th> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">点</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">食事療養</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>			保 険							点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点						食事療養	円
保 険																																		
	点	点		点	点	点	点																											
	点	点		点	点	点	点																											
	点	点	点	点	点	点																												
					食事療養	円																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="4" style="width: 15%;">保 険 外 負 担</th> <th style="width: 15%;">選定療養等</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">保険外負担</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 円</td> <td style="text-align: center;">④ 円</td> <th style="width: 25%;">(医業収益)</th> <th style="width: 30%;">(医業外収益)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(内訳)</td> <td style="text-align: center;">(内訳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">負担額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">負担額合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>			保 険 外 負 担	選定療養等	その他	保険外負担		④ 円	④ 円	(医業収益)	(医業外収益)	(内訳)	(内訳)					合計	円	円			負担額	円	円			負担額合計	円					
保 険 外 負 担	選定療養等	その他		保険外負担																														
	④ 円	④ 円		(医業収益)	(医業外収益)																													
	(内訳)	(内訳)																																
			合計	円	円																													
		負担額	円	円																														
		負担額合計	円																															
<p>注 1 ④を付した金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。 2 各種証明等に必要なので、大切に保存してください。 3 領収書の再発行はいたしません。</p>																																		
<p>リハ→納入者→金融機関(リハ)→納入者</p>																																		

(2枚目)

納入者 様	督 促 状 ④			下記の金額を収納してください。		収 納 済 印
	埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計					
	(年度)					納入場所
						リハ 銀行 本(支)店
診 療 券 号		請求年月日 (最初の 請求年月日)	年 月 日 (年 月 日)	滞 納 金		
発 行 番 号		納 入 期 限 (最初の 納入期限)	年 月 日 (年 月 日)	円		
						銀行 本(支)店
						銀行 本(支)店
リハ→納入者→金融機関→ 銀行 本(支)店						

別記様式第 28号 (2) (第 27条関係)

(1枚目)

納入者

様

督促状 (請求書) 兼領収書

下記のとおり督促します。

収納済印

収入徴収権者 回

納入場所
リハ
銀行 本(支)店

年度
埼玉県総合リハビリテーションセン
ター病院事業会計

この督促状は3枚一組になっています
ので切り離さずに納入場所にお持ちく
ださい。

病院事業会計	債務者コード	
款 病院事業収益	発行番号	
項 医業収益	請求年月日 (最初の請求年月日)	年 月 日 (年 月 日)
目	納入期限 (最初の納入期限)	年 月 日 (年 月 日)
節	滞 納 金 額	
内		円
訳		

納付目的

--

リハ→納入者→金融機関→納入者

(2枚目)

納入者

-----様

① 銀行 本(支)店

年度
埼玉県総合リハビリテーション
センター病院事業会計

督促状 ㊦

下記の金額を収納してください。

収納済印

納入場所
リハ
銀行 本(支)店

病院事業会計	債務者コード	
款 病院事業収益	発行番号	
項 医業収益	請求年月日 (最初の請求年月日)	年 月 日 (年 月 日)
目	納入期限 (最初の納入期限)	年 月 日 (年 月 日)
節	滞 納 金 額	
内		
訳		円

納付目的

--

リハ→納入者→金融機関→ 銀行 本(支)店

(3枚目)

納入者

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

様

① 銀行
本(支)店

年度
埼玉県総合リハビリテーション
センター病院事業会計

収 納 済 通 知 書 ㊦

下記のとおり収納しましたから通知します。

収納済印

(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

収納
日付

--	--	--

納入場所
リハ
銀行 本(支)店

病 院 事 業 会 計	債 務 者 コ ー ド	
款 病 院 事 業 収 益	発 行 番 号	
項 医 業 収 益	請 求 年 月 日 (最初の請求年月日)	年 月 日 (年 月 日)
目	納 入 期 限 (最初の納入期限)	年 月 日 (年 月 日)
節 内 訳	滞 納 金 額	
		円

納付目的

--

リハ→納入者→金融機関→ 銀行 本(支)店→リハ

別記様式第30号(1)(第30条関係)

支払内訳書	年度	合計	請求年月日	請求番号	支払金額								
	年度	埼玉県総合リハビリテーションセンター 病院 事業			十	億	千	百	十	万	千	百	十
					店名	支払内容							
					銀行 本(支)店								

隔地払用

別記様式第30号(2)(第30条関係)

支払内訳書 (課・リハ控)	年度	合計	請求年月日	請求番号	支払金額										
	年度	埼玉県総合リハビリテーションセンター 病院事業				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					店名	支払内容									
					銀行 本(支)店										

隔地払用

別記様式第31号（第31条、第48条関係）

年度

小 切 手 振 出 済 通 知 書

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計

金額

上記のとおり小切手を振り出したので通知します。

年 月 日

様

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員 氏

名 印

別記様式第32号（第31条、第56条関係）

支 払 証（債 権 者 用）

支払年月日 支払証番号 年 度

支出命令番号

支 払 金 額

債 権 者 名

※本証の有効期限は、本日限りです。

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員 印

支 払 証（出納取扱金融機関用）

支払年月日 支払証番号 年 度

支出命令番号

支 払 金 額

債 権 者 名

※本証の有効期限は、本日限りです。

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員 印

支 払 依 頼 書

年度	会計	埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計																																	
作成 年 月 日 支払依頼番号																																			
埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関																																			
銀行 本（支）店 様																																			
地方公営企業法施行令第22条の4第2項の規定により、本書記載の金額を支払 ってください。																																			
埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員				印																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">支払年月日</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払総額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>					支払年月日	年 月 日	支払総額	円																											
支払年月日	年 月 日																																		
支払総額	円																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">支払方法</th> <th style="width: 15%;">件数</th> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 内 訳</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						支払方法	件数	金額	備考	支 払 内 訳			円				円				円				円				円		計			円	
	支払方法	件数	金額	備考																															
支 払 内 訳			円																																
			円																																
			円																																
			円																																
			円																																
	計			円																															

(出納取扱金融機関保管用)

別記様式第34号(1)(第32条、第33条、第47条、第56条関係)

年 度	会 計	通知年月日	通 知 番 号	支 払 金 額									
年度	埼玉県総合リハビリテーションセンター 病 院 事 業			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

案内書(埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業)

通知書と照合して債権者に支払ってください。

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関

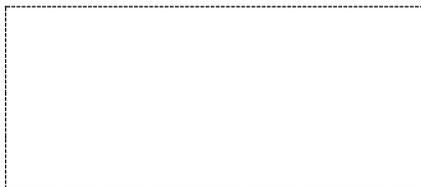
銀行 本(支)店 御中

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

隔地払用

別記様式第34号(2)(第32条、第33条、第47条、第56条関係)

口座振替案内書
 (埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計)



(取扱日) 年 月 日

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
先方銀行				支店名						
預金種目	1 普通			口座番号						
	2 当座									
年度		通年月知日			通番知号					
支内 払容										
依頼人	埼玉県総合リハビリテーションセンター 企業出納員									

受 取 人																				

(銀行コード)

銀行 本(支)店



別記様式第35号(1)(第32条、第33条、第47条、第48条、第49条関係)

(表面)

年度	会計	通知年月日	通知番号	支払金額									
				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年度	埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業												

通知書
 (埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業)
 (裏面を御覧ください。)

受取方法 次のいずれかの方法でお受け取りください。

- 1 現金受領の場合 下記の銀行にこの通知書を持参(運転免許証等の提示を求められることがあります。)
- 2 口座入金の場合 取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)にこの通知書、印鑑及び通帳を持参

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員 印

支払金融機関		支払済印	検印
銀行 本(支)店			係印
支払内容			

隔地払用

(裏面)

1 受取方法

(1) 現金で受け取る方法 (支払金融機関で受け取る方法)

ア 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入し、押印した上で、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出し、現金をお受け取りください。

イ 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記と同様の手続により、現金をお受け取りください。

ウ 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に記名押印し、代理人が領収書欄に記名押印してください。

(2) 支払金融機関以外の金融機関の預金口座に入金する方法

ア 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入し、押印した上で、通知年月日から1年以内に、取引のある金融機関店舗(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)に印鑑及び預金通帳とともに提出すると、預金口座に入金記帳されます(入金は後日になります。)

イ 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記と同様の手続により提出すると、預金口座に入金記帳されます(入金は後日になります。)

* 上記(2)の手続には、手数料がかかる場合があります。

領 収 書	
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。	Ⓜ
年 月 日	
住所	
氏名	Ⓜ
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が氏名を自署することにより押印を省略できます。)	

2 受取上の注意

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。

ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの

イ 領収印(代理人が受け取る場合は、本人の委任印及び代理人の領収印)がないもの

ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問い合わせください。)

(2) その他

受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に表示してください。

委 任 状

表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を

(代理人)

住所

氏名

に委任します。 年 月 日

(本 人)

住所

氏名

Ⓜ

別記様式第35号(2) (第32条、第33条、第47条、第48条、第49条関係)

口座振込通知書

あなたの口座に次のとおり振り込みましたので通知します。

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

銀行名 支店名		預金目	
		口座番号	
病院名		振込日	
振込金額	円		
金額	支払内容		
	伝票番号	内容	備考

問合せ先

別記様式第35号(3) (第32条、第33条、第47条、第48条、第49条関係)

口座振込通知書

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

あなたの口座に次のとおり振り込みましたので通知します。

金額	円		
銀行名		支店名	
預金種目		口座番号	
年度		振込日	
病院名		伝票番号	
支払内容			

金額	円		
銀行名		支店名	
預金種目		口座番号	
年度		振込日	
病院名		伝票番号	
支払内容			

金額	円		
銀行名		支店名	
預金種目		口座番号	
年度		振込日	
病院名		伝票番号	
支払内容			

問合せ先

別記様式第36号（第38条関係）

資金前渡精算調書																													
本書精算のとおり相違ありません。														出納受付															
部長 副部長 課長 主幹 主査 係 (センター長) (副センター長) (課長)																													
決裁年月日																													
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 2.5%;"> </td><td style="width: 2.5%;"> </td> </tr> </table>																													
課 所		年度	集 合 目		節 区 分		支 出 負 担 行 為 番 号																						
精算の説明																													
金 額										負 符 号	資 金 前 渡 担 当 者 氏 名																		
十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		本書のとおり精算します。 年 月 日														
受 領 年 月 日				年 月 日																									
返 納 通 知 書 発 行				年 月 日																									
受 領 額				円																									
支 払 額				円																									
残 額				円																									
備 考																													

備考 本様式は2部複写とすること。

別記様式第37号 (第45条、第52条関係)

病院事業支払金日計表

No. _____

小切手等枚数	
小切手	枚
更正済通知書	件
支払年月日	

区分	支払合計金額									
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
本日分										
累計										

出納取扱金融機関

(宛先)

企業出納員

出納取扱金融機関→埼玉県総合リハビリテーションセンター

病院事業支払済通知書（日計表）

No. _____

支 払 件 数	区 分	支 払 合 計 金 額					
件							
支 払 年 月 日	本 日 分						
	累 計						

上記のとおり支払いました。

企業出納員 印

(宛先)

福祉政策課長

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

出納取扱金融機関→埼玉県総合リハビリテーションセンター

別記様式第39号（第46条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

区 分	年 度	科 目	金 額
納付義務のある金額			円
納付した金額			
過納又は誤納金額			
未納の金額			
差引還付額（未納額）			

上記のとおり還付（未納の金額に 年 月 日充当）します。

年 月 日

埼玉県総合リハビリテーションセンター長 印

納入者氏名 様

別記様式第40号（第47条関係）

小切手訂正通知書

振出年月日	番号	金額	受取人
		円	

上記の小切手の振出しについて誤りがありましたので下記のとおり訂正してください。

記

正	
---	--

誤	
---	--

年 月 日

様

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員



別記様式第41号（第48条関係）

小切手・通知書再発行請求書

年度
金額
発行年月日
番号
支払場所
発行者

上記の小切手通知書を亡失（毀損）したので、再発行を請求します。

年 月 日

住所

氏名

（宛先）

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

未 払 証 明

上記の金額が未払であることを証明します。

年 月 日

銀行 本（支）店

㊤

備考 小切手の再発行請求をするときは、除権決定の謄本を添付すること。

別記様式第42号（第49条関係）

送 金 取 消 依 頼 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

支出命令権者 印

下記の送金を取り消してください。

年 度	款	項	目	節

金 額

伝 票 番 号

債権者の住所及び氏名

送金取消しする理由

別記様式第43号（第49条関係）

送 金 取 消 請 求 書

年 月 日

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関

銀行 本（支）店 様

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

下記の送金支払を取り消してください。

記

課所名

年 度	款	項	目	節

金 額

伝 票 番 号

収 納 済 印

（出納取扱金融機関保管）

別記様式第44号(1) (第52条関係)

病院事業収納金日計表

No. _____

添付の通知書件数	区 分	収 納 額									
			億	千	百	十	万	千	百	十	円
収 納 年 月 日	本 日 分										
	累 計										

出納取扱金融機関 ㊤

(宛先)

企業出納員

出納取扱金融機関→埼玉県総合リハビリテーションセンター

別記様式第44号(2) (第52条関係)

病院事業収納金日記票

No. _____

通知書件数
収納年月日

区分	収 納 額								
	億	千	百	十	万	千	百	十	円
本日分									
累 計									

埼玉県総合リハビリテーションセンター分
 出納取扱金融機関用

備考 本票は、統轄店において整理保管すること。

別記様式第45号（第52条関係）

病院事業支払金月計表

_____年 月分

区 分	支 払 合 計 金 額								
本 月 分									
累 計									

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関
銀行 本（支）店

別記様式第46号（第52条関係）

病院事業月末預金現在高表

年 月分

内訳 種別	前月までの 残 高	本 月 分 収 納 額	本 月 分 支 払 額	残 額	備 考 (口座番号等)

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関

銀行 本（支）店 ㊤

出納取扱金融機関→埼玉県総合リハビリテーションセンター

別記様式第47号（第55条関係）

年度

隔地払
小切手 未払通知書

（払込書の年度を記入する。）

送金支払案内書 小切手振出済通知書 発行年月日	送金支払案内書 小切手振出済通知書 記号及び番号	債権者住所、氏名（法人に あつては、その所在地、 名称及び代表者の氏名）	金 額	課 所 名	内 容	摘 要

上記のとおり通知します。

年 月 日

（宛先）

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関
銀行 本（支）店 ㊤

- 備考
- 1 隔地払分と小切手分は、別紙とし、標題、発行年月日並びに記号及び番号欄中の不用文言は消すこと。
 - 2 年度区分は、送金支払を取り消した日の属する年度とすること。
 - 3 金額欄の末尾に小計又は合計金額を記入し、不用の欄には斜線を引くこと。
 - 4 金融機関においては、摘要欄は記入しないこと。

支 払 済 通 知 書

年度

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計

作 成 年 月 日

支払依頼番号

(宛先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

下記のとおり支払いました。

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関

銀行 本(支)店 ⑩

記

支払年月日	年 月 日
-------	-------

支払総額	円
------	---

	支払方法	金 額	控 除 額	差引支払額
支 払 内 訳				
	計		円	円

別記様式第50号（第58条関係）

送金取消済通知書

年 月 日

（宛先）

埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関
銀行 本（支）店

下記の送金支払を取り消しましたので通知します。

記

課所名

年 度	款	項	目	節

金 額

伝 票 番 号

支払請求年月日

年 月 日

収 納 年 月 日

年 月 日

金 融 機 関 名

収 納 済 印

別記様式第51号（第65条、第66条関係）

預 り 証

金額 円

内訳

有 価 証 券			現 金
証 券 の 名 称	回、記号、番号	額	面 円
		円	

ただし、 として
上記のとおりお預りいたしました。

年 月 日

企業出納員氏名 印

住 所

氏 名 様

受 領 証

上記のものを受領いたしました。

年 月 日

氏 名

別記様式第54号（第78条、第80条関係）

た な 卸 表

年 月 日

(分類) 企業出納員
保管場所 立 会 人

品 名	形質寸法	単 位	数 量			備 考
			帳簿残高	実 測	増 減	

別記様式第57号（第92条関係）

固定資産事故報告書

埼玉県総合リハビリテーションセンター

資 番	産 号	事 年	故 日	種 類	構 造	名 称	規 格	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	取 得 価 額	残 存 価 額	減 価 償 却 累 計 額	勘 定 科 目	備 考

原 因	現 状	改 善 事 項	そ の 他

別記様式第58号（第93条関係）

固定資産引継書

年 月 日

様

埼玉県総合リハビリテーションセンター長 印

下記のとおり引き継ぎます。

記

種類	名称	構造・規格	数量	取得年月日	耐用年数	取得価額	残存価額	減価償却額	備考
						円	円	円	

別記様式第59号（第111条関係）

年度

No.

		センター長	事務局長	管理・業務部長	担当課長	担当課長	担当者	企業出納員

支出負担行為決議書						
件名 内容					支出区分	
					起票日	
決裁日	年 月 日	税抜負担行為額計	円			
No. 内 訳 表						
摘要						
入札の根拠						
契約の根拠						
予算年度						
予算科目	(款)				予算残額	円
	(項)					
	(目)					
	(節)					
	(細)					
債権者	住所					
	氏名					
	金融機関					
税区分/率	%	税込負担行為額	円	消費税額	円	
支払方法		税抜負担行為額	円			
摘要						
入札の根拠						
契約の根拠						
予算年度						
予算科目	(款)				予算残額	円
	(項)					
	(目)					
	(節)					
	(細)					
債権者	住所					
	氏名					
	金融機関					
税区分/率	%	税込負担行為額	円	消費税額	円	
支払方法		税抜負担行為額	円			

別記様式第60号（第112条関係）

予備費充当計算書

金額		円			福祉政策課			
科目	節	予算現額	支出済額	予算残額	今見 後 支 払 額	差引過不足額	摘要	
(款)								
(項)								
(目)								
理由								

別記様式第61号（第114条関係）

繰越見込調書

科目	工事名	予定額	執行予定額	繰越見込額	繰越理由
		円	円	円	

別記様式第62号（第114条関係）

年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計継続費繰越計算調書

1 款項目

2 事業名

3 継続費の総額及び年割額

（単位：円）

節及び細節	継続費予算現額			支払義務発生（見込）額			残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
	予算計上額	前年度繰越額	計	支払義務発生額	支払義務発生見込額	計			何々	何々	

備考 翌年度繰越額に係る財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における継続費の財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。なお、財源については、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別記様式第63号（第114条関係）

年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算繰越計算調書

- 1 事業名
- 2 繰越の理由
- 3 繰越計算書

（単位：円）

款 項 目	節 及 び 節 細	予 算 現 額				支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 充 当 額 又 は 流 用 増 (△)減 額	計			何 々	何 々			
(款)												
(項)												
(目)												
	(節)											
	(細節)											
	(節)											
	(細節)											

- 備考 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
- 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。
- なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「㊸」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「㊸」を削り、「ハ姓ニ氏名」を「ハ姓ニ氏名」に改める。

様式第九号中「㊸」を削る。

様式第十号中「ハ姓ニ氏名」を「ハ姓ニ氏名」に改め、「㊸」を削る。

様式第十六号中「㊸」を削り、
「ハ年ニ歳」を「ハ女
援給付を受けようとする者との関係」

援給付を受けようとする者との関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該被保護者又はその代理人の領収印のある」を削る。

様式第一号から様式第三号の五までの規定中「㊦」を削る。

様式第四号中「㊦」を削り、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第1条関係）」に改め、「㊦」を削り、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第1条関係）」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第1条関係）」と、「だれ」を「誰」に改め、「㊦」を削る。

様式第十二号中「㊦」を削る。

様式第十四号から様式第十五号（二）までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五号（三）中「㊦」を削る。

様式第十六号から様式第十八号まで、様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十一号中「様式第31号」を「様式第31号（第6条関係）」に改め、「領収印」を「確認等」に改める。

様式第三十二号中「承認印」を「確認等」に改める。

様式第三十四号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「受領印のあて先」を削る。

様式第三十四号（二）及び様式第三十五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十八号及び様式第三十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十一号から様式第四十三号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、

「㊦」を削る。

様式第四十四号及び様式第四十六号から様式第四十九号までの規定中「あて先」を「寄先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五十号、様式第五十二号、様式第五十四号及び様式第五十五号中「㊦」を削る。

「氏名又は名称

㊦

「氏名又は名称

様式第五十六号中

年齢

を

受益者との関係」

に改

受益者との関係

」

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号から様式第八号までの規定中「㊦」を削る。

様式第九号中「㊦」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「㊦」を削る。

様式第十二号中「㊦」を削る。

様式第十三号中「㊦」を削る。

様式第十四号を次のように改める。

有料老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出に係る施設の設置者

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

老人福祉法による有料老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
 - 2 事業開始の予定年月日
 - 3 施設の管理者の氏名及び住所
 - 4 施設において供与をされる介護等の内容
 - 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積及び借地等の有無）
 - 6 施設の運営の方針
 - 7 入居定員及び居室数
 - 8 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - 10 その他
 - (1) 設置者の登記事項証明書又は条例等
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けたことを証する書類
 - (3) 設置者の直近の事業年度の決算書
 - (4) 職員の配置の計画を記載した書類
 - (5) 8の前払金について保全措置を講じたことを証する書類
 - (6) 8の前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
 - (7) 長期の収支計画を記載した書類
 - (8) 入居契約書及び重要事項説明書
- 添付資料
- (1) 5の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図
 - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第十五号及び様式第十六号中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号まで、様式第十五号及び様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十八号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「様式第二号」を「連帯保証人が署名した様式第二号」に、「様式第三号」を「身元引受人が署名した様式第三号」に改める。

様式第二号（一）中「㊤」を削る。

様式第二号（二）から様式第四号まで及び様式第六号中「㊦_ハ（_ハ記名_ハ）」を削る。

第二条 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十五条」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第四条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第三項中「第五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第八条」を「第十四条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

様式第一号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第二号（一）中「第5条、第9条関係」を「第4条、第8条関係」に改める。

様式第二号（二）中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第三号中「第5条、第9条関係」を「第4条、第8条関係」に改める。

様式第四号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第五号（一）及び様式第五号（二）中「第6条関係」を「第5条関係」に

改める。

様式第六号中「~~第12条~~」を「~~第11条~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する

規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則
(昭和四十六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一埼玉県病院局の職員の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（四）及び様式第二号（五）中「六価クロム化合物」を「六価クロム化合物」に改める。

mg/0	0.02mg/0以下	mg/0	0.05mg/0以下
「六価クロム化合物」		「六価クロム化合物」	
に改める。		に改める。	

様式第二号（九）中

0	0.1mg/0以下	「1, 1ージクロロエチレン」	mg/0
		「1, 1ージクロロエチレン」	

を

「1, 1ージクロロエチレン
 ペルフルオロオクタンスルホン
 (PFOS) 及びペルフルオロ
 タン酸 (PFOA)」

mg/0	0.1mg/0以下
酸	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフル オロオクタタン酸 (PFOA) の量の和として、0.00005
ク	mg/0以下※

に改める。

附 則

- この規則中様式第二号（四）及び様式第二号（五）の改正規定は公布の日から、様式第二号（九）の改正規定は令和三年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第二条 監事は、法第十三条第四項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号、第四項第三号及び第四号並びに第十一条第一項第一号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、法第十三条第四項に規定する職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 法第十三条第四項後段の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第四条 法第二十二條第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務運営の基本方針

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第五条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、知事が別に定める日までに(法人の成立後最初の中期計画については、法第二十五條第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める業務運営に関する事項)

第六条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

三 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第七条 法第二十七條第一項に規定する年度計画(次項及び次條第一号において「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七條第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第八条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件(平成十六年総務省告示第二百二十一号)第二章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書とする。

2 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数

ヘ 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び事業の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、五年とする。

(会計監査報告の作成)

第十一条 会計監査人は、法第三十五条第一項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 法第三十五条第一項後段の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件第二章に規定する会計基準をいう。ロにおいて同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

（積立金の処分に係る承認の申請）

第十二条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（次項及び次条において「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第三十四条第一項の規定により当該事業年度に係る財務諸表を提出したときは、第一号及び第二号の書類の添付を要しない。
- 一 当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表
 - 二 当該期間最後の事業年度の損益計算書
 - 三 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

（納付金の納付の手續）

第十三条 法人は、法第四十条第五項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額（以下この条及び次条において「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法第三十四条第一項の承認を受けた後、遅滞なく知事に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第十四条 納付金は、知事が定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「譲渡等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡等を行おうとする場合にあっては、適正な見積価格)
- 二 譲渡等の条件
- 三 譲渡等の方法
- 四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(内部組織)

第十七条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として次に掲げるものであって再就職者(離職後二年を経過した者を除く。)が離職前五年間に在職していたものとする。

- 一 本部
- 二 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- 三 埼玉県立がんセンター
- 四 埼玉県立小児医療センター
- 五 埼玉県立精神医療センター

(管理又は監督の地位)

第十八条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員 of 退職管理に関する規則(平成二十八年人事委員会規則第二十四号―一)第二十二

条に規定する職員が就いている職に相当するものとして法人が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則

食品衛生に関する条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第九十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「営業許可申請書」の下に「及び省令第七十条の二に規定する営業届出書」を加え、同条に次の一項を加える。

5 省令第七十一条の二に規定する届出書の様式は、様式第八号のとおりとする。

第五条を削る。

第六条の見出しを「（特定の食品のみを調理する条件を付された営業に係る営業施設の基準）」に改め、同条中「。以下「条例」という。」を削り、「別表第一号ハ」を「別表第四号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 施設の構造

イ 屋根及び側壁を有し、全ての設備を収容することができる構造であること。

ロ 清掃を容易に行うことができる構造であること。

ハ 使用しない場合には、衛生的に保管できる構造であること。

第六条第二号イ中「飲食器を一回限り」を「使い捨ての飲食器を」に改め、同条第四号イ中「水道水又は衛生試験機関で飲用適と認められた水」を「水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又はこれ以外の飲用に適する水」に改め、同条第五号ロ中「汚水を貯留する場合は、汚水槽が」を「汚水槽は、」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、同条を第五条とする。

第七条から第十条までを削り、第十一条を第六条とする。

様式第三号、様式第四号及び様式第五号（一）を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

(宛先)

整理番号

埼玉県知事

※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目（届出情報及び施設情報）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設情報 施設の所在地 (ふりがな) ----- 施設の名称、屋号、商号		
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング		
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号：	
	担当者 氏名		

様式第4号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
(宛先)			
埼 玉 県 知 事		整理番号：	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
食品衛生法 (第55条第1項・第57条第1項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成棚架使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号：	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

(宛先)
 埼 玉 県 知 事
 埼玉県 保健所長

整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	□戸籍謄本 又は □法定相続情報一覧図の写し □同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	□登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	□登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

様式第五号（二）及び様式第五号（三）を削る。
様式第七号及び様式第八号を次のように改める。

様式第7号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
(宛先)			
埼 玉 県 知 事		整理番号：	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (変更)			
食品衛生法施行規則 (第71条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい 製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶詰収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に係る情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第8号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
(宛先)			
埼 玉 県 知 事		整理番号：	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
食品衛生法施行規則 (第71条の2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤調味粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に心した情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第九号から様式第十六号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(電子情報処理組織による申請等の様式)

3 この規則の施行の際、電子情報処理組織（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）であつて知事が認めるものを使用して申請等（同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における様式については、この規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織による申請等の様式によるものとする。この場合において、当該様式中名宛人である知事又は保健所長に付している敬称の取扱いについては、知事等を名宛人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成二十年埼玉県規則第六十二号）本文の規定の例によるものとする。

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

規 則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「ひろげる」を「拡散する」に改める。

第八条第一項に後段として次のように加える。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第八条第二項中「知事」の下に「又は家畜保健衛生所の長」を加える。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の注を削り、同様式を様式第二号（一）とし、

同様式の次に次の一様式を加える。

様式第2号(2) (第8条関係)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

家畜伝染病予防法施行規則第57条第1号の動物用生物学的製剤の使用の許可事項の変更について(申請)

年 月 日付け 第 号で許可された動物用生物学的製剤(治験薬)の使用の許可事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

4 参考事項

様式第三号中「㊦」を削り、同様式の注を削り、同様式を様式第三号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第3号(2) (第8条関係)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

家畜伝染病予防法施行規則第57条第1号の動物用生物学的製剤の使用の許可事項の変更について(申請)

年 月 日付け 第 号で許可された動物用生物学的製剤の野外応用試験における使用の許可事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

4 参考事項

様式第四号中「㊦」を削り、同様式の注を削り、同様式を様式第四号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第4号(2) (第8条関係)

年 月 日

(宛先)

埼玉県 家畜保健衛生所長

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

家畜伝染病予防法施行規則第57条第2号の豚熱予防液の使用の許可事項の変更について (申請)

年 月 日付け 第 号で許可された豚熱予防液の使用の許可事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

4 参考事項

様式第五号中「㊦」を削り、同様式の注を削り、同様式を様式第五号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第5号(2) (第8条関係)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
埼玉県 家畜衛生保健所長
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

家畜伝染病予防法施行規則第57条第2号の動物用生物学的製剤の使用の許可事項の変更について(申請)

年 月 日付け 第 号で許可された動物用生物学的製剤の使用の許可事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

4 参考事項

様式第六号中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第七号中「
埼玉県知事」を「埼玉県
家畜保健衛生所長」

に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第八号中「
埼玉県知事」を「
埼玉県知事
埼玉県知事」

に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県家畜伝染病予防法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十六号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第八号中「あて先」を「密先」に改め、「㊤」を削る。

様式第十四号から様式第十七号までの規定中「㊤」を削る。

様式第十八号、様式第二十号、様式第二十三号及び様式第二十四号中「あて先」を「密先」に改め、「㊤」を削る。

様式第三十号及び様式第三十一号中「㊤」を削る。

様式第三十二号及び様式第三十三号中「あて先」を「密先」に改め、「㊤」を削る。

様式第三十四号及び様式第三十五号中「㊤」を削る。

様式第三十六号中「あて先」を「密先」に改め、「㊤」を削る。

様式第三十七号中「㊤」を削る。

様式第三十八号中「あて先」を「密先」に改め、「㊤」を削る。

様式第三十九号及び様式第四十二号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号の表体育館の項を削る。

様式第二号の三中「㊸」を削る。

様式第九号中「㊸」を「㊸」に改め、「㊸」を削る。

様式第十号中「㊸」を「㊸」に改め、「㊸」を削る。

様式第十一号中「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十八号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同条第三項第一号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第四条第三項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第五条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第六条中「第三十二条」を「第三十七条」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

様式第一号中「㊦」を削り、「

担当氏名

」を「

担当氏名

」に改め、備

考2を削り、備考3を備考2とする。

「 <table border="1" data-bbox="732 406 828 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="732 678 828 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、備考2とする。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

様式第三号中「㊦」を削り、「

担当氏名

」を「

担当氏名

」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

「 <table border="1" data-bbox="620 406 716 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="620 678 716 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、備考2とする。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

様式第五号中「㊦」を削り、「

担当氏名

」を「

担当氏名

」に改め、同様式の備考を次のように改める。

「 <table border="1" data-bbox="508 406 604 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="508 678 604 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、同様式の備考を次のように改める。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

「 <table border="1" data-bbox="396 406 492 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="396 678 492 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、同様式の備考を次のように改める。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

様式第六号中「㊦」を削り、「

担当氏名

」を「

担当氏名

」に改め、同様式の備考を次のように改める。

「 <table border="1" data-bbox="284 406 378 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="284 678 378 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、同様式の備考を次のように改める。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

「

担当氏名

」を「

担当氏名

」に改め、同様式の備考を次のように改める。

「 <table border="1" data-bbox="165 406 262 542"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」を「 <table border="1" data-bbox="165 678 262 813"><tr><td>担当氏名</td></tr></table> 」に改め、同様式の備考を次のように改める。	担当氏名	担当氏名
担当氏名		
担当氏名		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第七号中「㊤」を削り、	「担当者印」		担当者印	
」を	担当者氏名		担当者氏名	」に改め、同様式の備

考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第八号中「㊤」を削り、	「担当者印」		担当者印	
」を	担当者氏名		担当者氏名	」に改め、同様式の備

考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第九号中「㊤」を削り、	「担当者印」		担当者印	
」を	担当者氏名		担当者氏名	」に改め、同様式の備

考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

附 則

1 この規則中様式第一号、様式第三号及び様式第五号から様式第九号までの改正規定は公布の日から、第二条、第四条第三項、第五条及び第六条の改正規定は令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項、第十二条第二項及び第十四条第三項第三号中「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類」に改める。

別表四の項中「針ヶ谷四丁目」を「針ヶ谷四丁目」に改め、同表八の項中「瀬ヶ崎三丁目」を「瀬ヶ崎三丁目」に改め、同表一七の項中「一四四」を「七二」に改め、同表三二の項中「さいたま市大宮区」を「さいたま市西区」に改め、同表四一の項中「六二・一九から七二・三〇まで」を「六一・五四から七一・六二まで」に、「五七」を「二九」に、「四〇・八二から七二・二八まで」を「四〇・八一から七二・二九まで」に、「二三」を「五一」に改め、同表四六の項中「さいたま市岩槻区諏訪」を「さいたま市岩槻区諏訪三丁目」に改め、同表五二の項中「大字南平野」を「南平野二丁目」に改め、同表五三の項中「岸町」を「岸町三丁目」に改め、同表五五の項中「新宿町」を「新宿町四丁目」に改め、同表五七の項中「川越市岸町」を「川越市岸町三丁目」に改め、同表五八の項中「大字南大塚」を「南大塚三丁目」に改め、同表七八の項中「赤城町」を「赤城町一丁目」に改め、同表八四の項中「飯塚町」を「飯塚三丁目」に改め、同表八五の項中「大字根岸」を「大字安行領根岸」に改め、同表八九の項中「大字行衛」を「北原台二丁目」に改め、同表九一の項中「大字芝下」を「芝下二丁目」に改め、同表九六の項中「大字根岸」を「大字安行領根岸」に改め、同表九八の項中「安行出羽」を「安行出羽三丁目」に改め、同表一〇二の項を削り、同表一〇三の項中「八二」を「三二」に改め、同項を同表一〇二の項とし、同表中一〇四の項を一〇三の項とし、一〇五の項を一〇四の項とし、一〇六の項を一〇五の項とし、一〇七の項を削り、一〇八の項を一〇六の項とし、同表一〇九の項中「秩父市永田」を「秩父市永田町」に改め、同項を同表一〇七の項とし、同表中一一〇の項を一〇八の項とし、一一一の項から一二九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一三〇の項中「五一・〇七から七〇・一九まで」を「四三・九七から六四・七一まで」に、「二四四」を「一八〇」に改め、同項を同表一二八の項とし、同表一三一の項中「加須市久下」を「加須市久下二丁目」に改め、同項を同表一二九の項とし、同表中一三二の項を一三〇の項とし、一三三の項から一三

九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一四〇の項中「松山町」を「松山町三丁目」に改め、同項を同表一三八の項とし、同表中一四一の項を一三九の項とし、一四二の項を一四〇の項とし、同表一四三の項中「松葉町」を「松葉町二丁目」に改め、同項を同表一四一の項とし、同表中一四四の項を一四二の項とし、一四五の項から一四七の項までを二項ずつ繰り上げ、同表一四八の項中「春日部市大沼」を「春日部市大沼六丁目」に改め、同項を同表一四六の項とし、同表中一四九の項を一四七の項とし、一五〇の項から一七六の項までを二項ずつ繰り上げ、一七七の項を削り、一七八の項を一七五の項とし、同表一七九の項中「鴻巣市人形」を「鴻巣市人形三丁目」に改め、同項を同表一七六の項とし、同表中一八〇の項を一七七の項とし、一八一の項から一九三の項までを三項ずつ繰り上げ、同表一九四の項中

中層耐火
高層耐火

六五・〇八	三〇
六五・〇八	一〇〇

を

高層耐火	四五・五三から 四六・七七まで	一三〇
------	--------------------	-----

に改め、同項を

同表一九一の項とし、同表一九五の項中「青柳町」を「青柳六丁目」に改め、同項を同表一九二の項とし、同表一九六の項を同表一九三の項とし、同表一九七の項中「草加市原町」を「草加市原町一丁目」に改め、同項を同表一九四の項とし、同表中一九八の項を一九五の項とし、一九九の項から二〇四の項までを三項ずつ繰り上げ、同表二〇五の項中「草加市長栄町」を「草加市長栄三丁目」に改め、同項を同表二〇二の項とし、同表二〇六の項を同表二〇三の項とし、同項の次に次のように加える。

二〇四	草加北谷シャイン住宅	草加市北谷二丁目	中層耐火	五〇・一六	二〇
二〇五	草加北谷グリーンビル住宅	草加市北谷三丁目	中層耐火	四九・九〇	四〇

別表中二〇七の項を二〇六の項とし、二〇八の項を二〇七の項とし、同表二〇九の項中「大沢」を「東大沢三丁目」に改め、同項を同表二〇八の項とし、同表二一〇の項を同表二〇九の項とし、同表二一一の項中「神明町」を「神明町二丁目」に改め、同項を同表二一〇の項とし、同表二一二の項中「蒲生西町」を「蒲生西町一丁目」に改め、同項を同表二一一の項とし、同表中二一三の項を二一二の項とし、

二一四の項から二二二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二二三の項中「川岸」を「川岸二丁目」に改め、同項を同表二二二の項とし、同表二二四の項を同表二二三の項とし、同表二二五の項中「扇町屋」を「大字扇町屋」に改め、同項を同表二二四の項とし、同表二二六の項中「豊岡二丁目」を「扇町屋二丁目」に、「二三八」を「一六八」に改め、同項を同表二二五の項とし、同表二二七の項中「東町」を「東町四丁目」に改め、同項を同表二二六の項とし、同表中二二八の項を二二七の項とし、二二九の項から二三六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二三七の項中

層耐火	四七・二一から 七三・一九まで	九〇		
	を			
			中層耐火	四七・二一から 七四・二〇まで
			高層耐火	四八・四四から 七三・一〇まで
				三五
				五五
				に改め、同
				中

項を同表二三六の項とし、同表中二三八の項を二三七の項とし、二三九の項を二三八の項とし、二四〇の項を二三九の項とし、同表二四一の項中「館」を「館二丁目」に改め、同項を同表二四〇の項とし、同表二四二の項中「志木市中宗岡」を「志木市中宗岡二丁目」に改め、同項を同表二四一の項とし、同表中二四三の項を二四二の項とし、二四四の項から二五六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二五七の項中「二九〇」を「二六〇」に改め、同項を同表二五六の項とし、同表中二五八の項を二五七の項とし、二五九の項から二六七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二六八の項中「大字小作田」を「緑町五丁目」に改め、同項を同表二六七の項とし、同表中二六九の項を二六八の項とし、二七〇の項から二七七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二七八の項中「大字紺屋」を「東坂戸二丁目」に改め、同項を同表二七七の項とし、同表中二七九の項を二七八の項とし、二八〇の項から二八二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二八三の項中「南町一丁目」を「南一丁目」に改め、同項を同表二八二の項とし、同表二八四の項中「鶴ヶ島市大字富士見」を「鶴ヶ島市富士見一丁目」に改め、同項を同表二八三の項とし、同表二八五の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八四の項とし、同表二八六の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八五の項とし、同表二八七の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八六の項とし、同表二八八の項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改め、同項を同表二八八の項とし、同表中二九〇の項を二八九の項とし、二九一の項から二九三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二九四の項中「霞ヶ丘三丁目」を「霞ヶ丘三丁目」に改め、同項を同表二九三の項とし、同表中二九五の項を二九四の項とし、二九六の項を二九五の項とし、同表二九七の項中「鶴ヶ

岡四丁目」を「鶴ヶ岡四丁目」に改め、同項を同表二九六の項とし、同表中二九八の項を二九七の項とし、二九九の項を二九八の項とし、同表三〇〇の項中「西」を「西二丁目」に改め、同項を同表二九九の項とし、同表三〇一の項を同表三〇〇の

項とし、同表三〇二の項中

中層耐火	四〇・一三から 七一・九八まで	三八
高層耐火	六一・六八から 七一・九六まで	三七

を

高層耐火	四〇 七一
------	----------

・一二から
・九七まで

七五

に改め、同項を同表三〇一の項とし、同表中三〇三の項を三〇

二の項とし、三〇四の項から三一〇の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三一一の項中「大字平沢」を「大字平澤」に改め、同項を同表三一〇の項とし、同表三一二の項を同表三一一の項とし、同表三一三の項中「比企郡小川町みどりが丘」を「比企郡小川町みどりが丘四丁目」に改め、同項を同表三一二の項とし、同表中三一四の項を三一三の項とし、三一五の項から三三六の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第六号（表面）中

「**印鑑証明**」**入居請け書**」を

「**本人確認書類**」**入居請け書**」

に、

「**印鑑**」

及び

「**録印鑑**」

を

「**（白署）**」

に改め、同様式の備考１中

「の印鑑証明書」を「が本人であることを確認するために必要な書類」に改める。

様式第六号の二（表面）中

「**印鑑証明**」**入居請け書**」を

「**本人確認書類**」**入居請け**」

「**録印鑑**」

「**印鑑**」

及び

「**録印鑑**」

を

「**（白署）**」

Blank rectangular box for stamp or signature.

に改め、同様式の備考

「中」の印鑑証明書」や「が本人であることを確認するために必要な書類」となる。

様式第七号中「氏名」や「氏名（自署）」と改める。

様式第七号の二中「氏名」や「氏名（自署）」と改め、「㊟」を添える。

様式第七号の四中「氏名」や「氏名（自署）」と改める。

様式第七号の五中「氏名」や「氏名（自署）」と改め、「㊟」を添える。

「入居権利者

様式第九号中
氏名 氏名 氏名（
㊟）」

「旧緊急時等連絡先

自署）」
氏名 氏名 氏名（
㊟）」

「新緊急時等連絡先

氏名 氏名 氏名（自署）」
氏名 氏名（自署）」

ら、同様式の備考中「の印鑑証明書」や「が本人であることを確認するために必要

な書類」と改める。

様式第十二号の三及び様式第十二号の六中「氏名」や「氏名（自署）」と改め、

「㊟」を添える。

様式第十四号の三中「氏名」や「氏名（自署）」と

	「 録 鑑 印 」
	「 自署 ）」

に改め、同様式の備考中「の印鑑証明書」や「が本人であることを確認

するために必要な書類」と改める。

様式第二十四号の四中「氏名」や「氏名（自署）」と改め、「㊟」を添える。

様式第二十五号中「あて先」や「宛先」と改め、「氏名」や「氏名（自

署）」と改める。

様式第二十九号及び様式第三十一号中「あて先」や「宛先」と改め、「㊟」を添
える。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第七条第四項、第十二条第二項及び第十四条第三項第三号の改正規定並びに様式第六号、様式第六号の二、様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の四、様式第七号の五、様式第九号、様式第十二号の三、様式第十二号の六、様式第十四号の三、様式第二十四号の四、様式第二十五号、様式第二十九号及び様式第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の印鑑登録証明書」を「が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類」に改める。

様式第五号中

II	印鑑

を

II	印鑑

を

II	印鑑

を

	登録印鑑

を

II	印鑑

を

	登録印鑑

を

	登録印鑑

を

を「が本人であることを確認するために必要な書類」に定める。

様式第五号中「入居権利者氏名」を「入居権利者氏名（自署）」に定め、「印」

住所 フリガナ 氏名 入居権利者との関係	登録印
-------------------------------	-----

住所 フリガナ	新緊急時等連絡先
------------	----------

録

を

鑑

氏名(自署)
入居権利者との関係

に改め、同様式の備考中「の印鑑登録証明書」や「が本人であることを確認するために必要な書類」を改める。

様式第十八号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名(自署)」に改める。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

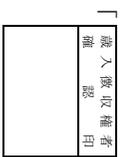
埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）中



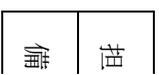
を削る。

様式第二号（二）中



を削る。

「 (2)



様式第三号中「㊤」を削り、「 (2) その他知事が必要と認める書類」を

その他知事が必要と認める書類

当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話)
考		

に改める。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

交付分

埼玉県証紙交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県出納総務課長

売りさばき人コード	
請 求 者	

下記のとおり埼玉県証紙の交付を請求します。

記

交付方法： <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送交付 <input type="checkbox"/> 出向交付		
証 紙 の 種 類	枚 数 (枚)	金 額 (円)
10,000円証紙		
5,000 "		
2,000 "		
1,000 "		
900 "		
800 "		
700 "		
600 "		
500 "		
400 "		
300 "		
200 "		
100 "		
50 "		
20 "		
10 "		
5 "		
1 "		
計		

担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話)
備 考		

様式第6号（第7条、第8条関係）

埼玉県証紙受領書

年 月 日

(宛先)

埼玉県出納総務課長

売りさばき人コード	
受領者	

下記のとおり埼玉県証紙を受領しました。

記

証紙の種類	枚数(枚)	金額(円)
10,000円証紙		
5,000 "		
2,000 "		
1,000 "		
900 "		
800 "		
700 "		
600 "		
500 "		
400 "		
300 "		
200 "		
100 "		
50 "		
20 "		
10 "		
5 "		
1 "		
計		

担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話)
備考		

様式第七号中「④」を削り、「枚」を「枚 (枚)」を

「) に、 「 計」を

「 計」

「 を

担当者氏名・連絡先 備考	(氏名)	(電話)
-----------------	------	------

「

に改める。

)
「

様式第八号中 「 県長権認印」 を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削り、「〒町村等」を「地
の団体」に、「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

様式第十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

第四十条の四中「、埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第五条に規定する病院事業管理者」を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十四条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第八十五条中「書面」を「書類」に改める。

第九十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第一百九条の三第七項中「の末尾に同項の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第二百十条の七第三項中「の末尾に同条の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第一百七十六条第一項中「押印する」を「決裁する」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百九十八条第二項中「書面」を「書類」に改める。

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「大宮北特別支援学校」の下に「、越谷西特別支援学校」を加え、同条第七項中「（県営競技事務所の分任出納員については、知事が別に定める分任出納員に限る。）」を削る。

第二百十一条第一項中「記載し、かつ、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれを連署しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二百十二条第二項を削る。

第二百三十二条ただし書中「場合」の下に「その他知事が別に定める場合」を加

える。

別表第一を次のように改める。

別表第二の備考2中「、委託料（場外車券売場の管理運営に要する経費のうち、資金前渡するものに限る。）」を削る。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第十八号（十二）を次のように改める。

様式第18号（12） 削除

様式第二十一号（二十六）から様式第二十一号（二十八）までを次のように改める。

様式第21号（26）から様式第21号（28）まで 削除

様式第二十四号（一）及び様式第二十四号（二）中「㊦」を削る。

様式第二十七号（一）及び様式第二十七号（二）中「あて先」を「宛先」と改め

「㊦」を削る。

様式第二十九号（一）中 「主幹（次長）（課長）」を「主幹（担当部長）」

「主査（担当課長）」 「出納受付印」を「出納受付」

様式第二十九号（二）中 「決裁権者印」を「決裁権者」

「付印 更正者印」を「出納受付 更正者」

様式第二十九号（三）中 「主幹（次長）（課長）」を「主幹（担当部長）」

「主査（担当課長）」 「出納受付印」を「出納受付」

様式第二十九号（四）中 「決裁権者印」を「決裁権者」

「付印 更正者印」を「出納受付 更正者」

様式第三十二号（一）及び様式第三十二号（三）中 「主幹（次長）主査（課長）」を「主幹（担当部長）主査（課長）」

「幹（部長）主査（担当課長）」 「出納受付印」を「出納受付」

様式第三十三号（一）中 「主幹（次長）主査（課長）」を「主幹（担当部長）主査（課長）」

「主幹」を「主幹（次長）」

様式第三十三号（一）中 「支出命令権者印」を「支出命令権者」

様式第二十三号 (三) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (四) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第二十三号 (五) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (六) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第二十三号 (七) 中 「主幹 (次長) 主査 (課長)」 や 「主幹 (担当部長) 主査 (担当課長)」 の 「出

納受付印」 や 「出納受付」 の場合。

様式第二十三号 (八) 中 「支出命令権者印」 や 「支出命令権者」 の場合。

様式第三十八号 (一) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第三十八号 (二) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第三十八号 (三) 中 「印」を距ら、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第四十五号 (一) 中 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長) 主幹 (主課長) 主課長」 を 「出納受付」 を 「出納受付」 に改める。

様式第四十五号 (二) 中 「支出命令権者印」 を 「支出命令権者」 に改める。

様式第四十五号 (三) 中 「出納受付印」 を 「出納受付」 に 「次長」 を 「担当課」 に、 「課長」 を 「担当課」 に改め、 「印」 を除く。

様式第四十五号 (四) 中 「支出命令権者印」 を 「支出命令権者」 に改め、 「印」 を削る。

様式第四十八号中 「あて先」 を 「宛先」 に改め、 「印」 を除く。

様式第五十一号 (一) 及び様式第五十一号 (三) 中 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長) 主幹 (主課長) 主課長」 を 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長)」 に改める。

「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長)」 を 「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (一) 中 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長) 主幹 (主課長) 主課長」 を 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長)」 に改める。

「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (二) 中 「課 (所) 長印」 を 「課 (所) 長」 に改める。

様式第五十四号 (三) 中 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長) 主幹 (主課長) 主課長」 を 「主幹 (主課長) 査 (主幹 (主課長) 主課長)」 に改める。

「出納受付印」 を 「出納受付」 に改める。

様式第五十四号 (四) 中 「課 (所) 長印」 を 「課 (所) 長」 に改める。

様式第五十五号中 「確認印 年月日」 を 「歳入徴収権者 年月日」 に改める。

様式第六十九号を次のように改める。

様式第 69 号（第 80 条関係）

請 書

年 月 日

印紙

(宛先)

契約者（納入者）

住 所

氏 名

下記の受注条件を承諾の上、相違なく履行します。

記

納入場所		納入期限又は 納入指定日	年 月 日		
品 名	規格・銘柄等	数量	価 格 (円)		摘 要
			単価	金額	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	

違 約 金 履行遅滞があつた場合は、県の定めに従い違約金を支払います。
品質等の保証期間 納入後、 年間は、納入した物品の品質、性能等について保証
します。ただし、保証書の保証期間が 年以上の場合は、その保
証書記載の保証期間とします。

注意 価格は、消費税額及び地方消費税額を含めた額であり、() 内は、価格のう
ちの消費税額及び地方消費税額である。

担当（部署・氏名） _____
電 話 番 号 _____
電子メールアドレス _____

- 備考 1 個々の品目の価格については、消費税額及び地方消費税額を含めない金額
を記載し、最後の品目の下段に、この契約に係る消費税額及び地方消費税額を
記載する方法でもよい。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十号中「決定者印」を「決定者」に改める。

様式第七十三号の二(一)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第七十三号の二(二)中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七十三号の二(三)及び様式第七十三号の三(一)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第七十三号の三(二)中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七十三号の三(三)中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第八十一号中「㊦」を削る。

	混 合 欄
--	-------------

様式第八十二号(一) N o . 1 中

を削り、同様式の備考中5を削

り、6を5とする。

	混 合 欄
--	-------------

様式第八十二号(二) N o . 2 中

を削り、同様式の備考4を削る。

	混 合 欄
--	-------------

様式第八十二号(二) N o . 1 中

を削り、同様式の備考中5を削

り、6を5とする。

	混 合 欄
--	-------------

様式第八十二号(二) N o . 2 中

を削り、同様式の備考4を削る。

	混 合 欄
--	-------------

様式第八十二号(七) 中

を削り、同様式の備考を次のように改め

る。

備考 この様式により難いものにあつては、管財課長と協議の上、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第八十四号から様式第八十八号までの規定中「**四**」を削る。

様式第八十九号から様式第九十一号までを次のように改める。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請人 住 所

氏 名

〔団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

行政財産を使用することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする行政財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 使用期間

4 使用責任者及び人員

5 添付書類

(1) 使用箇所図面

(2) 定款、決算書等（新規の場合）

(3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

公有財産貸付申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

公有財産の貸付けを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 貸付けを受けようとする公有財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 使用期間

4 添付書類

(1) 公図の写し

(2) 使用計画図

(3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

公有財産私権設定申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

公有財産に私権の設定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 私権の設定を受けようとする公有財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 私権の種類

3 私権の設定目的

4 私権の対象となる公有財産の範囲

5 私権の存続期間

6 添付書類

(1) 公図の写し

(2) 登記事項証明書

(3) 実測図

(4) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

様式第九十三号から様式第九十五号の二までを次のように改める。

普通財産売払申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所

氏 名

普通財産の売払いを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 売払いを受けたい普通財産

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 分 類

(4) 数 量

2 使用目的

3 希望価格 平方メートル当たり 円

4 添付書類

(1) 公図の写し

(2) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

普通財産譲与申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住所
氏名

普通財産の譲与を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 譲与を受けたい普通財産

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 分類
- (4) 数量

2 譲与を受けようとする理由

3 添付書類

- (1) 公図の写し（建物の場合は、平面図）
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他

担当（部署・氏名）

電話番号

電子メールアドレス

財 産 交 換 申 込 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申込人 住 所
氏 名

財産の交換をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 交換をしようとする申込人の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

2 交換を受けようとする県の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

3 交換する理由

4 交換後の利用計画

5 添付書類

- (1) 公図の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

財 産 交 換 同 意 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

同意人 住 所

氏 名

県の財産との交換について、下記のとおり同意します。

記

1 交換をしようとする同意人の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

2 交換を受けようとする県の財産

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類
- (4) 数 量

担当（部署・氏名）

電 話 番 号

電子メールアドレス

様式第九十六号及び様式第一百一号(二)中「圖」を削る。
様式第四百号中「㊟」を削る。

様式第五号(二)から様式第五号(七)までの規定中「圖」を削る。
様式第六号の四(一)及び様式第六号の四(二)中「照合印」を「照合者」に改める。

様式第十一号(一)中「認印」を「課長」に改める。
様式第十二号(三)から様式第十二号(五)までの規定中「圖」を削る。
様式第十六号(二)中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第十七号中
「歳入徴収権者」を「歳入徴収権者」に改める。
「歳入徴収権者」を「歳入徴収権者」に改める。

様式第十八号(一)中
「支出命令印」を「支出命令権者」に改める。
「支出命令印」を「支出命令権者」に改める。

様式第十九号中
「課所長印」を「課所長」に改める。
「課所長印」を「課所長」に改める。

様式第二十一号(一)中
「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第二十一号(四)中
「裁判印」を「裁判」に改める。
「裁判印」を「裁判」に改める。

様式第二十一号(十三)中
「収納確認印」を「収納確認者」に改める。
「収納確認印」を「収納確認者」に改める。

様式第二十一号(十五)中
「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第二十一号(十七)を次のように改める。

様式第121号(17) 削除

様式第二十一号(十八)中「裁判印」を「債権管理者」に改める。
「裁判印」を「債権管理者」に改める。

様式第三十二号中
「受領者印」を「受領者」に改め、同様式の備考2中
「受領者印欄」を「受領者欄の記入」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中 「知事室長
総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）」 を

「知事室長

「報道長

「報道長

統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）

に、

「総合調整幹」

を

統括参

行政・デジタル改革局長

」

に改め、「行政改革・ICT局長」を削り、「契約局長」を
「契約局長
県民共生局長」

に、「（東部）」を「（西部）」に、「総合リハビリテーションセンター副センター長」

「総合リハビリテーションセンター副センター長

を
総合リハビリテーションセンター病院長

」

に、「（川越）」を「（さいたま、川越）」に改め、「家畜保健衛生所長（中央）」を削り、「本庁課（所）長」を

「本庁課（所）長

に、「総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）

」を政

広報戦略幹

」

政策幹

」

デジタル

括参事（人事委員会が定めるものに限る。）

策幹

に、「次世代産業幹」を

「次世代産
経済対策

デジタル政策幹

」

業幹

「副参事

幹」に、「副参事」を
参与（人事委員会が定めるものに限る。）

に、「精神

保健福祉センター社会復帰部長」を

「精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長」

に

改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四〇

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

別表中

一級地	
大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木向舩五九
秩父警察署中津川駐在所	秩父市中津川四五〇

を、

一級地	
大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木

向舩五九四四の二

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四―

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「社会復帰部」を「精神保健福祉部」に、「本庁の所長」を「本

統括参事

庁の所長に、「総合調整幹」を「次世代産業幹」を経

報戦略幹に、政策幹に、デジタル政策幹

世代産業幹に、「副参事」を「副参事」報道長

济对策幹に、「副参事」を参与（総務部の参与に限る。）に、困難な業務

報道長

を所掌する総合調整幹を「報道長」に改め、「行政改革・

雇用労働局長

ICT局長」を削り、「契約局長」を「契約局長」に、参事

県民共生局長」を参与」を参

用労働局長

事に改め、「特に困難な業務を所掌する総合調整幹」を

与（総務部の参与を除く。）

「特に困難な業務を所掌する統括参事

行政・デジタル改革局長」に、「極めて困難な業務を所掌する総合調

整幹」を「極めて困難な業務を所掌する統括参事」に改める。

別表第一ニの表中「副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センタ

ー長に限る。）を「副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センタ

病院長

ー長に限る。）

」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項中「障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下別表第三において同じ。）に派遣される者に限る。）」を「障害者支援課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下同じ。）に派遣される者に限る。）」に改める。

別表第二薬剤師の項中「市町村」の下に、「又は公益的法人等」を加え、同表栄養士の項中「総合リハビリテーションセンター」を「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」に改める。

「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」を「保健医療政策課（公益的法人等）に派遣される者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

第七条中「初任給調整手当又は」の下に「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）第一条第二号の規定による廃止前の」を、「埼玉県条例第八十八号」の下に「。以下この条において「旧病院職員給与条例」という。」を加え、「埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「、旧病院職員給与条例」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七一〇四四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九三）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中ニを削り、ホをニとし、へからチまでをホからトまでとし、同条第三号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第七条第一項第一号中「トまで」を「へまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとし、同項第二号イ中「前号ト」を「前号へ」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第七条第一項第一号ハに掲げる職員が職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員となった場合における令和三年六月の期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四五

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、埼玉県企業局公舎管理規程」を「又は埼玉県企業局公舎管理規程」に改め、「又は埼玉県病院局公舎管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号）第二条第一号の規定による公舎」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四六

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一中央児童相談所、南児童相談所、所沢児童相談所及び越谷児童相談所の項中「二」を「二・二五」に、「一」を「一・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四七

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、児童相談所」を削り、同条第二項及び第三項中「定める職員」を「定めるもの」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四条第二項第一号の委員会規則で定めるものは、第二項第三号及び第五号に掲げる職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二二―二三七

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「行政改革・ICT局長」を「行政・

デジタル改革局長」に改め、「契約局長」を「契約局長
県民共生局長」に改め、「総合調整

幹」を「統括参事」に改め、「調整幹」を「調整幹
デジタル政策幹」に改め、「次世代産

業幹」を「次世代産業幹
経済対策幹」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合リハビリ

テーションセンターの項職の欄中「センター長」を「センター長
病院長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二四―三

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十四条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

様式第1号から第3号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九六

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用上級試験の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表職員採用初級試験の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表免許資格職職員採用試験の項第六号を削り、経験者職員採用試験の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第四埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の項を削る。

別表第五を次のように改める。

1	医師の職
2	歯科医師の職
3	診療放射線技師の職
4	臨床検査技師の職
5	歯科衛生士の職
6	看護師の職
7	理学療法士の職
8	作業療法士の職
9	職業訓練指導員の職
10	児童自立支援専門員の職
11	児童生活支援員の職
12	寮母の職
13	保育士の職
14	学芸員の職
15	臨床心理の職
16	水産の職
17	通訳の職
18	福祉工学の職

- | | |
|----|-----------------------|
| 19 | 環境研究の職 |
| 20 | 言語聴覚士の職 |
| 21 | 歩行訓練士の職 |
| 22 | 精神保健福祉指導の職 |
| 23 | 義肢装具士の職 |
| 24 | 体育指導員の職 |
| 25 | 犯罪鑑識の職 |
| 26 | 音楽隊員の職 |
| 27 | 交通技術の職 |
| 28 | 建築の職（警察本部に置かれるものに限る。） |
| 29 | 病院薬剤師の職 |
| 30 | 児童福祉司の職 |
| 31 | 自動車整備士の職 |
| 32 | 航空整備の職 |

別表第六中 8 を削る。

別表第八埼玉県病院組織規程の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一―三六

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一―四）の一部を次のように改正する。

別表第一中「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」を「社会福祉法人埼玉県社会
地方独立行政法人埼玉県

福祉事業団
立病院機構」
に改める。

別表第二中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人救急振興財団
一般財団法人国土技術研究センタ

」に改め、「独立行政法人国際交流基金」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二―二十四

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「署名した」を「提出した」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五五

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」を削る。

第十一条第一項第十六号ハ中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動

ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次の活動

- (1) 個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他物資を集める活動
- (2) (1)の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動
- (3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（こども応援ネットワーク埼玉に登録する団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第四中「**㉔**」を削る。

(埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**㉔**」を「**㉕**」に改め、「**㉖**」を削り、「**㉗**」を「**㉘**」に改め、同様式の注を削る。

第三号様式中「**㉙**」を「**㉚**」に改め、「**㉛**」を削り、同様式の注を削る。

第四号様式中「**㉜**」を「**㉝**」に改め、「**㉞**」を削り、同様式の注を削る。

第五号様式中「**㉟**」を「**㊱**」に改め、「**㊲**」を削り、同様式の注を削る。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 6 条関係)

県指定文化財滅失 (毀損) (亡失) (盗難) 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

所有者住所
氏 名

下記のとおり滅失 (毀損) (亡失) (盗難) したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号、番号
- 3 指定された年月日
- 4 所在の場所
- 5 所有者の住所及び名称又は氏名
- 6 管理責任者がある場合はその住所及び氏名
- 7 滅失、毀損、亡失又は盗難 (以下「滅失、毀損等」という。) の別及びその事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、毀損等の原因並びに現状
- 10 滅失、毀損等の事実を知った日時
- 11 滅失、毀損等の事実を知った後に取られた措置
- 12 その他参考となる事項

第七号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第八号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第九号の二様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第九号の三様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十一号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「ギ植」を「毀損」に改め、同様式の注を削る。

第十二号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十四号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十五号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十六号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十七号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十八号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 地番、地目及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地目の写本

第二十号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「ギ植」を「毀損」に改め、同様式の注を削る。

第二十一号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第二十一号の二様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「連署の上」を削る。

（社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正）

第四条 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号中「㊦」を削る。

（教育職員の免許状に関する規則の一部改正）

第五条 教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三、様式第六及び様式第七中「㊦」を削る。

様式第八中「㊦」を削る。

様式第十中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十一中「㊦」を削る。

様式第十二中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十三中「あひ先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五、様式第十九、様式第二十、様式第二十三及び様式第二十四中「㊦」を削る。

様式第二十五中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第三十二中「あひ先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第六条 博物館の登録に関する規則（昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「あひ先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

（埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正）

第七条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「あひ先」を「密先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号中「あつせ」を「せせ」に、「はりせせ」を「せせせせ」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第五号中「あつせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

(埼玉県教職員住宅管理規則の一部改正)

第八条 埼玉県教職員住宅管理規則(昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

教職員住宅入居承認申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

所属 所名
ふりがな
 職名・氏名

下記のとおり教職員住宅に入居したいので承認くださるよう申請します。

記

申請者	現住所		年 月 日	本県勤続年月	年 月	給与担当者氏名							
	生年月日	給料の月額 (教職調整額を含む。)					級	号	給円	扶養手当 (月額)	円	住居手当 (月額)	円
入居希望 教職住宅名	希望 第1 希望 第2 希望 第3	希望 教職員住宅 教職員住宅 教職員住宅	希望 単身用 単身用 単身用	希望 世帯用 世帯用 世帯用									
申請者の家族構成の現況(同居し全員の記入を本人を除く。)	氏名	申請者の続柄	生年月日	職業は先職又勤務先	収入月額 円	扶養手当の有無	入居した場合は同居する者○印を付す	備考					
						有・無							
							有・無						
							有・無						
							有・無						
							有・無						
							有・無						
							有・無						
							有・無						
							有・無						
申請者の家族構成の現況(同居する者を含む。)	氏名	申請者の続柄	生年月日	職業は先職又勤務先	収入月額 円	扶養手当の有無	別居住宅の種類	別居理由					
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
						有・無							
申請者の現在の住宅状況	種類	構造	面積 ㎡	室数	家賃の月額 円	住宅の平面図を裏面に記載の場合(借間の場合を赤線当部分を赤線むこと。)							
現在の通勤方法	通勤所要時間		時間		分								
住宅に因襲している事情(記入)													

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所属長氏名

注 太線の枠内の記載事項については、給与事務担当者の確認を受けること。

様式第三号、様式第四号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「㊦」を削る。

様式第十号を次のように改める。

教 職 員 住 宅 明 渡 し 届

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

教職員住宅	K	号室
所属所名	DK	
職名・氏名		

下記のとおり教職員住宅を明け渡しますのでお届けします。
なお、原状回復については、明渡しの日までに必ず完了します。

記

- 1 明渡しの日 年 月 日
- 2 明渡し理由

注 この届は管理人を経で (管理人が置かれていない教職員住宅にあつては、直接) 提出すること。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「四」を削り、「五」を「五」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「四」を削る。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第七号中「四」を削る。

様式第八号及び様式第八号の二中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第九号中「四」を削る。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二十三号から様式第二十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

(学校給食の開設等の届出に関する規則の一部改正)

第十条 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

(埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第十一条 埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条を削り、第三十一条を第三十条とする。

様式第一号から様式第二十八号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「(四) 署名又は記名捺印)」を削る。

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第十二条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十

三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第十三条 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則(平成十四年埼玉県教育委員会規則第十三号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第十号及び様式第十一号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第十四条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成元年埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

様式第二号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三号中「あつ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

(埼玉県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第十五条 埼玉県教育委員会聴聞規則(平成六年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第十六条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第一号の二中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を削る。

様式第六号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を削る。

様式第九号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則の一部改正)

第十七条 北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の二中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部改正)

第十八条 埼玉県立げんきプラザ管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第十九条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立史跡の博物館管理規則の一部改正)

第二十条 埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第二十一条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第十三号中「あひせ」を「あせ」に改め、「出」を削る。

様式第十四号及び様式第十五号中「あひせ」を「あせ」に改め、「出」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県立学校部の項中「魅力ある高校づくり課」の下に「、ICT教育推進課」を加える。

第八条第十二号中「及び魅力ある高校づくり課」を「、魅力ある高校づくり課及びICT教育推進課」に改める。

第九条中「事務（）」の下に「ICT教育推進課、」を加え、第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 ICT教育推進課においては、次の事務を所掌する。

- 一 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。
 - 二 学校における情報通信技術に係る事務に関すること。
 - 三 学校教育情報化推進計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 第十一条中「県立学校人事課」の下に「及びICT教育推進課」を加え、第十二号を削る。

第十三条中「事務（）」の下に「ICT教育推進課、」を加える。

第二十一条第二項の表中

「
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課
」

を

「
高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課
」

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

技能職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第六号

技能職員に関する規則の一部を改正する規則

技能職員に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表専門員の項の前に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、事務の補助、自動車の運転、土木作業、農林作業、畜産作業、営繕作業等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
-------	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘからチまでをホからトまでとし、同条第三号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第七条第一項第一号中「トまで」を「へまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとし、同項第二号イ中「前号ト」を「前号へ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第七条第一項第一号ハに掲げる職員が学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける学校職員となった場合における令和三年六月の期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、埼玉県企業局公舎管理規程」を「又は埼玉県企業局公舎管理規程」に改め、「又は埼玉県病院局公舎管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号）第二条第一号の規定による公舎」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第九号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第六条第三項第四号に掲げる職員から引き続き会計年度任用学校職員となった場合における当該職員の令和三年六月の期末手当の支給については、なお従前の例による。

規則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表主任専門員の項中

技術職員	上司の命を受け、技術又は給食業務で知識、経験等を必要と相当困難なものに従事する。
------	--

食の
する

を

技術職員	技能職員
上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	上司の命を受け、自動車の運転、農林作業、畜産作業、園芸作業、介助等若しくは炊事の業務又は環境整備その他の用務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十四号ハ中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動

ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次に掲げる活動

- (1) 個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他物資を集める活動
- (2) (1)の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や社会福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動
- (3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有することも応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則(平成19年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削り、「付すこと」を「記入すること」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第25の2及び別記様式第25の2の2中「適性検査印」を「適性検査者」に、「登録者印」を「登録者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

埼玉県訓令第二号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県緊急経済対策本部

埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県緊急経済対策本部設置規程（平成十年埼玉県訓令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、病院事業管理者」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第三号

訓令

本庁
地域機関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 砂川裕紀

企画財政部（交通政策課を除く。）、福祉部、保健医療部及び会計管理者の所掌事務に關すること並びに公安委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡調整に關すること。

副知事 橋本雅道

企画財政部（交通政策課に限る。）、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に關すること並びに下水道局及び収用委員会との連絡調整に關すること。

副知事 高柳三郎

2 総務部、県民生活部、産業労働部及び農林部の所掌事務に關すること並びに企業局、教育委員会、人事委員会及び労働委員会との連絡調整に關すること。前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附則

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（令和二年埼玉県訓令第一号）は、廃止する。

訓 令

埼玉県訓令第四号

本 庁
地 域 機 関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「貸与被服亡失（き損）届」を「貸与被服亡失（毀損）届」に改める。

別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第六十六号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第一中「貸与被服亡失（き損）届」を「貸与被服亡失（毀損）届」に改め、「㊦」を「㊧」に改め、「き損」を「毀損」と、「き損」を「毀損」に改める。

様式第二中「様式第2」を「様式第2（第6条関係）」とし、

受領印	返納、亡失 (損)年 月
-----	-----------------

「(き) 所属
日 長印」を
「受領者 返納、亡失(毀損)
確認欄 年 月 日 所属
長欄 確認欄」に改める。

様式第三を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定及び様式第一から様式第三までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県訓令第五号

訓令

本庁
地域機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三級の項中「 」を「 」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第六号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に、「県民共生局長」を、「次世代産業幹」の下に、「経済対策幹」を加え、同項第三号中「総合調整幹」を「統括参事」に改め、同項第六号中「総合調整幹」を「統括参事」に改め、「次世代産業幹」の下に、「経済対策幹」を加える。

第四条中「所属長を経て」を削る。

第八条第三項中「所属長」を「人事課長」に改める。

第九条第三項中「紛失又はき損した」を「紛失し、又は毀損した」に改め、「所属長を経て」を削る。

第九条の二第一項中「勤務のために」を削る。

様式第七号中

受	理（承認）	裁	決	者 （申請者） 印
		裁	権	

を

受	理（	裁	決
		裁	権

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--

承認)						

に改める。

様式第七号の二中

承認									申請者印
決裁者									

を

承認									決裁者

--	--

様式第十号及び様式第十一号を次のように改める。

A diagram showing a 2x3 grid of rectangular cells. The grid is composed of solid lines. To the right of the grid, there is a vertical wavy line that spans the height of the grid. To the right of the wavy line, there are two short horizontal lines, one at the top and one at the bottom, indicating a continuation of the grid structure.

A diagram showing a 1x3 grid of rectangular cells. The grid is composed of solid lines. To the right of the grid, there is a vertical wavy line that spans the height of the grid. To the right of the wavy line, there are two short horizontal lines, one at the top and one at the bottom, indicating a continuation of the grid structure.

職務専念義務免除願

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり職務専念の義務を免除されたくお願いします。

記

1 理 由	
2 従事する団体等名	
3 役 職 名	
4 職 務 内 容	
5 期 間	
6 実従事日数 (時間)	年 回 日 時間 月 回 日 時間 週 回 日 時間 日 時間
7 報 酬 の 有 無	

年 月 日

上記について、承認
不承認 とします。

埼玉県知事

【承認番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇】

(注) 所属長は、別途意見を付すこと。

様式第十一号の二中「㊤」を削り、同様式の別紙を次のように改める。

別紙

職 名				氏 名			時間数	備 考
承認				修学部分休業の承認の取消しを申請する時間			時間数	備 考
所属長				月日	午 前	午 後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第十一号の三から様式第十一号の八までの規定中「㊦」を削る。
様式第十二号及び様式第十三号を次のように改める。

様式第12号（第13条関係）

営利企業従事等許可願

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり営利企業に従事等したいので許可されたくお願いします。

記

1 理 由	
2 従事する団体等名	
3 所 在 地	
4 団体等の事業内容	
5 役 職 名	
6 職 務 内 容	
7 期 間	
8 実従事日数（時間）	年 回 日 時間
	月 回 日 時間
	週 回 日 時間
	日 時間
9 報 酬 の 額	

年 月 日

上記について、 許 可
不許可 とします。

埼玉県知事

【許可番号： 〃】

（注）所属長は、別途意見を付すこと。

職員団体専従許可願

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり職員団体の業務に専ら従事したいので許可されたくお願ひします。

記

1 職員団体名

2 役 職 名

3 期 間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

（注）所属長は、別途意見を付すこと。

様式第十三号の二及び様式第十三号の三中「㊦」を削る。

様式第十三号の四（表）中「㊦」を削り、同様式（裏）を次のように改める。

裏

承認				部分休業の承認の取消しを請求する時間			時間数	備考
承	決	裁	権	月日	午前	午後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第十三号の五から様式第十四号までの規定中「㊦」を削る。

様式第十四号の二中「㊧」を削る。

様式第十五号を次のように改める。

秘密事項発表許可願

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり職務上の秘密事項を発表したいので許可されたくお願いします。

記

1 発表を必要とする理由

2 発 表 内 容

3 発 表 期 日

年 月 日

上記について、
許 可
不許可 とします。

埼玉県知事

【許可番号： 】

様式第十六号中「㊦」を削り、同様式の備考中「㊦」を「㊧」に改める。

					印
					備考

様式第十七号中

を

					備考
--	--	--	--	--	----

に改める。

様式第十七号の二及び様式第十七号の三中「㊦」を削る。
様式第十七号の四を次のように改める。

様式第17号の4（第22条の2関係）

辞 職 願

埼玉県知事 様

記入日	年 月 日
所属所名	
職 名	
氏 名	
職員番号	

私は、次の理由により 年 月 日付けで辞職したいので承認されたくお願いします。

（理由）（国、他の地方公共団体等へ引き続き勤務する場合は、勤務先を必ず明記すること。）

退職手当の受領方法（職員の退職手当に関する条例に基づいて、退職手当を受けることとなる職員が記入すること。）

退職手当の受領方法	<input type="checkbox"/> 口座振替	
	金融機関名	支店名
	口座の種類	口座番号
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	<input type="checkbox"/> 直接払（埼玉りそな銀行県庁支店に限る。）	
<input type="checkbox"/> 隔地払（指定金融機関に限る。）		
退職後の住所	郵便番号	—

- 備考
- 1 該当する□に \surd 印を入れ、楷書で明瞭に記入すること。
 - 2 提出にあたっては、地方税法第50条の7第1項に規定する退職所得申告書に必要な事項を記載し、添付すること。
 - 3 口座振替の方法による場合は、自己名義の口座に限ること。

様式第十八号中「㊤」を削り、「㊤」を「㊤」に改める。

様式第二十号及び様式第二十一号(表)中「㊤」を削る。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正前の埼玉県職員服務規程に定める様式用の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員当直規程（昭和三十二年埼玉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

様式第一号中「㊦」を削り、同様式を別記様式とする。

様式第二号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第八号

訓令

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中所沢児童相談所の項を削り、越谷児童相談所の項を次のように改める。

越谷児童相談所	調理給食の業務に従事する職員	4週間で平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は45分以上1時間30分以内とし、その時は、業務の実情に応じ所属長が定める。
---------	----------------	------------------------	-------	------------------------------	--

別表花と緑の振興センターの項を削る。

附則

この訓令中別表所沢児童相談所の項を削る改正規定及び同表越谷児童相談所の項の改正規定は公布の日から、同表花と緑の振興センターの項を削る改正規定は令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第9号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項機関名の欄中「~~行政~~課」を「~~行政~~課」に改め、同表医療人材課の項職員の欄中「~~行政~~課」を「~~行政~~課」に改め、同表「~~行政~~課」に改め、同表ウーマノミクス課の項機関名の欄中「~~行政~~課」を「~~行政~~課」に改め、同表精神保健福祉センターの項職員の欄中「~~行政~~課」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一県民生活部の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改める。

様式第四号（一）から様式第五（二）までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第四号（一）から様式第五号（二）までの改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十一号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と決裁文書」の下に「（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）第三十一条の決裁文書をいう。）」を加え、「当該決裁文書の余白に「公印使用」と押印し、認印したのち」を削り、同条第二項中「（平成十三年埼玉県訓令第22号）」を削り、「認印」を「承認」に改める。

別表中

分任出納員印	方 18	何任風 出 分納印	出 納 事 務
--------	------	-----------	---------

を

分任出納員	分任出納員印	方 18	何任風 出 分納印	出
	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	同	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	出 業

納 事 務 用	分 任 出 納 員	に改める。
出 納 事 務 用	埼玉県総合リハビリテーションセンター企業出納員	

様式第一号中
「」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十二号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「認印、」を削る。

第三十四条第三項中「及び取扱者の認印」を削る。

別表課の文書記号の表中

改革推進課	情報システム課
改革	情シス

を

行政・デジタル改革課	行政
情報システム戦略課	情報戦略

に、

「広聴広報課

広	県民広聴課
を	広報課
	県聴
	広報

に、	シニア活躍推進課	シニア	人材活躍支
	ウーマノミクス課	ウ	多様な働き

援課	人材	に、	水辺再生課
方推進課	多様		

「水辺」を「河川環境課」に改める。
「河環」に改め

様式第三号中
「」を「」に改める。

様式第四号中
「」を「」に改める。

様式第六号中
「」を「」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第第十三号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第四第二号例五十九の備考に次のように加える。

五 公印は、埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号イ例六十の備考を次のように改める。

備 考

一 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成十七年埼玉県規則第三号）の規定による文を記載して行うこと。

二 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号ロ例六十一に備考として次のように加える。

備 考

公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第四第三号ロ例六十二の備考を次のように改める。

備 考

一 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則の規定による文を記載して行うこと。

二 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

別記第七例六十八の備考に次のように加える。

五 公印は、埼玉県文書管理規程第三十二条第二項の規定により省略することができること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十四号

訓令

本 庁

埼玉県消防学校

埼玉県防災航空センター

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程（昭和五十八年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改め、同条第二項中「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改める。

様式第一号中

受領印	返納、 （き損） 年 月 日	亡失	所属 長印
-----	----------------------	----	----------

を

受領者 確認欄	返納、亡失（毀損） 年 月 日
------------	--------------------

「」に改める。

様式第二号中「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改め、「」を削り、「き損」を「毀損」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令による改正前の埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県訓令第十五号

環

境

部

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程（平成五年埼玉県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十六号

訓令

環境部

環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県雇用・中小企業対策本部

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程（平成十三年埼玉県訓令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、病院事業管理者」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十八号

訓令

本庁
地域機関
埼玉県病院局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕
埼玉県病院事業管理者 岩中督
埼玉県教育委員会教育長 高田直芳
埼玉県警察本部長 原和也

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程（平成十七年
埼玉県病院事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
訓令

第一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十九号

訓 令

本 庁
地 域 機 関
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県警察本部長 原 和 也

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程

(設置)

第一条 本県で家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病（次条において「特定家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な緊急対策を実施するため、埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第二条の二の規定に基づき、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- 二 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策として重点的に実施すべき施策の推進に関すること。
- 三 その他特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策の推進に關し必要な事項に関すること。

(本部長、副本部長及び本部長)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部長を置く。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、農林部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

6 本部長は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部会)

第五条 本部長は、特定の事項を処理させるため、本部に、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長及び部員を置き、本部長が指名する職員をもって充てる。

(活動期間)

第六条 本部長は、総合的な緊急対策を実施する必要があると認めるときに本部を開設し、その必要がなくなったと認めるときに本部を閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第七条 本部の庶務は、農林部畜産安全課において処理する。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

副知事（農林部を所管する副知事を除く。）、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長

別表第二（第四条関係）

公営企業管理者、下水道事業管理者、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

訓令

埼玉県訓令第二十号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

「 出 納 総 務 課 長 様 次 の と お り 使 用 し た い の
課 (所) 長 申 請 し ま す 。
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 希 望 車 種 」

様式第四号（一）中

「 出 納 総 務 課 長 様 次
出 納 総 務 課 (所) 長 申 請
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 希 望 車 種 」

出納総務課長	担当者	担当者	担当者	担当者	担当者
出納総務課	配車・運転担当者	自動車整備担当者	担当者	担当者	担当者

のとおりに使用したいので
します。

に改める。

「 次 の と お り 報 告 し ま す 。
課 (所)
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 使 用 車 種 」

様式第四号（四）中

「 次 の と お り 報 告 し ま す 。
課 (所)
乗 用 車 ・ フ ギ ョ ン 使 用 車 種 」

出納総務課長	配車・運転担当者	自動車整備担当者	担当者	担当者	担当者
出納総務課	配車・運転担当者	自動車整備担当者	担当者	担当者	担当者

「
に改める。」

様式第六号（一）の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改める。

「 点 検 者 印 」

「 点 検 者 」

様式中

車両監督 取扱者印	要 摘
--------------	--------

を

車両監督 取扱者	要 摘
-------------	--------

に改める。」

様式第六号 (二) の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改め、

様式中

点 検者印	車 両取 扱者 取 扱 印	要 摘
----------	------------------------------	--------

を

点 検者	車 両取 扱者	要 摘
---------	---------------	--------

に改める。」

様式第六号 (三) の注3中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改め、

様式中

点 検者 印	車 両取 扱者 取 扱 印	要 摘
--------------	------------------------------	--------

を

点 検者	車 両取 扱者	要 摘
---------	---------------	--------

に改める。」

様式第八号中「確認印」を「確認者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又は毀損したときは、貸与被服亡失（毀損）届（様式第一）を所属長に提出しなければならない。
様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第 4 条関係)

貸与被服亡失 (毀損) 届

年 月 日

(所属長) 様

所属所名
職・氏名

下記のとおり貸与被服を亡失 (毀損) したのでお届けします。

記

- 1 被服の種類及び員数
- 2 亡失 (毀損) の年月日
- 3 亡失 (毀損) の場所
- 4 亡失 (毀損) の事由
- 5 毀損の程度

「	受領印	返納・亡損 (ぎ損) 年 月 日	所長 属印	」	を	受領者 確認欄	返納・亡損 (ぎ損) 年 月 日	所属長 確認欄	」
---	-----	------------------------	----------	---	---	------------	------------------------	------------	---

に改める。

様式第三を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育委員会被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第二中	「3 級 主任の職務」	技能主任又は業務主任の
職務」を	3 級 主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主任専門員の職務

「中」に改め、同表の備考3中「専門員」を「主任専門員及び専門員」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

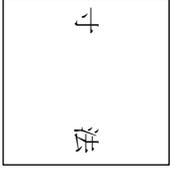
埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と決裁文書」の下に「（埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号）第二十九条の決裁文書をいう。）」を加え、「、当該決裁文書の所定箇所に「公印使用印」と押したのち」を削り、同条第二項中「者は」の下に「、文書管理システム（埼玉県教育局等文書管理規程第二条第八号に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により管理者又は責任者の承認を受けなければならない。この場合において、文書管理システムを利用できないときは」を、「記載し」の下に「、管理者又は責任者の承認を受け」を加える。

様式第一号中
「」を
「」に改める。

様式第二号中「」を削る。

様式第三号中「」を削り、
「」を
「」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等公用車管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育局等公用車管理規程等の一部を改正する訓令

(埼玉県教育局等公用車管理規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等公用車管理規程(昭和五十五年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「

監	査
---	---

」を「

監	査	採
---	---	---

」に改める。

様式第四号中「

監	査
---	---

」を「

監	査	採
---	---	---

」に、「

採	取
---	---

」を「

採	取	採
---	---	---

」に、「

採	取	採	採
---	---	---	---

」を「

採	取	採	採	採
---	---	---	---	---

」に改める。

採	取
---	---

監	査
---	---

を

採	取	採
---	---	---

に改める。

(埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第二条 埼玉県教育委員会安全衛生管理規程(平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「様式第一号の安全管理者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第十一条第五項中「様式第二号の衛生管理者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第十四条第三項中「様式第三号の衛生推進者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

第二十条第三項中「様式第四号の作業主任者選任報告書」を「統括安全衛生管理者の定めるところ」に改める。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正)

第三条 埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「認印、」を削る。

様式第三号中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

様式第五号(一)及び様式第五号(二)中「~~様式~~」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「~~様式~~」及び「~~様式~~」を削る。

様式第十一号中「~~様式~~」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四教育総務部の表教職員課の項第五号教育長決裁事項の欄を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和二十六年埼玉県人事委員会規則一一一一。以下この項において「規則」という。）第十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し再審を請求すること。

別表第四教育総務部の表教職員課の項第五号部長専決事項の欄7を削る。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同欄6中「こと」の下に「（学級数の変動のみを理由として定めるものを除く。）」を加え、同欄中6を5とし、7を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 標準法第三条第二項の規定に基づき、県立中学校の一学級の生徒の数の基準を定めること。
- 2 県立特別支援学校の学校別の定数を定めること（学級数の変動のみを理由として定めるものに限る。）。
- 3 標準法第三条第三項の規定に基づき、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めること。
- 4 埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）第七条第一項の規定に基づき、県立特別支援学校の学級編制を承認すること。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。

<p>一 負担法第一条に規定する職員（特別支援学校職員を除く。以下この項において同じ。）の定数に関する事務</p>		<p>1 地教行法第四十一条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の市町村別の定数を定めること。</p> <p>2 標準法第三条第二項の規定に基づき、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めること。</p>
---	--	---

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第五号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

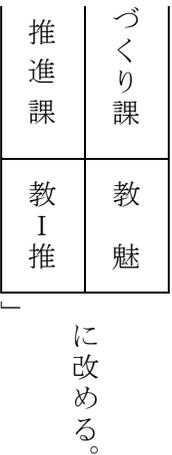
令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「認印、」を削る。



様式第五号中
「」を
「」に改める。

様式第九号を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県労働委員会訓令第一号

訓令

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県労働委員会会長 今井 眞弓

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県労働委員会文書及び公印に関する規程（昭和四十年地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し「公印の名称、形状等」を「公印」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 公印の管理者は、審査調整課長とする。
 - 3 前二項に定めるもののほか、公印に関し、必要な事項は、埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の例による。
- 第四条から第六条までを削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県

埼玉県流域下水道事業訓令第一号

埼玉県教育委員会

本庁

地域機関

埼玉県下水道局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業

埼玉県教育委員会

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、病院事業管理者」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県
埼玉県公営企業
埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

本庁
地域機関
埼玉県企業局
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕
埼玉県公営企業管理者 高柳三郎
埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭
埼玉県教育委員会教育長 高田直芳
埼玉県警察本部長 原和也

埼玉県危機対策本部設置規程

(設置)

第一条 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に定める災害を除く。）、県民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は県の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、埼玉県危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 危機に対処するための総合的な基本方針に関すること。
 - 二 被害者の救助、医療救護、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
 - 三 その他危機の発生の防衛又は被害の拡大の防止に関すること。
- （本部長、副本部長及び本部長員）

第三条 本部に、危機対策本部長（以下「本部長」という。）及び危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長は、副知事及び危機管理防災部長の職にある者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（協力要請）

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

（部）

第五条 本部長は、第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表第三の上欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌させることができる。

2 部に、部長及び副部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が二人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（現地危機対策本部）

第六条 本部長は、現地において第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2 現地本部に、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地危機対策副本部長及び現地危機対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

（活動期間等）

第七条 本部長は、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、

当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第八条 本部の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(その他)

第九条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長

別表第二(第四条関係)

議会議務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第三(第五条関係)

報道部	1 報道提供資料の作成
	2 報道機関への対応
	3 県民等への広報
渉外部	1 国等への要望
	2 ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施

訓令

埼玉県
埼玉県公営企業
埼玉県病院事業
埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

訓令第一号

本庁
地域機関
埼玉県企業局
埼玉県病院局
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕
埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎
埼玉県病院事業管理者 岩 中 督
埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭
埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳
埼玉県警察本部長 原 和 也

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県

埼玉県公営企業

埼玉県病院事業

埼玉県危機対策本部設置規程（平成二十二年

埼玉県流域下水道事業

訓令第一号）

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

は、廃止する。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

（埼玉県企業局宿舍管理規程（昭和三十八年十二月十九日公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。）

様式第一号中「~~五~~」及び「~~五~~」を削る。

様式第二号中「~~五~~」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「~~五~~」及び「~~五~~」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎

埼玉県企業局公用車管理規程（昭和五十九年公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

配車依頼申請書	承認欄			
	総務課	調整幹事	主査	担当

を

配車依頼申請書

に改め、「（日本工業規格A列4）」を置く。

様式第二号中

左記のとおり報告します。
連署者氏名 印

に改める。

様式第三号の注②中「記入し、検印を受ける」を「記入する」に改め、同様式中

点検者印
整備管理者印
要 摘

を

点検者
整備管理者
要 摘

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第三十六条第二項及び第三項を削る。

第四十六条第三項第四号中「五千万円」の下に「までの金額」を加える。

第五十三条の三第三項中「の末尾に同条の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第五十三条の四第三項中「に領収の旨を付記させるとともに押印させ、これ」を削る。

第一百十四条中「書面」を「書類」に改める。

第二百二十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第四百四十八条第一項第一号中「非常災害時に行う応急の工事を除く。」を「第三百三十八条第二項第四号に該当するものを除く。」に改め、同項第三号中「並びに」を「」に改め、「収集運搬」の下に「並びに第三百三十八条第二項第四号に該当するもの」を加える。

別表第二中

費 用			
款	項	目	備 考
工業用水道 事業費用又は 水道事業費用	管 業 費 用	原水及び浄水費	給 料 (略)
		配水及び給水費	給 料 (略)

費 用			
款	項	目	備 考

工業用水道 事業費用又は 水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費 配水及び給水費	報酬 給料 (略)	報酬 給料 (略)	(略)
					(略)

に改める。

様式第十五号 (二) 中 「受領者印」 を 「受領者」 に改め、同様式の備考2

中 「受領者印欄」 を 「受領者欄の記入」 に改める。

様式第三十八号中 「あて先」 を 「宛先」 に改め、 「㊟」 を削る。

様式第四十号 (四) 中 「消込者印」 を 「消込者」 とし、 「照合者印」 を 「

照合者」 に改める。

様式第四十八号 (一) 及び様式第四十八号 (二) 中 「㊟」 を削る。

様式第五十三号 (一) 中 「㊟」 を削り、 「あて先」 を 「宛先」 に改める。

様式第五十三号 (二) 中 「あて先」 を 「宛先」 に改め、 「㊟」 を削る。

様式第五十三号 (四) 中 「㊟」 を削り、 「あて先」 を 「宛先」 に改める。

様式第五十四号中 「㊟」 を削る。

様式第六十号及び様式第七十五号を次のように改める。

様式第60号

<p>た な 卸 明 細 表</p> <p>年 月 日現在</p> <p style="text-align: right;">企業出納員氏名 立会人職氏名</p> <p>種別 _____</p>													
整理 番号	品 名	品質形 状寸法	単位	帳簿現在高			たな卸高		現品過不足		評価額		摘 要
				数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	単価	金額	

備考 1 企業出納員及び立会人の氏名は自署すること。

請 書		年 月 日			
印 紙					
(宛先)					
契約者 (納入者)					
住 所					
氏 名					
下記の受注条件を承諾の上、相違なく履行します。					
納入場所		納入期限又は 納入指定日			
		年 月 日			
品 目	規格・銘柄等	数量	価 格 (円)		摘 要
			単 価	金 額	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
			()	()	
違 約 金 履行遅滞があった場合は、企業局の定めに従い違約金を支払ま す。					
品質等の保証期間 納入後、 年間は、納入した物品の品質、性能等について保 証します。ただし、保証書の保証期間が 年以上の場合は、そ の保証書記載の保証期間とします。					
注意 価格は消費税及び地方消費税額を含めた額であり、()内は、価格のうち の消費税及び地方消費税額である。					
担当 (部署・氏名) _____					
電 話 番 号 _____					
電子メールアドレス _____					

- 備考 1 個々の品目の価格については、消費税及び地方消費税額を含めない金額を記載し、最後の品目の下段に、この契約に係る消費税及び地方消費税額を記載する方法でもよい。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十六号（一）中「㊦」を証し、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十六号（二）中「㊦」を証し、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十六号（三）中「㊦」を証し、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十六号（四）中「㊦」を証し、同様式の備考を次のように定める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第七十七号（二）中「平成」を証し。

様式第七十八号（一）中

「決定者印」を「決定者」と定める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第三号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「き損」を「毀損」に改める。

様式第一号中

「所属長認印」を「所属長
認 印」に改める。

様式第二号中「㊦」を削り、「㊦」を「㊧」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県企業局職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「**四**」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 埼玉県病院事業管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第一号）
- 二 埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）
- 三 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）
- 四 埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）
- 五 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）
- 六 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）
- 七 埼玉県病院局公印規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号）
- 八 埼玉県病院局文書管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号）
- 九 埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第九号）
- 十 埼玉県病院事業管理者の職務を行う職員を指定する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十号）
- 十一 埼玉県病院局宿日直規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十二号）
- 十二 埼玉県病院局職員被服貸与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十三号）
- 十三 埼玉県病院局公舎管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号）
- 十四 埼玉県病院局公用車管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十五号）
- 十五 埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十七号）
- 十六 埼玉県病院局職員倫理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十九号）
- 十七 埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二十号）
- 十八 埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県病院事業管理規程第三号）
- 十九 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）

二十 埼玉県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成二十五年埼玉県病院事業管理規程第八号）

二十一 埼玉県病院局人事務取扱規程（平成二十九年埼玉県病院事業管理規程第九号）

二十二 埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和二年埼玉県病院事業管理規程第一号）

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程を廃止する規程

埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程（平成二十六年埼玉県病院事業管理規程第十号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程を廃止する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年埼玉県病院事業管理規程第一号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第三項を削る。

第五十三条第三項第四号中「五千万円」の下に「までの金額」を加える。

第六十六条第三項中「の末尾に同項の納付者に記名押印させ、これ」を削る。

第六十七条第三項中「るとともに押印させ」を削る。

第八十一条中「当該各号に定めるところにより」を削り、同条第一号及び第二号中「当日」を削り、同条第三号中「翌月五日」を削る。

第九十二条中「書面」を「書類」に改める。

第一百五十九条中「書面」を「書類」に改める。

第一百七十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

第二百十八条第三項第三号に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

様式第十号中「糺(所)長印」を「糺(所)長」に改める。

様式第二十七号中「あゝ先」を「あゝ先」に改め、「あゝ先」を削る。

様式第三十六号中「あゝ先」を削る。

様式第三十九号（一）中「あゝ先」を削り、「あゝ先」を「あゝ先」に改める。

様式第三十九号（二）中「あゝ先」を「あゝ先」に改め、「あゝ先」を削る。

様式第三十九号（四）中「あゝ先」を削り、「あゝ先」を「あゝ先」に改める。

様式第四十号中「あゝ先」を削る。

様式第四十七号中「あゝ先」及び「あゝ先」を削る。

様式第五十六号を次のように改める。

固定資産使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請人 住所
氏名

固定資産を使用することについて、許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可を受けようとする固定資産
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 分類
 - (4) 数量
- 2 使用目的
- 3 使用期間
- 4 使用責任者及び人員
- 5 添付書類
 - (1) 使用箇所図面
 - (2) 定款、決算書等（新規の場合）
 - (3) その他

担当（部署・氏名）_____

電話番号_____

電子メールアドレス_____

様式第六十一号を次のとおり改める。

請 書		年 月 日
印 紙		
(宛先)		
契約者（納入者） 住 所 氏 名		
納入場所		納入期限又は 納入指定日 年 月 日
品 目	規格・銘柄等	数 量
価 格 (円)		
		単 価 金 額
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
		() ()
違 約 金 履行遅滞があつた場合は、下水道局の定めに従い違約金を支払 います。		
品質等の保証期間 納入後、 年間は、納入した物品の品質、性能等について保 証します。ただし、保証書の保証期間が 年以上の場合は、そ の保証書記載の保証期間とします。		
注意 価格は消費税及び地方消費税額を含めた額であり、()内は、価格のうち の消費税及び地方消費税額である。		
担当（部署・氏名）		
電 話 番 号		
電子メールアドレス		

- 備考 1 個々の品目の価格については、消費税及び地方消費税額を含めない金額を記載し、最後の品目の下段に、この契約に係る消費税及び地方消費税額を記載する方法でもよい。
- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十二号（一）中「㊟」を削る。同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。
様式第六十二号（二）中「㊟」を削る。同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。
様式第六十二号（三）中「㊟」を削る。同様式の備考を次のように改める。

備考 1 検査員の氏名は自署すること。

2 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第六十四号中「決定者印」を「決定者」に改める。

様式第六十七号及び様式第六十八号中「㊟」を削る。

附 則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局公用車管理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び同条第三項に規定する原動機付自転車で、埼玉県が所有し」を「（同条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この号において同じ。）で、県が当該自動車の使用者として」に改める。

第六条中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第九条中「、公用車の運行に当たっては」を削り、「運行」を「運転」に改める。

第十二条中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改め、「同条」を「同法第七十二条第一項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県下水道局公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員被服貸与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「き損」を「毀損」に改める。

様式第一号中

受領印	返納、亡失（き損）年 月 日	所属 長印	受領者 欄	返納、亡失（毀損） 年 月 日	所 確
-----	----------------	----------	----------	--------------------	--------

を

「
に改める。

様式第二号中「㊦」を削り、「き損」を「毀損」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県下水道局職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

埼玉県議会令和三年二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十五号）、令和二年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）、令和二年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、令和二年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和二年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第三号）、令和二年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81,408,946千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416,790,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		775,500,000	7,400,000	768,100,000
	1 県 民 税	310,998,000	2,585,000	313,583,000
	2 事 業 税	155,430,000	6,414,000	149,016,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,004,000	1,338,000	17,666,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,054,000	279,000	1,775,000
	7 軽 油 引 取 税	51,145,514	1,954,000	49,191,514
2 地方消費税清算金		310,295,000	21,505,000	288,790,000
	1 地方消費税清算金	310,295,000	21,505,000	288,790,000
3 地方譲与税		129,370,000	21,798,000	107,572,000
	1 特別法人事業譲与税	125,200,000	21,725,000	103,475,000
	2 地方揮発油譲与税	3,347,000	73,000	3,274,000
4 地方特例交付金		5,361,000	558,004	5,919,004
	1 地方特例交付金	5,361,000	558,004	5,919,004

5 地 方 交 付 税		218,700,000	242,430	218,457,570
	1 地 方 交 付 税	218,700,000	242,430	218,457,570
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,837,093	256,961	3,580,132
	1 分 担 金	241,079	8,738	232,341
	2 負 担 金	3,596,014	248,223	3,347,791
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28,809,950	851,374	27,958,576
	1 使 用 料	17,732,458	429,212	17,303,246
	2 手 数 料	11,077,492	422,162	10,655,330
9 国 庫 支 出 金		647,446,754	36,634,257	610,812,497
	1 国 庫 負 担 金	116,016,450	261,150	115,755,300
	2 国 庫 補 助 金	525,325,802	35,803,860	489,521,942
	3 委 託 金	6,104,502	569,247	5,535,255
10 財 産 収 入		10,970,768	333,438	11,304,206
	1 財 産 運 用 収 入	6,009,402	107,821	6,117,223
	2 財 産 売 払 収 入	4,961,366	225,617	5,186,983

款	項	補正前の額	補正額	計
11 寄 附 金		500,001	224,406	724,407
	1 寄 附 金	500,001	224,406	724,407
12 繰 入 金		90,221,060	51,042,070	39,178,990
	1 特 別 会 計 繰 入 金	11,705,784	411,254	12,117,038
	2 基 金 繰 入 金	78,515,276	51,453,324	27,061,952
13 繰 越 金		1,210,092	3,910,308	5,120,400
	1 繰 越 金	1,210,092	3,910,308	5,120,400
14 諸 収 入		39,817,624	2,723,324	42,540,948
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,017,206	60,199	1,957,007
	3 貸付金元利収入	2,778,582	10,025	2,788,607
	4 受託事業収入	4,162,163	247,250	3,914,913
	5 収益事業収入	14,331,676	2,741,351	17,073,027
	7 雑 入	16,523,497	279,397	16,802,894
15 県 債		234,615,000	50,571,666	285,186,666
	1 県 債	234,615,000	50,571,666	285,186,666
歳 入	合 計	2,498,199,342	81,408,946	2,416,790,396

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,209,305	102,170	3,107,135
	1 議会費	3,209,305	102,170	3,107,135
2 総務費		103,903,863	3,733,864	107,637,727
	1 総務管理費	36,844,901	6,571,420	43,416,321
	2 企画費	6,210,911	381,729	5,829,182
	3 県民費	9,479,319	1,632	9,480,951
	4 環境費	9,224,291	758,123	8,466,168
	5 徴税費	27,747,533	950,117	26,797,416
	6 市町村振興費	4,835,927	430,372	4,405,555
	8 防災費	5,033,675	85,639	4,948,036
	9 統計調査費	3,845,479	204,476	3,641,003
	10 人事委員会費	308,153	21,530	286,623
	11 監査委員費	309,327	7,202	302,125

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		471,813,933	5,129,797	466,684,136
	1 社会福祉費	357,766,452	1,269,183	356,497,269
	2 児童福祉費	102,537,632	3,885,562	98,652,070
	3 生活保護費	11,436,508	20,929	11,457,437
	4 災害救助費	73,341	4,019	77,360
4 衛生費		263,373,300	44,341,343	219,031,957
	1 公衆衛生費	226,821,924	42,516,096	184,305,828
	2 環境衛生費	3,858,913	139,556	3,719,357
	3 保健所費	4,281,535	0	4,281,535
	4 医薬費	12,264,173	1,685,691	10,578,482
5 労働費		5,700,267	484,349	5,215,918
	1 労政費	2,096,732	104,700	1,992,032
	2 職業訓練費	3,442,367	372,622	3,069,745
	3 労働委員会費	161,168	7,027	154,141
6 農林水産業費		26,171,417	2,713,607	23,457,810
	1 農業費	8,592,512	1,072,781	7,519,731

	2 蚕糸特産及び水産業費	593,325	5,720	587,605
	3 畜産業費	1,975,692	130,724	1,844,968
	4 林業費	4,762,714	408,337	4,354,377
	5 農地費	10,247,174	1,096,045	9,151,129
7 商工費		208,332,060	8,293,835	200,038,225
	1 商工業費	207,503,056	8,284,962	199,218,094
	2 観光費	829,004	8,873	820,131
8 土木費		169,314,821	3,062,368	166,252,453
	1 土木管理費	10,821,781	226,791	10,594,990
	2 道路橋りょう費	67,809,203	785,491	67,023,712
	3 河川費	59,432,476	847,293	58,585,183
	4 都市計画費	30,604,192	1,220,425	29,383,767
	5 住宅費	647,169	17,632	664,801
9 警察費		147,156,090	1,446,375	145,709,715
	1 警察管理費	135,426,889	1,417,377	134,009,512
	2 警察活動費	11,729,201	28,998	11,700,203

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		496,282,911	10,621,104	485,661,807
	1 教育総務費	53,326,438	2,493,153	50,833,285
	2 小学校費	137,814,089	2,026,123	135,787,966
	3 中学校費	82,992,259	2,010,384	80,981,875
	4 高等学校費	103,258,404	815,572	102,442,832
	5 特別支援学校費	46,818,960	2,183,038	44,635,922
	6 大学費	3,149,042	438,698	2,710,344
	8 社会教育費	4,774,479	509,452	4,265,027
	9 保健体育費	1,346,131	144,684	1,201,447
11 災害復旧費		3,385,311	118,300	3,503,611
	1 農林水産施設災害復旧費	1,385,261	1,700	1,383,561
	2 土木施設災害復旧費	2,000,050	120,000	2,120,050
12 公債費		267,597,481	1,148,259	268,745,740
	1 公債費	267,597,481	1,148,259	268,745,740
13 諸支出金		331,258,583	10,214,421	321,044,162
	1 公営企業支出金	12,604,583	635,421	11,969,162

	2 地方消費税清算金	132,404,000	484,000	131,920,000
	3 所得割交付金	315,000	45,000	360,000
	4 利子割交付金	700,000	216,000	916,000
	5 配当割交付金	5,103,000	411,000	4,692,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	3,048,000	2,573,000	5,621,000
	7 法人事業税交付金	7,121,000	590,000	6,531,000
	8 地方消費税交付金	158,699,000	10,585,000	148,114,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,512,000	112,000	1,400,000
	11 軽油引取税交付金	7,017,000	231,000	6,786,000
歳	出	合	計	
		2,498,199,342	81,408,946	2,416,790,396

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 医薬費	高等看護学院 施設整備費	387,772	令和元年度	85,573	299,755	令和元年度	85,573
				令和2年度	302,199		令和2年度	214,182
7 商工費	1 商工業費	産業文化センター 施設整備事業費	8,110,575	令和2年度	785,318	8,157,975	令和2年度	785,318
				令和3年度	4,041,387		令和3年度	4,066,827
				令和4年度	3,283,870		令和4年度	3,305,830
	1 教育総務費	教育関係庁舎 解体事業費(令和 元年度着工分)	803,576	令和元年度	449,010	751,706	令和元年度	449,010
				令和2年度	354,566		令和2年度	302,696
	4 高等学校費	県立高等学校実験 実習棟改築費(平成 30年度着工分)	2,465,491	平成30年度	608,081	2,387,837	平成30年度	608,081
				令和元年度	1,740,584		令和元年度	1,740,584
				令和2年度	116,826		令和2年度	39,172

10教育費		県立高等学校実験 実習棟改築費（令和 元年度着工分）	2,086,862	令和元年度 令和2年度 令和3年度	1,802,273 125,927 158,662	2,013,667	令和元年度 令和2年度 令和3年度	1,802,273 52,732 158,662	
		5 特別支援 学校費	県南部地域特別 支援学校（仮称） 校舎整備費	4,299,558	平成30年度 令和元年度 令和2年度	199,008 1,448,294 2,652,256	3,676,610	平成30年度 令和元年度 令和2年度	199,008 1,448,294 2,029,308
			県東部地域特別 支援学校（仮称） 校舎整備費	4,047,345	令和2年度 令和3年度 令和4年度	248,927 1,675,034 2,123,384	4,002,499	令和2年度 令和3年度 令和4年度	204,081 1,675,034 2,123,384

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	県内既設鉄道整備促進費	57,000
		国土調査費	72,935
	3 県民費	ラグビーワールドカップ2019大会レガシー創出事業費	433,566
		東京オリンピック・パラリンピック推進事業費	255,037
4 環境費	自然公園等施設整備費	53,713	
8 防災費	防災行政無線施設整備事業費	286,000	
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設人材確保対策事業費	12,277
		民間社会福祉施設整備促進事業費	191,216
		障害者支援費	7,059
		新型コロナウイルス感染症対策事業費	20,000
		介護職員処遇改善特別対策事業費	139,080

		心身障害児（者）援護施設等整備助成費	804,523
		老人福祉施設整備助成費	265,000
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	485,871
	2 児 童 福 祉 費	児童福祉事業費	570,717
		新型コロナウイルス感染症対策事業費	136,500
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	13,385,710
	3 保 健 所 費	運営費	351,610
	4 医 薬 費	医療施設耐震化整備推進事業費	11,077
		医療施設防災対策推進事業費	155,482
	1 農 業 費	経営体育成条件整備費	8,834
		埼玉農産物ブランド化推進事業費	46,335
	3 畜 産 業 費	秩父高原牧場費	71,475
		森林整備推進事業費	38,666

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	水源地域の森づくり事業費	254,743
		林業・木材産業構造改革事業費	125,750
		森林管理道整備事業費	557,511
	5 農地費	土地改良事業計画等調査費	25,200
		農道整備事業費 川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	151,200 198,500
7 商工費	1 商工業費	新型コロナウイルス感染症緊急経営支援事業費	588,182
		新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費	119,751,077
	2 観光費	彩の国観光振興推進費	265,904
	1 土木管理費	公共事業情報システム維持管理費	8,960
		道路交通情勢調査費 舗装道整備費	189,689 840,000

8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路環境整備費	300,000
		交差点整備費	159,802
		道路安全施設費	1,120,000
		自転車通行環境整備費	40,000
	3 河 川 費	河川管理費	58,800
		排水機場等維持修繕費	801,363
		河川維持修繕費	152,635
		ダム等施設管理費	198,506
		緊急浚渫推進費	1,356,627
		河川改修調査費	160,000
	市町村治水事業費負担金	28,000	
	河川施設震災対策費	90,900	

款	項	事業名	金額
		県市連携浸水対策費	690,000
		砂防維持修繕費	446,000
		砂防施設費	140,000
		急傾斜地崩壊対策費	57,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	62,000
		公共団体区画整理事業県道整備費	72,650
		市街地再開発促進費補助	113,212
		連続立体交差費	7,035
		連続立体交差事業費	1,762,043
	4 都 市 計 画 費	公園等施設管理費	420,718
		公園等施設整備費	2,292,000

		新たな森建設費	743,500
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	166,517
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	42,684
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	指導内容研究推進費	33,000
		県立学校建物等維持管理費	35,804
		快適ハイスクール施設整備費	469,966
		県立学校大規模改修費	2,995,144
		県立学校体育館整備費	126,217
	3 中 学 校 費	中学校管理費	800
	4 高 等 学 校 費	全日制高等学校管理費	292,282
		定時制高等学校管理費	7,600
通信制高等学校管理費		2,400	

款	項	事業名	金額
		産業教育設備費	2,402,707
		情報教育推進費	86,981
		県立高等学校実験実習棟改築費	105,856
	5 特別支援学校費	特別支援学校管理費	121,322
		ゆとりある障害児教育推進事業費	3,014
		県立特別支援学校教室不足対策費	454,513
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	森林管理道災害復旧対応事業費（過年度分）	108,570
	2 土木施設災害復旧費	令和元年発生都市施設災害復旧費	93,000

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	治 山 事 業 費	80,000	治 山 事 業 費	537,808
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	25,830	かんがい排水事業費	277,030
		ほ場整備事業費	70,455	ほ場整備事業費	439,155
		農地防災事業費	803,195	農地防災事業費	1,120,555
		団体営土地改良事業費	11,005	団体営土地改良事業費	59,545
		災 害 防 除 費	17,000	災 害 防 除 費	359,600
		電線地中化(道路)整備費	30,000	電線地中化(道路)整備費	634,025
		自転車歩行者道整備費	10,000	自転車歩行者道整備費	405,960

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 道路橋りょう費	バリアフリー安全対策費	90,000	バリアフリー安全対策費	190,000
		社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	3,956,720	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	4,127,120
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	1,304,584	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	2,153,321
		道路改築費	12,000	道路改築費	860,235
		道路改築事業費	230,000	道路改築事業費	392,348
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	7,342,608	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	9,956,527
		橋りょう修繕費	2,323,000	橋りょう修繕費	4,146,800
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	1,051,254	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	1,305,254
		橋りょう架換費	740,000	橋りょう架換費	1,263,532

8 土 木 費		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	875,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	1,204,667
	3 河 川 費	河 川 改 修 費	70,000	河 川 改 修 費	4,106,762
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	14,509,434	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	18,795,724
		床上浸水対策事業費	2,006,000	床上浸水対策事業費	3,040,000
		河川改修事業費	1,397,000	河川改修事業費	2,982,998
		川の国埼玉はつらつ プロジェクト推進費	207,000	川の国埼玉はつらつ プロジェクト推進費	594,447
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	887,750	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	1,216,750
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	70,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	240,000
		街 路 整 備 費	474,000	街 路 整 備 費	1,891,396
		社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	1,305,708	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	2,897,829

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (区画整理)事業費	462,000	社会資本整備総合交付金 (区画整理)事業費	496,908
		つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	630,000	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	1,541,615
		社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	2,863,459	社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	3,264,081
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 対 応 事 業 費	240,000	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 対 応 事 業 費	261,412

第4表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	35,389,267	令和3年度から 令和17年度まで	44,796,206

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	13,666	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。	無 利 子	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。
都 市 施 設 災 害 復 旧 事 業	120,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
令 和 2 年 度 減 収 補 填 債	51,840,000	同	上	上
令 和 2 年 度 猶 予 特 例 債	5,500,000	同	上	上

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
低公害車整備事業	83,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	69,000			(補正前に同じ。)
県有施設整備事業	6,706,000	同	上	同	上	5,744,000		(同 上)
試験研究機関等設備整備事業	119,000	同	上	同	上	110,000		(同 上)
緑の森博物館用地購入事業	47,000	同	上	同	上	41,000		(同 上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
身近な緑公有地化事業	180,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	37,000		(補正前に同じ。)	
防災基盤整備事業	61,000	同	同上	同上	59,000		(同上)	
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,060,000	同	同上	同上	1,145,000		(同上)	
老人福祉施設整備事業	1,642,000	同	同上	同上	1,583,000		(同上)	

総合リハビリテーション センター施設等整備事業	262,000	同	上	同	上	同	上	213,000	(同 上)
児童福祉施設整備事業	409,000	同	上	同	上	同	上	288,000	(同 上)
児童相談所整備事業	159,000	同	上	同	上	同	上	138,000	(同 上)
保健所等 低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上	7,000	(同 上)
県立高等看護学院 施設整備事業	302,000	同	上	同	上	同	上	214,000	(同 上)
茶業研究所 施設整備事業	212,000	同	上	同	上	同	上	213,000	(同 上)
森林情報通信基盤 整備事業	22,000	同	上	同	上	同	上	14,000	(同 上)
県単独林道事業	269,000	同	上	同	上	同	上	224,000	(同 上)
林道事業	298,000	同	上	同	上	同	上	293,000	(同 上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単自治山事業	321,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	319,000		(補正前に同じ。)	
県単農業基盤整備事業	945,000	同	同上	同上	940,000		(同上)	
農業基盤整備事業	1,213,000	同	同上	同上	1,076,000		(同上)	
直轄事業（土地改良）負担金	390,000	同	同上	同上	233,000		(同上)	

彩の国ビジュアルプラザ 設備整備事業	106,000	同	上	同	上	同	上	89,000	(同	上)
産業技術総合センター 施設整備事業	561,000	同	上	同	上	同	上	488,000	(同	上)
県単独道路建設事業	23,154,000	同	上	同	上	同	上	23,134,000	(同	上)
道路事業	12,807,000	同	上	同	上	同	上	12,028,000	(同	上)
直轄事業負担金	16,078,000	同	上	同	上	同	上	16,612,000	(同	上)
県単独河川改修事業	11,306,000	同	上	同	上	同	上	11,294,000	(同	上)
河川事業	14,263,000	同	上	同	上	同	上	14,128,000	(同	上)
砂防事業	945,000	同	上	同	上	同	上	943,000	(同	上)
都市環境整備事業	392,000	同	上	同	上	同	上	310,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	3,600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,323,000		(補正前に同じ。)	
街路事業	3,222,000	同	同上	同上	2,984,000		(同上)	
県単独公園事業	4,613,000	同	同上	同上	4,485,000		(同上)	
公園事業	1,760,000	同	同上	同上	1,689,000		(同上)	

警察署等 低公害車整備事業	158,000	同	上	同	上	同	上	155,000	(同 上)
警察署庁舎建設事業	1,558,000	同	上	同	上	同	上	1,496,000	(同 上)
県立高等学校建設事業	6,357,000	同	上	同	上	同	上	7,480,000	(同 上)
県立特別支援学校 建設事業	3,583,000	同	上	同	上	同	上	3,746,000	(同 上)
県立学校情報通信基盤 整備事業	456,000	同	上	同	上	同	上	192,000	(同 上)
社会教育施設等整備事業	655,000	同	上	同	上	同	上	575,000	(同 上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	936,000	同	上	同	上	同	上	557,000	(同 上)
史跡整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上	3,000	(同 上)
農林施設災害復旧事業	31,000	同	上	同	上	同	上	26,000	(同 上)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
水道用水供給事業 出資	1,569,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,188,000				(補正前に同じ。)
臨時財政対策債	104,000,000	同	同	同	100,037,000				(同上)

令和2年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,847,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,848,526千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		313,677,949	4,847,577	318,525,526
	1 一般会計繰入金	183,597,895	4,885,629	188,483,524
	2 特別会計繰入金	1,584,054	38,052	1,546,002
歳入合計		542,000,949	4,847,577	546,848,526

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		542,000,949	4,847,577	546,848,526
	1 公債費	542,000,949	4,847,577	546,848,526
歳出	合計	542,000,949	4,847,577	546,848,526

令和2年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351,419千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,094,563千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		15,445,981	351,419	15,094,562
	1 証紙収入	15,445,981	351,419	15,094,562
歳入合計		15,445,982	351,419	15,094,563

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		15,437,982	351,419	15,086,563
	1 一般会計繰出金	15,437,982	351,419	15,086,563
歳出合計		15,445,982	351,419	15,094,563

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ829,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,791,286千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		19,056	2,448	21,504
	1 財 産 運 用 収 入	19,056	2,448	21,504
2 繰 入 金		7,500,000	829,285	6,670,715
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000	829,285	6,670,715
4 諸 収 入		6,101,536	2,470	6,099,066
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,101,536	2,470	6,099,066
歳 入 合 計		13,620,593	829,307	12,791,286

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,620,593	829,307	12,791,286
	1 市町村振興事業費	13,620,593	829,307	12,791,286
歳 出	合 計	13,620,593	829,307	12,791,286

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340,823千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		12,100	781	12,881
	1 財産運用収入	12,100	781	12,881
3 繰入金		396,283	543,513	939,796
	1 一般会計繰入金	13,100	13,100	0
	2 基金繰入金	383,183	556,613	939,796
5 諸収入		1	4,961	4,962
	1 雑収入	1	4,961	4,962
歳入合計		791,568	549,255	1,340,823

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		791,568	549,255	1,340,823
	1 救 助 費	766,367	110,409	876,776
	2 基 金 積 立 金	25,201	12,319	12,882
	3 繰 出 金		451,165	451,165
歳 出	合 計	791,568	549,255	1,340,823

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,834,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601,116,639千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		170,075,205	2,206,196	172,281,401
	1 国庫負担金	129,337,350	380,260	128,957,090
	2 国庫補助金	40,737,855	2,586,456	43,324,311
4 前期高齢者交付金		199,102,626	1,501	199,104,127
	1 前期高齢者交付金	199,102,626	1,501	199,104,127
6 財産収入		48,302	4,571	52,873
	1 財産運用収入	48,302	4,571	52,873

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		39,253,009	191,597	39,444,606
	1 一般会計繰入金	38,513,278	327,928	38,185,350
	2 基金繰入金	739,731	519,525	1,259,256
8 繰越金		14,721,913	8,930,530	5,791,383
	1 繰越金	14,721,913	8,930,530	5,791,383
9 諸収入		80,384	2,692,272	2,772,656
	1 雑収入	80,384	2,692,272	2,772,656
歳入合計		604,951,032	3,834,393	601,116,639

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,195	3,077	6,118
	1 総務管理費	6,780	2,233	4,547

	2 運 営 協 議 会 費	2,415	844	1,571
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		469,091,024	1,011,863	470,102,887
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	469,091,024	1,011,863	470,102,887
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		92,187,195	487,231	91,699,964
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	92,187,195	487,231	91,699,964
9 基 金 積 立 金		48,302	4,571	52,873
	1 基 金 積 立 金	48,302	4,571	52,873
10 諸 支 出 金		10,662,328	4,360,519	6,301,809
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,662,328	4,360,519	6,301,809
歳 出 合 計		604,951,032	3,834,393	601,116,639

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,135千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,305千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 農業改良資金貸付勘定収入		4,076	1,135	2,941
	1 繰越金	4,075	1,135	2,940
4 農業改良資金業務勘定収入		478	0	478
	1 繰入金	416	416	0
	2 繰越金	58	416	474
歳入合計		23,440	1,135	22,305

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 農業改良資金貸付勘定		4,076	1,135	2,941
	1 農業改良資金貸付費	4,076	1,135	2,941
歳 出	合 計	23,440	1,135	22,305

令和2年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ820,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,051,815千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		3,570,793	15,630	3,586,423
	1 財産運用収入	40,322	15,630	55,952
2 繰入金		2,301,055	836,148	1,464,907
	1 繰入金	2,301,055	836,148	1,464,907
3 繰越金		1	483	484
	1 繰越金	1	483	484
歳入合計		5,871,850	820,035	5,051,815

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		5,871,850	820,035	5,051,815
	1 用地事業費	5,871,850	820,035	5,051,815
歳 出 合 計		5,871,850	820,035	5,051,815

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,211,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使 用 料		8,025,377	209,429	7,815,948
	1 住 宅 使 用 料	8,025,377	209,429	7,815,948

2 国 庫 支 出 金		1,736,195	85,785	1,650,410
	1 国 庫 補 助 金	1,736,195	85,785	1,650,410
3 財 産 収 入		47,076	962	48,038
	1 財 産 運 用 収 入	47,076	962	48,038
4 繰 入 金		1,078,867	152,441	926,426
	1 繰 入 金	1,078,867	152,441	926,426
5 繰 越 金		1	207,128	207,129
	1 繰 越 金	1	207,128	207,129
6 諸 収 入		9,529	39,681	49,210
	1 敷 金 運 用 収 入	45	257	302
	2 雑 入	9,484	39,424	48,908
7 県 債		1,636,000	122,000	1,514,000
	1 県 債	1,636,000	122,000	1,514,000
歳 入 合 計		12,533,045	321,884	12,211,161

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		9,725,416	286,139	9,439,277
	1 住宅管理費	6,288,800	31,143	6,257,657
	2 住宅建設費	3,436,616	254,996	3,181,620
3 公債費		1,166,822	35,745	1,131,077
	1 公債費	1,166,822	35,745	1,131,077
歳出合計		12,533,045	321,884	12,211,161

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成29年度 公営住宅建設費	2,758,544	平成29年度	110,759	2,581,944	平成29年度	110,759
				平成30年度	1,084,542		平成30年度	1,084,542
				令和元年度	1,147,409		令和元年度	1,147,409
				令和2年度	415,834		令和2年度	239,234
		平成30年度 公営住宅建設費	3,048,966	平成30年度	163,180	3,034,516	平成30年度	163,180
				令和元年度	642,470		令和元年度	642,470
				令和2年度	1,528,855		令和2年度	1,514,405
				令和3年度	714,461		令和3年度	714,461

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和2年度 公営住宅建設費	1,230,751	令和2年度	84,808	1,223,880	令和2年度	77,937
				令和3年度	350,802		令和3年度	350,802
				令和4年度	607,415		令和4年度	607,415
				令和5年度	187,726		令和5年度	187,726
		平成29年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,098,913	平成29年度	22,228	1,098,913	平成29年度	22,228
				平成30年度	172,177		平成30年度	172,177
				令和元年度	779,887		令和元年度	779,887
				令和2年度	124,621		令和2年度	94,213
		高齢単身者 モデル住宅 整備事業費	1,179,228	令和2年度	197,211	1,160,717	令和2年度	178,700
				令和3年度	440,262		令和3年度	440,262
				令和4年度	541,755		令和4年度	541,755

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,636,000	普通貸借は行 又 証 券 発 行	10%以内。ただし、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	1,514,000	(補正前に同じ。)		

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ611,341千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		12,457	1,203	13,660
	1 財産運用収入	12,457	1,203	13,660
2 繰入金		718,253	152,084	566,169
	1 繰入金	718,253	152,084	566,169
3 繰越金		1	120	121
	1 繰越金	1	120	121

4 諸 収 入		33,930	2,539	31,391
	1 貸付金元利収入	33,142	8,800	24,342
	2 預金利子	45	45	0
	3 雑 入	743	6,306	7,049
歳 入 合 計		764,641	153,300	611,341

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		764,641	153,300	611,341
	1 高等学校等奨学金事業費	764,641	153,300	611,341
歳 出 合 計		764,641	153,300	611,341

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,742,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,581,313千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		231,791	1,476	233,267
	1 財産運用収入	231,790	1,476	233,266
4 繰越金		2	2,264,429	2,264,431
	1 繰越金	2	2,264,429	2,264,431
5 諸収入		1,320,640	476,922	1,797,562
	2 収益事業収入	1,320,638	476,922	1,797,560
歳入合計		29,838,486	2,742,827	32,581,313

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		201,719	1,476	203,195
	1 公営競技総務費	201,719	1,476	203,195
3 繰出金		331,676	2,741,351	3,073,027
	1 繰出金	331,676	2,741,351	3,073,027
歳出合計		29,838,486	2,742,827	32,581,313

令和2年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	766,331 千円	21,410 千円	744,921 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,466,986	241,895	2,225,091
第1項 営業費用	2,224,151	240,905	1,983,246
第3項 特別損失	207,000	990	206,010

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「560,940千円」を「545,840千円」に、「37,689千円」を「56,380千円」に、「410,000千円」を「380,000千円」に、「6,150千円」を「2,359千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	352,474	6,310	346,164
第1項 建設補助金	159,800	6,310	153,490

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	913,414	21,410	892,004
第1項 建設改良費	805,543	21,410	784,133

(継続費)

第 5 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	159,326	平成26年度	2,001	159,326	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,476		平成28年度	9,476
				平成29年度	15,534		平成29年度	15,534
				平成30年度	20,457		平成30年度	20,457
				令和元年度	25,570		令和元年度	25,570
				令和2年度	18,598		令和2年度	17,093
				令和3年度	19,893		令和3年度	10,910
				令和4年度	9,575		令和4年度	9,575
				令和5年度	29,609		令和5年度	40,097

		柿木浄水場 耐震化事業	1,683,569	令和元年度	57,232	1,683,569	令和元年度	57,232
				令和2年度	206,102		令和2年度	206,102
				令和3年度	340,060		令和3年度	245,365
				令和4年度	360,049		令和4年度	466,126
				令和5年度	512,016		令和5年度	658,685
				令和6年度	208,110		令和6年度	50,059

令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	12,342,329 千円	1,798,500 千円	10,543,829 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	49,253,156	4,572,386	53,825,542
第1項 営業収益	43,738,792	393,492	43,345,300
第2項 営業外収益	5,514,363	3,932	5,510,431
第3項 特別利益	1	4,969,810	4,969,811

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	47,963,339	8,207,161	56,170,500
第1項 営業費用	43,309,988	1,328,840	41,981,148
第2項 営業外費用	4,437,351	201,197	4,638,548
第3項 特別損失	176,000	9,334,804	9,510,804

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「20,342,652千円」を「19,924,858千円」に、「1,080,896千円」を「957,740千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金19,261,756千円」を「、減債積立金2,881,462千円及び過年度分損益勘定留保資金16,085,656千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	8,335,728	1,631,290	6,704,438
第1項 建設補助金	1,350,696	359,687	991,009
第2項 企業債	3,483,000	877,000	2,606,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	3,336,882	381,000	2,955,882
第4項 他 会 計 補 助 金	162,734	13,603	149,131

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	28,678,380	2,049,084	26,629,296
第1項 建 設 改 良 費	13,342,304	1,837,165	11,505,139
第2項 企 業 債 償 還 金	9,995,382	384,900	9,610,482
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		172,981	172,981

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	80,500,267	平成16年度	4,510,469	79,609,658	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	2,464,777		平成27年度	2,464,777
				平成28年度	3,960,079		平成28年度	3,960,079
		平成29年度	6,450,877	平成29年度	6,450,877			

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			平成30年度	8,105,251		平成30年度	8,105,251
				令和元年度	4,482,322		令和元年度	4,482,322
				令和2年度	558,134		令和2年度	468,692
				令和3年度	1,575,941		令和3年度	148,914
				令和4年度	245,316		令和4年度	271,907
				令和5年度	440,508		令和5年度	296,312
		水道施設 耐震化事業	28,961,444	平成26年度	480,078	28,961,444	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,017,668		平成30年度	1,017,668
				令和元年度	777,116		令和元年度	777,116
				令和2年度	3,148,406		令和2年度	2,077,544
				令和3年度	7,234,952		令和3年度	5,471,415
令和4年度	11,633,676	令和4年度	14,468,075					

		利根導水路大規模 地震対策事業	2,183,544	平成26年度	33,359	2,183,544	平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533
				平成29年度	252,432		平成29年度	252,432
				平成30年度	260,714		平成30年度	260,714
				令和元年度	332,336		令和元年度	332,336
				令和2年度	178,966		令和2年度	165,623
				令和3年度	186,899		令和3年度	116,499
				令和4年度	116,154		令和4年度	116,154
				令和5年度	397,968		令和5年度	481,711

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京都三郷浄水場常用自家発電所建設負担金 (令和2年度設定分)	令和3年度から 令和5年度まで	212,000

(企業債)

第 7 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額中「 3,483,000 千円」を「 2,606,000 千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 8 条 予算第 9 条中「 570,901 千円」を「 557,298 千円」に改める。

令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	16,757,122	14	16,757,108
第2項 営業外収益	40,724	14	40,710

支 出 （単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	17,134,373	1,099,111	16,035,262
第1項 営業費用	15,834,113	58,200	15,775,913
第2項 営業外費用	24,893	6,000	30,893
第3項 特別損失	1,255,367	1,046,911	208,456

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「17,649,013千円」を「17,462,264千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	19,180,571	186,749	18,993,822
第2項 建設準備費	255,546	186,749	68,797

令和2年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,714,170 千円	298,135 千円	19,416,035 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	52,781,566	1,512,441	51,269,125
第1項 営業収益	31,674,732	360,131	31,314,601
第2項 営業外収益	21,106,833	1,152,310	19,954,523

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	52,736,908	2,495,800	50,241,108
第1項 営業費用	51,467,101	2,274,115	49,192,986
第2項 営業外費用	1,208,806	221,685	987,121

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,635,635千円」を「5,304,894千円」に、「60,312千円」を「150,880千円」に、「減債積立金195,066千円」を「建設改良積立金20,597千円、減債積立金429,867千円」に、「1,466,567千円」を「1,673,560千円」に、「3,913,690千円」を「3,029,990千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	26,693,989	1,432,751	25,261,238
第1項 建設補助金	12,049,730	46,023	12,095,753

第2項 建設負担金	6,911,650	901,275	6,010,375
第3項 企業債	7,322,000	902,000	6,420,000
第4項 他会計出資金	261,676	330,741	592,417
第5項 他会計補助金	148,808	6,240	142,568

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	32,329,624	1,763,492	30,566,132
第1項 建設改良費	26,046,322	1,763,492	24,282,830

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,322,000千円」を「6,420,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,867,138千円」を「6,295,579千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

埼玉県議会令和三年二月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計予算並びに令和三年度の埼玉県の特別会計予算、公営企業会計予算及び令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計予算

令和3年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,119,843,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		755,100,000
	1 県 民 税	302,190,000
	2 事 業 税	135,967,000
	3 地 方 消 費 税	147,728,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,602,000
	5 県 た ば こ 税	7,746,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,935,698
	7 軽 油 引 取 税	51,163,230
	8 自 動 車 税	89,741,087
	9 鉱 区 税	4,965
	10 狩 猟 税	21,020
11 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		303,988,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	303,988,000

3 地 方 讓 与 税		87,587,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	83,688,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,212,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	105,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	447,000
	5 地 方 道 路 讓 与 税	772
	6 森 林 環 境 讓 与 税	134,228
4 地 方 特 例 交 付 金		5,748,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,748,000
5 地 方 交 付 税		216,725,000
	1 地 方 交 付 税	216,725,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		1,456,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	1,456,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,788,325
	1 分 担 金	232,396
	2 負 担 金	2,555,929

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		26,484,446
	1 使用料	15,682,447
	2 手数料	10,801,999
9 国庫支出金		267,283,618
	1 国庫負担金	114,160,508
	2 国庫補助金	146,663,825
	3 委託金	6,459,285
10 財産収入		8,184,752
	1 財産運用収入	5,843,880
	2 財産売却収入	2,340,872
11 寄附金		163,119
	1 寄附金	163,119
12 繰入金		80,756,508
	1 特別会計繰入金	1,555,084
	2 基金繰入金	79,201,424
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		43,133,232
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,997,390
	2 預 金 利 子	2,400
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,403,128
	4 受 託 事 業 収 入	2,682,342
	5 収 益 事 業 収 入	14,325,417
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	21,721,555
15 県 債		319,945,000
	1 県 債	319,945,000
歳 入 合 計		2,119,843,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,211,303
	1 議 会 費	3,211,303
2 総 務 費		94,535,208
	1 総 務 管 理 費	27,513,129
	2 企 画 費	7,609,651
	3 県 民 費	10,602,012
	4 環 境 費	8,975,534
	5 徴 税 費	27,228,690
	6 市 町 村 振 興 費	4,814,722
	7 選 挙 費	3,318,725
	8 防 災 費	2,967,477
	9 統 計 調 査 費	898,704
	10 人 事 委 員 会 費	304,200
11 監 査 委 員 費	302,364	
3 民 生 費		391,849,714
	1 社 会 福 祉 費	280,369,335

	2 児 童 福 祉 費	99,116,949
	3 生 活 保 護 費	12,312,872
	4 災 害 救 助 費	50,558
4 衛 生 費		171,725,796
	1 公 衆 衛 生 費	131,756,701
	2 環 境 衛 生 費	4,622,900
	3 保 健 所 費	3,888,462
	4 医 薬 費	12,155,504
	5 公 営 企 業 支 出 金	3,795,624
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,506,605
5 労 働 費		5,793,891
	1 労 政 費	1,949,262
	2 職 業 訓 練 費	3,687,475
	3 労 働 委 員 会 費	157,154
6 農 林 水 産 業 費		23,535,668
	1 農 業 費	8,395,445
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	407,247

款	項	金額
	3 畜産業費	1,412,779
	4 林業費	4,425,521
	5 農地費	8,894,676
7 商工費		39,897,816
	1 商工業費	39,589,582
	2 観光費	308,234
8 土木費		122,366,717
	1 土木管理費	10,891,099
	2 道路橋りょう費	54,593,891
	3 河川費	34,118,833
	4 都市計画費	22,197,608
	5 住宅費	565,286
9 警察費		149,141,186
	1 警察管理費	135,234,255
	2 警察活動費	13,906,931
10 教育費		488,025,390

	1 教 育 總 務 費	50,171,959
	2 小 学 校 費	138,328,611
	3 中 学 校 費	83,095,512
	4 高 等 学 校 費	100,239,306
	5 特 別 支 援 学 校 費	46,985,141
	6 大 学 費	2,432,184
	7 私 立 学 校 費	60,987,958
	8 社 会 教 育 費	4,497,239
	9 保 健 体 育 費	1,287,480
11 災 害 復 旧 費		5,313,028
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,220,621
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,092,407
12 公 債 費		281,951,115
	1 公 債 費	281,951,115
13 諸 支 出 金		341,496,168
	1 公 营 企 業 支 出 金	13,306,168
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	138,991,000

款	項	金 額
	3 所得割交付金	363,000
	4 利子割交付金	806,000
	5 配当割交付金	5,189,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,616,000
	7 法人事業税交付金	9,796,000
	8 地方消費税交付金	155,731,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,477,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	7,017,000
	12 環境性能割交付金	3,202,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合計	2,119,843,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化会館施設整備事業費	8,443,316	令和3年度	844,816
				令和4年度	2,533,067
				令和5年度	5,065,433
3 民生費	2 児童福祉費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費	1,888,842	令和3年度	629,790
				令和4年度	1,259,052
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(令和3年度着工分)	277,587	令和3年度	132,120
	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費(令和3年度着工分)	196,559	令和3年度	58,968
				令和4年度	137,591

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(令和3年度発行分)	令和3年度から 令和13年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
地方債証券の共同発行(1年債)によって生ずる連帯債務(令和3年度発行分)	令和3年度から 令和4年度まで	同 上
人事管理システム等構築事業	令和4年度	184,118
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(令和3年度融資分)	令和4年度から 令和18年度まで	41,905
私立学校振興資金融資損失補償(令和3年度融資分)	令和3年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額

環境創造資金利子補給（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和13年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業（令和3年度発行分）	令和4年度	224,375
災害拠点精神科病院整備事業	令和4年度	649,036
無担保無保証人資金損失補償（平成11年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
起業家育成資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の

		<p>額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から 令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から 令和21年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除し</p>

		<p>た額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあっては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>経営支援緊急融資損失補償（平成10年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から 令和11年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から 令和21年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1</p>

		号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から令和11年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から令和11年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償(平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

<p>借換資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から 令和21年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>
---------------------------	-----------------------------	--

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	同 上
新型コロナウイルス感染症対応資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に

		<p>基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあっては5分の1、第5号の規定に係る貸付にあっては4分の1、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和3年度融資分)</p>	<p>令和4年度から 令和18年度まで</p>	<p>14,202,375</p>
<p>勤労者支援資金損失補償(令和3年度保証分)</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>
<p>離職者等委託訓練事業(令和3年度契約分)</p>	<p>令和4年度から 令和6年度まで</p>	<p>747,455</p>

事 項	期 間	限 度 額
農地利用集積事業資金損失補償（令和3年度融資分）	令和3年度から 令和14年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和24年度まで	99,142
農業災害復旧経営資金利子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和10年度まで	1,023
農業災害復旧経営資金損失補償（令和3年度融資分）	令和3年度から 令和10年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（令和3年度借入分）</p>	<p>令和3年度から令和54年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>農地防災事業</p>	<p>令和4年度</p>	<p>485,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和3年度取得分）</p>	<p>令和4年度から令和13年度まで</p>	<p>1,344,556</p>
<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和3年度借入分）</p>	<p>令和3年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度有料道路整備貸付金債務保証（令和3年度融資分）	令和3年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（令和3年度融資分）	令和3年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
災害防除	令和4年度	140,000
道路改築事業	令和4年度から 令和6年度まで	7,700,000

社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和4年度	300,000
橋りょう修繕	令和4年度	1,173,500
橋りょう架換	令和4年度	300,000
排水機場等維持修繕	令和4年度	110,000
河川改修	令和4年度	69,100
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和4年度	1,743,200

事 項	期 間	限 度 額
街路整備	令和4年度	250,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和4年度	200,000
公園等建設	令和4年度	261,000
令和元年発生都市施設災害復旧事業	令和4年度	1,853,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和3年度建設分）	令和4年度から 令和27年度まで	1,095,918
捜査管理システム構築事業	令和4年度	249,427

学力・学習状況調査実施事業（令和3年度契約分）	令和4年度	162,549
-------------------------	-------	---------

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	8,708,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	68,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	47,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	132,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	16,000	同上	同上	同上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	878,000	同上	同上	同上

老人福祉施設整備事業	1,674,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	300,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	569,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	26,000	同	上	同	上	同	上
災害拠点精神科病院整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
動物指導センター施設整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校施設整備事業	239,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林振興センター施設整備事業	3,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
茶業研究所施設整備事業	18,000	同 上	同 上	同 上
花と緑の振興センター施設整備事業	24,000	同 上	同 上	同 上
農業技術研究センター施設整備事業	136,000	同 上	同 上	同 上
秩父高原牧場基盤整備事業	108,000	同 上	同 上	同 上
造林事業	42,000	同 上	同 上	同 上
県民の森整備事業	15,000	同 上	同 上	同 上

県単独林道事業	256,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	314,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	374,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	117,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	995,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	828,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	393,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	3,908,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	166,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	6,000	同 上	同 上	同 上
産業技術総合センター施設整備事業	247,000	同 上	同 上	同 上
建築安全センター等低公害車整備事業	5,000	同 上	同 上	同 上
道路公社出資金	273,000	同 上	同 上	同 上
県単独道路建設事業	25,554,000	同 上	同 上	同 上
電線地中化（道路）整備事業	336,000	同 上	同 上	同 上

道路事業	5,134,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,186,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1,120,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	14,023,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,067,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	431,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	513,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業	1,797,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独街路事業	3,182,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	44,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	4,193,000	同上	同上	同上
公園事業	186,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	122,000	同上	同上	同上
ヘリコプター設備整備事業	25,000	同上	同上	同上

警察署庁舎建設事業	2,064,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	3,564,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	8,161,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,059,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	154,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	312,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
農林施設災害復旧事業	35,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧事業	950,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市施設災害復旧事業	773,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	2,630,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	205,000,000	同上	同上	同上

令和3年度埼玉県公債費特別会計予算

令和3年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502,049,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,869,404
	1 一 般 会 計 繰 入 金	193,981,599
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,588,805
	3 基 金 繰 入 金	115,299,000

款	項	金 額
2 県 債		191,180,000
	1 県 債	191,180,000
歳 入	合 計	502,049,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		502,049,404
	1 公 債 費	502,049,404
歳 出	合 計	502,049,404

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成18年度、平成23年度 及び平成28年度発行 県債償還金	190,377,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成23年度発行県債償還金	803,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

令和3年度埼玉県証紙特別会計予算

令和3年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,703,361千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,703,360
	1 証 紙 収 入	15,703,360
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,703,361

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,695,361
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,695,361
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出 合 計		15,703,361

令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,620,069千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		16,531
	1 財 産 運 用 収 入	16,531
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,103,537

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,103,537
歳 入	合 計	13,620,069

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,620,069
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,620,069
歳 出	合 計	13,620,069

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ706,866千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		347,892
	1 国 庫 負 担 金	347,892
2 財 産 収 入		11,080
	1 財 産 運 用 収 入	11,080
3 繰 入 金		347,892
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	347,891

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		706,866

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		706,866
	1 救助費	695,784
	2 基金積立金	11,082
歳出合計		706,866

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ763,878千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		26,291
	1 繰 入 金	26,291
2 繰 越 金		177,918
	1 繰 越 金	177,918
3 諸 収 入		559,669
	1 貸 付 金 元 利 収 入	555,680
	2 預 金 利 子	27

	3 雜	入	3,962	
歲	入	合	計	763,878

歲 出

(單位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			763,878	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		763,878	
歲	出	合	計	763,878

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,383,444千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,806,444
	1 負 担 金	7,806,444
2 県 債		3,577,000
	1 県 債	3,577,000
歳 入	合 計	11,383,444

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病院機構貸付金事業費		3,577,000
	1 病院機構貸付金事業費	3,577,000
2 公 債 費		7,806,444
	1 公 債 費	7,806,444
歳 出	合 計	11,383,444

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	3,577,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,440,498千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		188,819,874
	1 負 担 金	188,819,874
2 国 庫 支 出 金		170,296,467
	1 国 庫 負 担 金	130,799,072
	2 国 庫 補 助 金	39,497,395
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		30
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	30

款	項	金 額
4 前期高齢者交付金		200,898,430
	1 前期高齢者交付金	200,898,430
5 共同事業交付金		1,331,422
	1 共同事業交付金	1,331,422
6 財産収入		44,041
	1 財産運用収入	44,041
7 繰入金		38,929,197
	1 一般会計繰入金	38,629,197
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		6,361,871
	1 繰越金	6,361,871
9 諸収入		2,759,166
	1 雑収入	2,759,166
歳 入	合 計	609,440,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		609,440,498
	1 国民健康保険事業費	609,440,498
歳 出	合 計	609,440,498

令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,338千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,216
	1 繰 入 金	2,216
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		26,122
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	26,111
歳 入	合 計	130,338

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		128,338
	1 資 金 貸 付 費	128,338
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		130,338

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,936千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		26,829
	1 繰越金	1
	2 諸収入	26,828
2 就農支援資金業務勘定収入		281
	1 繰入金	261
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		2,461
	1 繰越金	2,460
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		365
	1 繰入金	304
	2 繰越金	58
	3 諸収入	3
歳入合計		29,936

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		26,829
	1 就農支援資金貸付費	26,829
2 就農支援資金業務勘定		281
	1 管理指導事務費	271
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		2,461
	1 農業改良資金貸付費	2,461
4 農業改良資金業務勘定		365
	1 管理指導事務費	305
	2 予備費	60
歳 出	合 計	29,936

令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	13,330
	3 諸収入	6,650
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

令和3年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和3年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,240千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		548
	1 財 産 運 用 収 入	548
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,690

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,689
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	36,240

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		35,240
	1 本多静六博士育英事業費	35,240
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	36,240

令和3年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和3年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,105,253千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		105,003
	1 財 産 運 用 収 入	22,003
	2 財 産 売 払 収 入	83,000
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		1,105,253

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		1,105,253
	1 用地事業費	1,105,253
歳 出 合 計		1,105,253

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,205,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,787,789
	1 住 宅 使 用 料	7,787,789

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2,058,512
	1 国 庫 補 助 金	2,058,512
3 財 産 収 入		44,644
	1 財 産 運 用 収 入	44,644
4 繰 入 金		1,150,825
	1 繰 入 金	1,150,825
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		11,119
	1 敷 金 運 用 収 入	458
	2 雑 入	10,661
7 県 債		2,153,000
	1 県 債	2,153,000
歳 入	合 計	13,205,890

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,514,096
	1 住 宅 管 理 費	6,906,865
	2 住 宅 建 設 費	3,607,231
2 繰 出 金		1,487,490
	1 繰 出 金	1,487,490
3 公 債 費		1,194,304
	1 公 債 費	1,194,304
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,205,890

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和3年度公営住宅建設費	3,428,394	令和3年度	156,452
				令和4年度	678,494
				令和5年度	1,266,009
				令和6年度	898,197
				令和7年度	429,242
		令和3年度公営住宅団地再生事業費	1,641,246	令和3年度	60,248
				令和4年度	180,378
				令和5年度	1,006,849
				令和6年度	393,771

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,153,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		11,274
	1 財 産 運 用 収 入	11,274
2 繰 入 金		716,171
	1 繰 入 金	716,171

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		23,782
	1 貸付金元利収入	23,136
	2 預金利子	1
	3 雑収入	645
歳入合計		751,228

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		751,228
	1 高等学校等奨学金事業費	751,228
歳出合計		751,228

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償(令和3年度保証分)	令和3年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,813,718千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		48,777
	1 入 場 料 収 入	48,776
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,442,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,400,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	42,001
3 財 産 収 入		230,762

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 収 入	230,761
	2 財 產 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,092,176
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,092,174
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	29,813,718

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		206,900
	1 公 営 競 技 総 務 費	206,900
2 公 営 競 技 事 業 費		29,275,401
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,275,401
3 繰 出 金		325,417
	1 繰 出 金	325,417
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,813,718

令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病床数 120床
- 2 患者数

区 分	入 院	外 来
(1) 年間延患者数	25,623 人	17,900 人
(2) 1日平均患者数	70	74

3 主なる建設改良事業 82,553 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	5,159,814 千円
第1項 医業収益	1,742,900 千円
第2項 医業外収益	2,366,281 千円
第3項 特別利益	1,050,633 千円

支 出

第1款	病院事業費用	4,817,428 千円
第1項	医療費用	3,710,579 千円
第2項	医療外費用	51,216 千円
第3項	特別損失	1,050,633 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	836,672 千円
第1項	企業債	79,000 千円
第2項	他会計負担金	397,672 千円
第3項	他会計出資金	360,000 千円

支 出

第1款	資本的支出	478,948 千円
第1項	建設改良費	82,553 千円
第2項	企業債償還金	396,395 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ381,996千円及び294,112千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 79,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,942,168千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、345,657千円と定める。

令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	146社
(2) 年間総給水量	66,451,170m ³
(3) 一日平均給水量	182,058m ³
(4) 主なる建設改良事業	762,855千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,120,217千円
第1項 営業収益		1,991,633千円
第2項 営業外収益		128,583千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	2,307,225 千円
第1項	営 業 費 用	2,271,651 千円
第2項	営 業 外 費 用	31,573 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額598,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,612千円、建設改良積立金370,000千円、減債積立金95,284千円及び過年度分損益勘定留保資金86,770千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	290,058 千円
第1項	建 設 補 助 金	97,600 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	192,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	456 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	888,724 千円
第1項 建設改良費	793,440 千円
第2項 企業債償還金	95,284 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
業 務 設 備 整 備 (令 和 3 年 度 契 約 分)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	980,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	271,324 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,704千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、11,332千円と定める。

令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	634,538,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,738,460 m ³
(4) 主なる建設改良事業	16,810,762 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		48,263,870千円
第1項 営業収益		43,481,310千円
第2項 営業外収益		4,782,559千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 事業費		46,767,710千円
第1項 営業費用		42,980,937千円
第2項 営業外費用		3,746,772千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,965,123千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,441,853千円及び過年度分損益勘定留保資金19,523,270千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	11,453,196千円
第1項	建設補助金	1,580,221千円
第2項	企業債	5,406,000千円
第3項	他会計出資金	4,356,434千円
第4項	他会計補助金	108,473千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,067千円

支 出

第1款	資本的支出	32,418,319千円
第1項	建設改良費	17,647,992千円
第2項	企業債償還金	9,359,027千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	192,000千円
第4項	機構負担年賦金	5,179,300千円

第5項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張関連整備(期)事業	27,344,642	令和3年度	1,508,553
				令和4年度	4,189,504
				令和5年度	8,071,755
				令和6年度	8,672,355
				令和7年度	4,177,135
				令和8年度	725,340

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道施設委託	令和4年度	153,000

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 受 託	令 和 4 年 度	489,000
水 道 施 設 撤 去	令 和 4 年 度	88,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (期)	令 和 4 年 度	284,000
吉 見 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 4 年 度	173,000
業 務 設 備 整 備 (令 和 3 年 度 契 約 分)	令 和 4 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	3,875,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,406,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,387,780 千円
(2) 交 際 費	536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、469,592千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、38,739千円と定める。

令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	150,485 m ²
(2) 主なる建設改良事業	3,913,189 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		10,592,982 千円
第1項 営業収益		10,552,938 千円
第2項 営業外収益		40,043 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		7,879,704 千円
第1項 営業費用		7,586,999 千円
第2項 営業外費用		23,618 千円

第3項	特別損失	249,087 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,862,328千円は、過年度分損益勘定留保資金2,862,328千円で補填するものとする。)。

		収	入
第1款	資本的収入		1,542,476 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,535,696 千円
第2項	他会計補助金		1,476 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		5,303 千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,404,804 千円
第1項	建設改良費		4,204,804 千円
第2項	予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	526,984 千円
(2) 交 際 費	298 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,988千円である。

令和3年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	677,431,605 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,855,977 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,800,154 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		52,912,840 千円
第1項	営業収益		32,078,157 千円
第2項	営業外収益		20,834,682 千円
第3項	特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	53,704,483 千円
第1項	営 業 費 用	52,643,119 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,000,363 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,778,399千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,877千円、減債積立金259,143千円、過年度分損益勘定留保資金1,774,135千円及び当年度分損益勘定留保資金3,644,244千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,648,822 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,110,772 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,091,768 千円
第3項	企 業 債	6,090,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	213,682 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	141,887 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	638 千円
第7項	雑 収 入	75 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,427,221 千円
第1項 建設改良費	24,475,723 千円
第2項 企業債償還金	5,946,514 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	4,984 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	11,870,000
荒川左岸北部流域下水道事業(令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	1,560,300
荒川右岸流域下水道事業(令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	2,140,500
中川流域下水道事業(令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	641,608

事 項	期 間	限 度 額
市野川流域下水道事業（令和3年度契約分）	令 和 4 年 度	90,000
利根川右岸流域下水道事業（令和3年度契約分）	令 和 4 年 度	270,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 6,090,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,381,008 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,697,267千円である。

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,522,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,139,365,220千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		267,283,618	19,522,220	286,805,838
	2 国庫補助金	146,663,825	19,522,220	166,186,045
歳入	合計	2,119,843,000	19,522,220	2,139,365,220

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		391,849,714	17,855,420	409,705,134
	1 社会福祉費	280,369,335	17,524,146	297,893,481
	2 児童福祉費	99,116,949	331,274	99,448,223
7 商工費		39,897,816	1,666,800	41,564,616
	1 商工業費	39,589,582	1,666,800	41,256,382
歳出合計		2,119,843,000	19,522,220	2,139,365,220

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県平和資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

NPO法人地域環境緑創造交流協会

埼玉県深谷市櫛引三十七番地十三

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業が口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関として次の金融機関を定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（全国銀行内国為替制度に加盟していない銀行を除く。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 信用協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない信用協同組合を除く。）
- 六 農業協同組合（全国銀行内国為替制度に加盟していない農業協同組合を除く。）
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第四項の規定により内国為替取引を行う漁業協同組合連合会
- 八 農林中央金庫
- 九 株式会社商工組合中央金庫

告示

埼玉県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
やまぐち歯科医院	山口 陽平	鴻巣市宮前二八八―一	令和三年三月一日
入間市駅前ビルデ ンタルクリニック	医療法人福吉会	入間市河原町一―三入間市 駅前ビル二〇四号室	令和三年三月一日
セキ薬局 春日部 大沼店	株式会社セキ薬 品	春日部市大沼三―一八	令和三年三月一日
セキ薬局 春日部 緑町店	株式会社セキ薬 品	春日部市緑町六―三―二四	令和三年三月一日
おがわまち薬局	株式会社エスシ ーグループ	比企郡小川町大塚三二―七	令和三年二月一日
つくし薬局	AT株式会社	一 児玉郡上里町三町七六一―	令和三年三月一日
訪問看護リハビリ ステーションカ ルナ	株式会社ASS ET	飯能市美杉台三―一七―一 美杉台センタービル一〇―	令和三年三月一日
訪問看護ステーション ささえーる	合同会社Sup port Li fe	新座市野寺五―三―三七サニ ープレスキヤッスルA一〇二―	令和二年八月二日

松沢 幸美	川崎 聡太 郎	大柴 龍	齋藤 修一	氏名	住所
からだ元気治療 院 新座・朝霞 店	骨太郎接骨院	与野名倉堂整骨 院	プラム接骨院	名称	施術所
新座市東北二―二六―二深 井ビル二〇一	戸田市美女木二―二六―六	さいたま市浦和区上木崎一 ―九―一五グランデュオ南 街区一〇八―一	入間市東町一―六―七	所在地	指定年月日
令和三年三月 一日	令和三年三月 一日	令和三年三月 二日	令和三年二月 一日		

二 指定施術機関

訪問看護ステーション かえで桶川	訪問看護ステーション あやめ蓮田	訪問ナーステーション ダレタメ	株式会社アクテ イ群馬	株式会社フアー ストナーズ	株式会社ダレタ メ	桶川市坂田西三―三五―六	令和三年三月 一日
蓮田市蓮田一―一六九ヴィラ エトワール一〇二号室	幸手市幸手五三五二―二						令和三年三月 一日

告示

埼玉県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
八潮駅前眼科	所在地	八潮市大瀬八二二― 一フレスポ八潮二階	八潮市大瀬一―一―三 フレスポ八潮二階
しょう内科クリニック	名称	荘レディスクリニック	しょう内科クリニック
グレースデンタル メデイカル クリニック 埼玉 東分院	名称	グレースデンタル クリニック 埼玉東分 院	グレースデンタルメデ イカルクリニック 埼 玉東分院
訪問看護ステ― ション早稲田	所在地	三郷市早稲田七―一 ―七	三郷市田中新田二七三 ―一みさと協立病院内 一F
訪問看護ステ― ションけあつぐ	所在地	吉川市美南五―六― 四二階	吉川市木売二―一九― 一二アズコム吉川一〇 一号室

告示

埼玉県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
徳永クリニック	八潮市八條一五六七八潮団地二五号棟	令和三年二月四日
新倉診療所	和光市新倉四―一二―三	令和三年一月二十九日
金子歯科医院	久喜市古久喜一五五―二	令和三年一月三十一日
漆原歯科クリニック	鴻巣市宮地四―一五―六	令和二年六月三十日
おがわまち薬局	比企郡小川町大塚三二―八	令和三年一月三十一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称	所在地	廃止年月日
氏名	住所	名称	所在地			
内田 健太		ハートフル鍼灸マ ッサージ院池袋 二丁目八目第 二棟マンション一〇 四号	東京都豊島区西池袋	プラナ治療院	さいたま市緑区三室 一二六二一六	令和三年三月一日
本田 直史				たねもほり治療院	ウス一〇一	令和三年二月十日
種茂 剛				新座市栄三―六―三 七A&Tガーデンハ ウス一〇一		平成二十九年十二 月十五日

告 示

埼玉県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
おおば歯科医院	ふじみ野市緑ヶ丘二―三―一	令和三年二月二十八日

告示

埼玉県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	今井歯科 W E S T	
所在地	八潮市大瀬一 二 一	
開設者名	医療法人社団 大志会	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和三年二月一 日	

告示

埼玉県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称			変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所所在地	事業者名称	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	
さいたま市大宮区桜木町四丁目五〇番新藤ビル	株式会社エース	エースケアセンター	さいたま市並木八一―六一―一五	ツクイ所沢並木通り	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―一	サービスの種類
北足立郡伊奈町本町三―七	株式会社AQ	みやぎ訪問介護ステーション	さいたま市中富一五七―九―一五	ツクイ所沢中富	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	みやぎ訪問介護ステーション	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
		みやぎ訪問介護ステーション	さいたま市中富一五七―九―一五	ツクイ所沢中富	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三―二	みやぎ訪問介護ステーション	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

は訪問介護事業所 まゆう
事業所 所在地
ふじみ野市上 一丁目三〇番 五丁目一〇番 九丁目一〇番 室
ふじみ野市上 一丁目九番
訪問介護

告示

埼玉県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
双葉クリニック	所沢市けやき台 一―三六―七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十八年四月 三十日
みやぎ訪問介護 テーション	上尾市小泉二六 ―一	夜間対応型訪問介 護	平成三十年三月三 十一日
グループホーム誠 明	草加市谷塚一― 二九―一	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護	令和三年二月二十 八日

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注意事項を削る。

様式第五号中「㊸」を削り、同様式の注意事項を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県療育手帳制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

平成二十五年埼玉県告示第千百六十六号（食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

告示文中「別表第二第一号ハ」を「別表第四号」に改める。

第一号中「製造され、又は」を削り、同号ただし書を削る。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

（変更後）イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一号 外 計六十二者

ハ 変更年月日

令和三年三月十七日外

ニ 届出年月日

令和三年三月十七日

二 縦覧期間

令和三年三月三十日から令和三年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月三十日から令和三年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

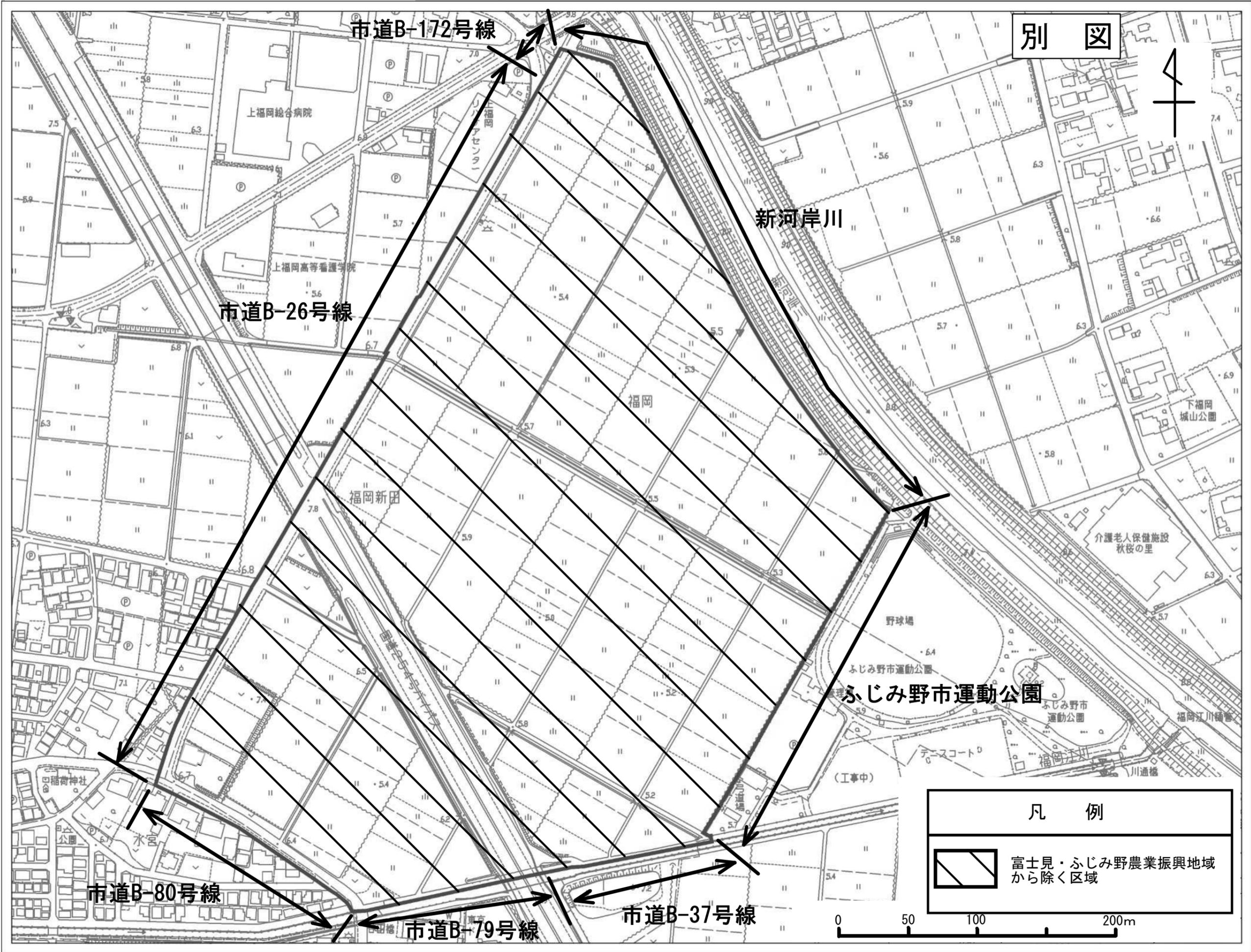
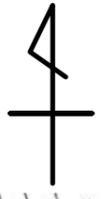
埼玉県告示第三百四十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、富士見・ふじみ野農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和三年三月三十日

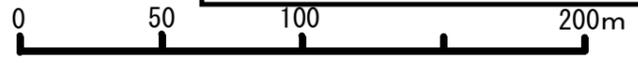
埼玉県知事 大野 元 裕

別 図



凡 例

 富士見・ふじみ野農業振興地域から除く区域



告示

埼玉県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
入間第一用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住 所
	理事	有 山 道 春	埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫七百十番地
	監事	波 田 二三雄	同 同 八百七十八番地
二 退任			
	理事	宮 寺 征 二	埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬四百五十六番地
	監事	有 山 道 春	同 同 大字葛貫七百十番地

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

県営土地改良事業幸手領・権現堂地区（かんがい排水事業）の工事を令和三年三月九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十号

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程の一部を改正する告示

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和二十六年埼玉県告示第百二十五号）

の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第五条中「、あつた者」を「あつた者」に改める。

第六条第一項中「及び口述」を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

受 講 願 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

家畜改良増殖法第16条第2項の規定により開催される埼玉県家畜人工授精師養成講習会講習を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 家畜の種類

2 講習会の別

修業試験合格証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

講習場所

講習期間

年 月 日から

年 月 日まで

家畜の種類

講習会の別

埼玉県家畜人工授精師養成講習会講習を修了し、その修業試験に合格したことを証します。

年 月 日

住 所

埼玉県知事



附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

令和二年埼玉県告示第千八百八十五号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

令和二年埼玉県告示第千百三十六号で公示した公共測量は、令和三年三月二十五日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

令和二年埼玉県告示第千二百七十号で公示した公共測量は、令和三年三月十二日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

令和二年埼玉県告示第七百三十七号で公示した基本測量は、令和三年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百五十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（国土広域情報 修正）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

令和二年埼玉県告示第八百六十三号で公示した基本測量は、令和三年一月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

令和二年埼玉県告示第千四百三十号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

令和二年埼玉県告示第千二百六十五号で公示した公共測量は、令和三年三月二十三日終了した旨測量計画機関である越生町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

令和二年埼玉県告示第九百九十五号で公示した公共測量は、令和三年三月五日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十号

令和二年埼玉県告示第千百四号で公示した公共測量は、令和三年三月十六日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

令和二年埼玉県告示第千四百号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

令和二年埼玉県告示第五十八号で公示した公共測量は、令和三年三月十五日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

令和二年埼玉県告示第五十七号で公示した公共測量は、令和三年三月十五日終了した旨測量計画機関である美里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

令和二年埼玉県告示第九百九十四号で公示した公共測量は、令和三年三月二日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

令和二年埼玉県告示第千四百三号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

令和二年埼玉県告示第五十六号で公示した公共測量は、令和三年三月十五日終了した旨測量計画機関である上里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第三百六十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般 国道	二百五十四号	比企郡小川町大字上横田字遠西九六二番一地先から 東松山市大字新郷三八六番三地先まで
一般 国道	四百六十三号	入間市小谷田一丁目一〇二五番一地先から 同市大字上藤沢字神明六二三番五地先まで
県道	熊谷小川秩父線	熊谷市万吉字前原二三四四番一地先から 同市塩字西原二六〇番六地先まで
県道	熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字古里字駒込一四二番一地先から 同郡小川町大字上横田字遠西九五八番一地先まで
県道	上尾久喜線	蓮田市大字井沼八三八番一地先から 同市大字根金一〇一六番一地先まで
県道	上尾久喜線	北足立郡伊奈町寿三丁目一番地先から 同郡同町大字羽貫字平谷一二二一番一地先まで
県道	中新田入間川線	狭山市大字青柳字苗間一五〇番一番地先から 同市大字青柳字東馬知屋敷四七二番一地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告示

埼玉県告示第三百六十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	加須鴻巣線	鴻巣市天神三丁目九四番三地先から 同市天神三丁目二九二番一地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により公告する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川越市新富町一丁目三番五号 A c t r e e K A W A G O E 9 F
株式会社秀拓 本川越支店内

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

ふじみ野市役所及び事務所の掲示場に掲示して行う。

告示

埼玉県告示第三百七十二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第二号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第三号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第七号中「あて先」を「宛先」ひく「名称）」や「名称及び代表者職氏名）」に改める。

様式第九号中「あて先」を「宛先」ひく「にあつては、名称）」や「にあつては、名称及び代表者職氏名）」ひびぬゝ、「㊟」を証ひぬ。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ及び同項第百十五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ及び同項第百十七号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄口及び同項第百十五号金額の欄口」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄口及び同項第百十七号金額の欄口」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第一百七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第三百十九号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ及び同項第百二十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ及び同項第百二十二号金額の欄イ」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄ハ」を「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄ハ」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県春日部市栄町二丁目二百三十二番地 M&Hガーデン一〇一 森 真一

二 指定年月日

令和三年三月二十四日

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

羽生市から羽生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

松伏町

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十二月二十七日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

吉川市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
寄居町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十二年二月三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 汚水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
 - ロ 雨水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十七号で告示した蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

蕨市

二 都市計画事業の種類及び名称

蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号で告示した春日部都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号、平成三年埼玉県告示第四百五十六号、平成五年埼玉県告示第四百四十二号、平成九年埼玉県告示第千四百六十四号、平成十三年埼玉県告示第五十号、平成十五年埼玉県告示七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第七百三十七号の事業地のうち宮代町大字和戸及び大字国納地内の事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

嵐山町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道

三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

平成元年埼玉県告示第千四百八十八号、平成五年埼玉県告示第千二百七十一号、平成六年埼玉県告示第千五百十四号、平成九年埼玉県告示第六百六十三号、平成十四年埼玉県告示第七百五十二号、平成十七年埼玉県告示第千八十三号、平成二十年埼玉県告示第五百一号及び平成二十八年埼玉県告示第三百四十二号の事業地に嵐山町大字勝田字油面を加え、嵐山町花見台並びに大字勝田字新田坊地内において事業地を変更する。

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

令和二年埼玉県告示第五百号（県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

第十二号中ニを削り、ホをニとし、へからりまでをホからチまでとする。

別記様式中「代表者職・氏名

印」を「代

「 1 使用印鑑

表者職・氏名

」に、

--

2 申請日直

（注）「使用印鑑」とは、入札書、見積書、契約書及び請求書
に
押印する印鑑です。

を「申請

前の事業年度2年間における契約状況

」

日直前の事業年度2年間における契約状況」に努める。

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>五地先まで</p> <p>同市大字赤山字山王町二四八番</p>	<p>川口市大字赤山字山王町二四八番五地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・三三</p> <p>）</p> <p>一〇・〇四</p>	<p>一〇・三三</p> <p>）</p> <p>九・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>十七・四七</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま草加線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで</p> <p>同市大字峯字前五四二番二地先</p>	<p>先から</p> <p>川口市大字峯字前五五一番二地</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・七二</p> <p>）</p> <p>一二・七〇</p>	<p>一三・七八</p> <p>）</p> <p>一一・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇・七五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

さいたま鳩ヶ谷線	路線名
川口市桜町五丁目一〇四番二地先から 同市桜町六丁目一八二番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月三十日	供用開始の期日
延長三三六・二〇メートル	備考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

県道新座和光線	路線名
新座市大和田一丁目八二八番一地先から同市大和田一丁目八七九番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月三十日	供用開始の期日
令和二年十二月四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二八七・〇八メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市鴻巣字沼田一二八三番一地先か ら同市鴻巣字沼田一二八四番二地先ま	区 間
一四・八一〇一七・一三	一一・七六〇一七・一三	敷地の幅員 (メートル)
二七・八一		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市鴻巣字沼田一二八三番一地先から同市鴻巣字沼田一二八四番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年三月三十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二七・八一メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣羽生線 鴻巣市鴻巣字沼田一二八三番一地先から同市鴻巣字沼田一

二八四番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年三月三十一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市寺尾字坊地一九八〇番一地从先から同市寺尾字植田一七八七番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和三年三月三十日
備考	平成二十五年六月十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五七〇・〇〇メートル

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号 秩父市寺尾字坊地一九八〇番一地先から同市寺尾字植田一七八七番五地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年三月三十一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
秩父市大滝字強石四八九四番一 地先から同市大滝字落合九〇五番二 地先まで	秩父市荒川白久字横幕一八五六番 一 地先から同市大滝字落合九〇五 番二地先まで	区 間
一 二・六〇 七二・三〇	六・八四 一三二・二三	敷地の幅員 (メートル)
二二六六・一	七三八〇・〇	延長 (メートル)
	平成二十九年三月十七日付秩父市告示第三十六号において、秩父市道大滝幹線二十号として決定済	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅飯能線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
飯能市大字大河原字深沢口四三〇 番一地从り同市大字大河原字別 所平二三八番五地先まで	飯能市大字大河原字深沢口四三〇 番一地从り同市大字大河原字別 所平二三八番五地先まで	飯能市大字大河原字深沢口四三二 番一地从り同市大字大河原字別 所平二四二番一地从り先まで	区 間
一〇・七一〇 二〇・六六〇	一〇・六二〇 一四・八九〇	一一・一六〇 一三・九七〇	敷地の幅員 (メートル)
二四九・四一〇	二二八・八七〇	九六・三七〇	延 長 (メートル)
昭和四十九年十二月十九日付け指令飯土第一八五四号の変更	昭和四十九年十二月十九日付け指令飯土第一八五四号の変更	飯能市に引き継ぐ	備考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字北平沢字谷ヶ沢一・二・三 ○番一地先から同市大字北平沢字 久保ヶ谷戸一・二・三番一地先まで</p>		区 間
<p>一六・〇六 三二・八九</p>	<p>十六・八六 五〇・八八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>五四三・七一</p>		延長 (メートル)
<p>区域から外れる部分については、日高市 へ移管する。</p>		備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸幸司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新郷停車場線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字上悪土一九 四八番一地先から 行田市大字下須戸字寺浦九九二 番一地先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 四〇番二地先から 羽生市大字上新郷字上出口一九 九六番一地先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 四〇番二地先から 羽生市大字上新郷字上出口二〇 七五番一地先まで	区 間
六・五九〇 二六・二四	六・〇〇〇 六・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三五九六・六一	五九・一四	二二七・〇七	延 長 (メートル)
			備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸幸司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上新郷埼玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市大字上新郷字上悪土一九 四七番一地先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 二二番一地先から 羽生市大字上新郷字上悪土一九 四七番一地先まで	区 間
六・八〇〇 一四・〇五	七・二八〇 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
六九四・七一	一七〇・六一	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和三年三月十六日

指令川建セ第〇二〇一四一号

二 検査済証番号

令和三年三月二十五日

川建セ第〇二〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字須江字鳥木二百五十一番四、二百五十一番五、二百五十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市新町三丁目十四番地三 ファインコート・K二〇一号

仲田 卓

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

次に掲げる告示は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 一 埼玉県病院事業出納取扱金融機関の指定（昭和五十年埼玉県告示第千四百七十二号）
- 二 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（平成十五年埼玉県病院事業告示第六号）
- 三 埼玉県病院事業口座振替先金融機関の指定（平成十六年埼玉県病院事業告示第五号）
- 四 埼玉県病院局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業告示第五号）

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業告示第五号

平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第二号（公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県公安委員会告示第46号

平成8年埼玉県公安委員会告示第167号（集団行進及び集団示威運動の届出に関する告示）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

別記様式第2号中「印」を削り、

「

備	考	1 本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。	を
---	---	--	---

」

「

備	考	本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。	に
---	---	---	---

」

改める。

別記様式第2号

<p>集団行進及び集団示威運動に関する条例の届出書</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者住所</p> <p>氏名</p>	
主催者の住所、氏名	
連絡責任者の住所、氏名	
集団行進又は集団示威運動の日時	
集団行進又は集団示威運動の進路又は場所 (略図を添付すること。)	
参加予定団体の名称	
参加予定人員	
集団行進又は集団示威運動の目的及び名称	
道路使用の方法	
現場責任者の住所、氏名	
備考	<p>本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。</p>

告 示

埼玉県選管告示第十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年四月九日 午後六時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区）について

イ その他

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会運営規程（昭和六十一年埼玉県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

第十四条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

第十五条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県

埼玉県公営企業第一号

埼玉県病院事業

埼玉県

平成十八年埼玉県公営企業告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等を定

埼玉県病院事業

める告示）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県公営企業管理者 高柳三郎

埼玉県病院事業管理者 岩中 督

告 示

埼 玉 県 公 営 企 業 第 一 号

埼 玉 県 流 域 下 水 道 事 業

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第二十条の規定により、公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を次のとおり定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者 高 柳 三 郎

埼 玉 県 下 水 道 事 業 管 理 者 今 成 貞 昭

- 一 公文書の写しの交付に要する費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 二 公文書の写しの交付部数は、開示する公文書一件につき一部とする。
- 三 公文書の写しの交付を受ける者は、公文書の写しの交付に要する費用として送付に要する費用を納付することにより、公文書の写しの送付を受けることができる。
- 四 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。
- 五 実施機関が公文書の写しの交付を行った後、当該写しの交付に係る処分を変更したときは、公文書の写しの交付を受けた者に対し、新たな費用の負担を求めることなく、当該変更部分について既に行った当該写しの交付と同じ写しの作成方法により作成した公文書の写しを交付する。

別表

公文書の写しの作成の方法		公文書の写しの作成に要する費用の額
一 複写機により用紙に複写したもの	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 単色刷（A2判）	一枚につき 四十円
	ハ 単色刷（A1判）	一枚につき 八十円
	ニ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
二 電磁的記録を印刷物として用紙に出力したもの	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのもの。）	一枚につき 四十円
	ロ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
四 前三号に掲げる以外の方法で複写し、又は出力したもの		当該方法で複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額
備考		
<p>1 複写機により用紙に複写をするときは、公文書の写しの用紙の大きさは、当該公文書と同じ大きさとする。ただし、同じ大きさで複写できない場合にあっては適宜分割し、あるいはより大きな大きさで複写し、当該公文書が用紙の両面に情報を有するものである場合にあっては、原則として用紙の両面に複写し、用紙の片面に情報を有するものである場合にあっては、用紙の片面に複写する。</p> <p>2 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写をするときは、ファイルの圧縮、分割又は変換をしない。一つの電磁的記録媒体への複数の公文書（ファイル）の複写は、同一課所に対する請求で、写しの交付日が同じとなる場合に限る。また、公文書の写しの交付を求める者が持参した記録媒体に複写することを認めない。</p> <p>3 第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロに掲げる公文書の写しの作成の方法は、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該公文書を複写し、又は出力することができる場合であって、公文書の写しの交付を求める者が希望したときに限り実施する。</p> <p>4 第一号又は第二号に掲げる公文書の写しの作成の方法で、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として写しの作成に要する額を算定する。</p> <p>5 第三号に掲げる公文書の写しの作成の方法は、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該公文書を複写することができる場合に限り実施する。</p>		

埼玉県告示
埼玉県教育委員会
埼玉県選管
埼玉県人事委員会
埼玉県監査委員
埼玉県労働委員会第一号
埼玉県収用委員会
埼玉県内水面漁場管理委員会
埼玉県公営企業
埼玉県流域下水道事業

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料について、次のとおり定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事	大野元裕
埼玉県教育委員会教育長	高田直芳
埼玉県選挙管理委員会委員長	岡田昭文
埼玉県人事委員会委員長	武笠正男
埼玉県監査委員	山本光紀
同	小山彰
同	神尾高善
同	白土幸仁
埼玉県労働委員会会長	今井眞弓
埼玉県収用委員会会長	中村達也
埼玉県内水面漁場管理委員会会長	岡本信明
埼玉県公営企業管理者	高柳三郎
埼玉県下水道事業管理者	今成貞昭

一 公文書を検索するための資料

イ 公文書の書誌情報

ロ ファイル基準表

二 前号に掲げる資料を一般の利用に供する方法は、次に掲げる資料の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

イ 前号イに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索

をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に公文書検索・閲覧システム
を使用して表示する方法

ロ 前号ロに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索
をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に表示する方法

埼玉県労働委員会会長 今井眞弓
埼玉県収用委員会会長 中村達也
埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡本信明
埼玉県公営企業管理者 高柳三郎
埼玉県病院事業管理者 岩中貞昭
埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭